

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>1. 新型コロナウイルス感染症における財政支援について 市民生活や地域経済に最も身近な基礎自治体に対して、次の事項について要望致します。</p> <p>1) 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加配分するなど、継続的な追加支援を講ずること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国に対して必要な額の確保等を要望し、国の令和3年度補正予算において、6.8兆円が計上され、都道府県及び市町村に対し追加配分されたところです。</p> <p>引き続き、国に対して、必要な額の交付金を確保するとともに、特に財政基盤の弱い自治体により重点的に配分するよう、市町村とも連携しながら要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>1. 新型コロナウイルス感染症における財政支援について 市民生活や地域経済に最も身近な基礎自治体に対して、次の事項について要望致します。</p> <p>2) 地域経済活動の回復に向けて、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講ずること。</p>	<p>国では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付しているところであり、今後とも県と市町村等が連携しながら、同交付金等を活用し地域経済活動の回復に向けて取り組んでいきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>1. 新型コロナウイルス感染症における財政支援について 市民生活や地域経済に最も身近な基礎自治体に対して、次の事項について要望致します。</p> <p>3) 市町村に対する令和3年度予算による地方創生臨時交付金の予算措置と交付を早期に決定するとともに、新型コロナウイルス感染症が収束するまで継続して交付すること。</p>	<p>本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところです。</p> <p>さらに県が同年6月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に事業者支援分として、県内市町村に約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところです。</p> <p>今後においても各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、臨時交付金の確保等について国に要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>1. 新型コロナウイルス感染症における財政支援について 市民生活や地域経済に最も身近な基礎自治体に対して、次の事項について要望致します。</p> <p>4) 新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の地方創生臨時交付金の増額と弾力的運用(使い勝手の良さ)を継続していただくこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国の令和3年度補正予算において、6.8兆円が計上されています。今後とも、市町村等と連携しながら、必要な額を確保するとともに柔軟な運用を図るよう国に対し要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>2. 地方創生の実現のための十分な財政措置                      地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう、特段のご高配をお願いいたします。                      1) 安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保・充実していただくこと。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保していただくこと。</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消を図ること等を国に要望しています。                      令和4年度地方財政計画では、地方一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を200億円上回る62.0兆円が確保されるとともに、地方交付税総額は、令和3年度を0.6兆円上回る18.1兆円が確保され、臨時財政対策債は、令和3年度から3.7兆円減の1.8兆円に抑制されたところです。                      臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方団体の財政運営に支障が生じることがないように措置されています。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消を図ること等を国に要望しています。                      令和4年度地方財政計画では、地方一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を200億円上回る62.0兆円が確保されるとともに、地方交付税総額は、令和3年度を0.6兆円上回る18.1兆円が確保され、臨時財政対策債は、令和3年度から3.7兆円減の1.8兆円に抑制されたところです。                      臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方団体の財政運営に支障が生じることがないように措置されています。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>2. 地方創生の実現のための十分な財政措置                      地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう、特段のご高配をお願いいたします。                      2) 地方創生の実現に向けて、地方公共団体が自主性を発揮して施策を進められるよう、合併市町村の財政需要を遺漏なく地方財政計画に反映させ、臨時財政対策債の廃止に合わせた地方交付税の増額による十分な財政措置を講じること。</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消を図ること等を国に要望しています。                      令和4年度地方財政計画では、地方一般財源総額について、交付団体ベースで令和3年度を200億円上回る62.0兆円が確保されるとともに、地方交付税総額は、令和3年度を0.6兆円上回る18.1兆円が確保され、臨時財政対策債は、令和3年度から3.7兆円減の1.8兆円に抑制されたところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>2. 地方創生の実現のための十分な財政措置 地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>3) 普通交付税の算定においては、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図るとともに合併市町村特有の行政需要を的確に把握し、実態を適切に反映すること。</p>	<p>県では、地方財政計画の策定に当たり、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映することについて、国に対し要望しているところです。</p> <p>令和4年度地方財政計画では、地方団体が地域社会の維持・再生に向けて幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費として、「地域社会再生事業費」4,200億円が引き続き計上されたところであり、普通交付税の算定において、人口減少・少子高齢化が進行している団体や人口密度が低い団体に重点的な配分が行われる見込みです。</p> <p>引き続き、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>2. 地方創生の実現のための十分な財政措置 地方創生の実現のための十分な財政措置や、地域間格差の是正に資する予算確保など、地方自治体の安定的な財政運営が図られるよう、特段のご高配をお願いいたします。</p> <p>4) 合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後 25 年間まで延長されているが、合併算定替えの終了などに伴い財源不足が深刻化することから、上限額の拡大を含め、更なる支援策を講じること。</p>	<p>合併特例債の発行に関し、県では、合併市町が健全な財政運営ができるよう、新市町建設計画の変更や地方債発行に係る協議の際に、実質公債費比率等への影響を考慮しながら助言を行ってきたところです。</p> <p>東日本大震災の被災市町村においては合併特例債の発行期限が延長されていることから、発行期限内における合併特例債の計画的な発行について、今後も引き続き、合併市町への支援を行うとともに、県内合併市町の合併特例債の発行状況や新市町建設計画の計画期間を踏まえ、必要に応じて国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>3. 小規模自治体への総合的な支援について 1) 九戸村について、岩手県職員の駐在又は派遣についてご配慮いただきたいこと。</p>	<p>県では、市町村の抱える特定課題の解決や人材育成等を支援する観点から、県と市町村の職員の相互交流による市町村への県職員の派遣等を行っているところです。</p> <p>市町村に対する人的支援については、派遣の希望等があった場合において、市町村における課題の状況、職員や市町村の意向等を考慮して、適任者を検討し、決定しているところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>3. 小規模自治体への総合的な支援について 2) 行政事務等の効率化について一層のご配慮をいただきたいこと。</p>	<p>県としても、人口減少等により行政コストが増大する中、限られた人員の下、県や市町村が一層連携して行政サービスの維持・向上を図っていくためには、行政事務の効率化や簡素化を推進していく必要があると認識しています。</p> <p>これまで県・市町村トップミーティングの開催をはじめとするWeb会議の活用、県と市町村間でのファイル共有システムの活用などの取組を行ってきており、引き続き、ICTを活用した事務作業の効率化や簡素化を進めていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>3. 小規模自治体への総合的な支援について 3) 行政デジタル化に向け県の主導的役割を發揮いただきたいこと。</p>	<p>国においては、自治体における情報システムの標準化や共通化を推進するための手順書を示すなど、自治体DXを推進することとしています。県としても、科学・情報政策室の情報化推進担当が窓口となり、市町村のデジタル化を支援することとしています。そのため、令和3年度に市町村のデジタル化の現状調査を行い、各市町村の現状を把握した上で、市町村向けの説明会の開催などに取り組んでいます。 また、令和3年7月に設立した産学官金の連携組織であるいわてDX推進連携会議に行政デジタル化部会を設置し、各市町村の意見を伺いながら、実情に合わせた支援を実施していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>4. 津波防災の地域づくりについて 現在、津波防災地域づくりに関する法律に基づき進められている「最大クラスの津波浸水想定」及び久慈川他3河川において実施されている「想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定」について、令和3年度から総合防災ハザードマップの更新を実施する予定としているが、今後、公表される建物等の被害想定では、市街地を中心にかなりの広範囲で浸水することが予想され、現在取り組んでいるソフト対策のほか、避難所施設や避難路などの整備が必要となることが考えられるため、次のとおり要望いたします。 1) 被害軽減のための取り組みについて、国に対し要望するとともに、県においても対策事業を実施すること。</p>	<p>県では、令和3年度、全国知事会を通じ、日本海溝・千島海溝地震特別措置法の充実・強化について要望しているほか、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、太平洋沿岸をはじめとする地震・津波対策や地域特性に配慮した防災・減災対策及び財政支援の強化について要望しているところ。 また、国は、中央防災会議防災対策実行会議の下に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループを設置し、被害想定及び防災対策の検討を進め、被害想定を令和3年12月21日に公表し、防災対策については、引き続き検討を進めていく予定としているところですが、本県においても、「最大クラスの津波浸水想定」を踏まえた被害想定調査を行っており、この調査をもとに、防災対策を検討することとしています。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの
<p>4. 津波防災の地域づくりについて 現在、津波防災地域づくりに関する法律に基づき進められている「最大クラスの津波浸水想定」及び久慈川他3河川において実施されている「想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定」について、令和3年度から総合防災ハザードマップの更新を実施する予定としているが、今後、公表される建物等の被害想定では、市街地を中心にかなりの広範囲で浸水することが予想され、現在取り組んでいるソフト対策のほか、避難所施設や避難路などの整備が必要となることが考えられるため、次のとおり要望いたします。 2) 市が行うハード整備に係る防災対策は、市の財源のみでは、非常に厳しいことから、今後、必要な整備に対する財政支援を行うとともに、市の防災対策への助言等を行うこと。</p>	<p>県では、避難所施設や避難路など、防災対策上必要となるハード整備に係る財政支援の充実・強化について、全国知事会及び都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、国に対して要望しています。 また、市町村の防災対策に関し、県では盛岡地方气象台と連携し、毎年度、市町村職員の災害対応力強化を目的とした研修(講義、図上訓練)を行っており、この研修の中で防災対策への助言を行っています。 引き続き、国に対して、被害軽減対策及び財政支援の充実・強化について要望するとともに、市町村職員を対象とした研修の機会を活用して、市町村職員の災害対応力向上を支援していきます。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>5. 東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出について</p> <p>一般の放射性物質トリチウムを含むALPS 処理水の海洋放出について、震災からの復興に向け、懸命な努力を継続してきた漁業者の思いを真摯に受け止め、十分な説明と慎重な対応を行うことについて国に対し強く働き掛けを行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>1) ALPS処理水について、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を検討すること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。</p> <p>県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。</p> <p>また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。</p> <p>今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>5. 東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出について</p> <p>一般の放射性物質トリチウムを含むALPS 処理水の海洋放出について、震災からの復興に向け、懸命な努力を継続してきた漁業者の思いを真摯に受け止め、十分な説明と慎重な対応を行うことについて国に対し強く働き掛けを行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>2) 海洋放出を行う場合には、国が責任を持って処理水の安全性について漁業関係者や国民に説明し、不安を払拭し理解を得るよう努めること。</p>	<p>ALPS処理水の取扱いについては、国は、福島県の地元自治体や農林水産業者を中心に報告や意見交換を行い、加えて、関係者の意見を聞く場の開催や、国に寄せられた意見等も踏まえて、国の責任において処分方法を決定したとしています。</p> <p>県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところであり、令和3年11月には、国への働きかけにより、県内の関係者等に対する説明の場を県内2か所で設けたところです。</p> <p>今後においても、安全性に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>5. 東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出について</p> <p>今般の放射性物質トリチウムを含むALPS 処理水の海洋放出について、震災からの復興に向け、懸命な努力を継続してきた漁業者の思いを真摯に受け止め、十分な説明と慎重な対応を行うことについて国に対し強く働き掛けを行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>3) 海洋放出の方針を決定したことにより当面生ずる風評被害と、海洋放出が行われた場合に生ずる風評被害に対する国の対応策を示すこと。</p>	<p>県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。</p> <p>また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。</p> <p>国は、令和3年12月に、ALPS処理水の処分に関する中長期的な取組をまとめた「行動計画」を策定し、「風評を生じさせない仕組みづくり」や「風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり」に取り組むとしています。</p> <p>県としては、今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>6. 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 損害賠償の迅速化</p> <p>1) 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p>	<p>産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要な過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>6. 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 損害賠償の迅速化</p> <p>2) 未払いとなっている行政請求分の早期支払い。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、3次にわたり和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>6. 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 損害賠償の迅速化</p> <p>3) 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加。</p>	<p>『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。</p> <p>しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。</p> <p>東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。</p> <p>また、国に対しても『東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行っていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>6. 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>② 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援をおこなうこと。</p>	<p>除染により発生した土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すこと、汚染濃度や除去実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じることについて要望しています。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費については、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町に対し支援しています。</p>	環境生活部	環境保全課 資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>6. 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>③ 学校施設等の校庭に埋設一時保管している除染土の処理基準の速やかな提示をおこなうこと。</p>	<p>埋設一時保管している除染土の処理基準については、放射性物質汚染対策特措法に基づき、国が最終処分方法、処理基準を示すこととされています。</p> <p>県では、これら除染により生じた土壌の処理に向けて、国に対し最終処分方法も含め、処理基準を早急に示すよう要望しています。</p> <p>県では、対応が長期化している除染土の処理について、岩手県の大規模放射線影響対策の取組の重要課題としており、除染土壌の処理基準の早期提示等について、国への要望を行っています。</p> <p>今後も、関係市町村と緊密な連携体制を維持し、情報交換等を行うとともに、引き続き国に対して、除染土壌の処理基準の早期提示等について要望していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>7. 消防防災施設整備費補助金交付要綱の改正(補助メニューの拡大)について</p> <p>同補助金の対象施設の補助メニューに防火水槽の長寿命化に伴う調査・改修に係る経費を新設するなど、防火水槽の長寿命化に係る財政措置の拡充を図られたい。</p>	<p>防火水槽の長寿命化については、平成30年度から防災対策事業債の対象事業(充当率90%・交付税措置率50%)とされていますが、対象範囲が大規模火災の危険性が高い木造密集地域において整備するものと限定されていることから、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通じ、対象範囲を拡大することを国へ要望しています。</p>	復興防災部	消防安全課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>8. 災害に強い地域づくりへの総合的な支援について 要配慮者利用施設避難確保計画の作成や自主防災組織づくりへの支援をお願いしたい。</p>	<p>県では、要配慮者利用施設避難確保計画の策定を支援するため、計画未策定施設が多い市町村を対象に施設管理者向けの講習会を実施しており、令和3年度は一戸町(対象:二戸市及び一戸町の施設)及び軽米町(対象:軽米町及び九戸村の施設)で開催したところです。</p> <p>また、自主防災組織づくりへの支援については、令和2年度に軽米町の上新町自主防災会及び九戸村の戸田元村自治会を対象に自主防災組織活性化モデル事業を実施したところであり、県としては、この成果を他地域へ展開するため、令和3年度岩手県自主防災組織リーダー研修会において、事業成果を報告いただいたほか、県内の防災に関する資格や経験を持つ自主防災組織リーダー等を派遣する岩手県地域防災サポーター制度の活用を通じて自主防災組織づくりへの支援をしています。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9. 県営復興祈念公園の整備促進及び三陸沿岸地域の観光振興について 県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理(除草、トイレ、ベンチの設置等)及び利活用方策の検討をおこなうこと。 1) 県が整備する高田松原津波復興祈念公園の整備促進をおこなうこと。</p>	<p>県が整備する高田松原津波復興祈念公園については、東日本大震災津波伝承館等の開館時期にあわせて公園の一部区域の供用を令和元年9月22日に開始しました。また、それ以外の国営追悼・祈念施設周辺を中心エリアや、高田松原海岸の海水浴利用者の利便性を図る駐車場を含むエリアなどを順次供用し、令和3年12月26日に全面供用しました。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>9. 県営復興祈念公園の整備促進及び三陸沿岸地域の観光振興について</p> <p>県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理(除草、トイレ、ベンチの設置等)及び利活用方策の検討をおこなうこと。</p> <p>2) 復興教育や修学旅行等の学校ニーズに応じ、既仮設住宅体験館等の市施設とも連携した津波教育を核とする震災伝承プログラムの充実と、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光客誘致対策などの推進。</p>	<p>東日本大震災津波伝承館では、修学旅行や校外学習で訪れる児童・生徒の発達段階に対応した震災学習の機会を提供しています。3.11仮設住宅体験館の他、高田松原津波復興祈念公園パークガイドなど、市による取組と連携して東日本大震災津波の事実と教訓を伝承するプログラムの充実を図っていきます。</p> <p>また、館内において、沿岸各地の震災伝承施設や観光情報の提供を行っており、引き続き、三陸沿岸地域へのゲートウェイ機能を発揮できるよう、取り組んでいきます。</p> <p>県では、これまでも「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信や沿岸地域を訪問するバスツアーの造成支援などを通じて「三陸ブランド」の確立に向けて取り組んできたところです。</p> <p>また、県観光協会との連携により、震災学習を中心とした教育旅行の誘致説明会の開催や学校関係者等の招請を実施しているほか、三陸DMOセンターと連携し、高校生の総合学習の一環として実施される震災学習を中心とした体験プログラムツアーを支援しています。</p> <p>県としては、今後とも、本県の観光資源の情報発信などのプロモーションや、感染症対策を含めた受入環境整備への支援に取り組んでいきます。</p>	復興防災部	復興推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9. 県営復興祈念公園の整備促進及び三陸沿岸地域の観光振興について</p> <p>県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理(除草、トイレ、ベンチの設置等)及び利活用方策の検討をおこなうこと。</p> <p>3) 自転車を活用した広域的な周遊観光ルートの設定等、市や県を越えた広域的連携についての県主導の取組。</p>	<p>県では、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、観光地域づくり法人(DMO)や観光協会、その他観光地域づくりに携わる団体を中心とした地域主体で取り組む旅行商品の造成や磨き上げ、新しい旅のスタイルに対応した取組への助成などを実施しています。</p> <p>今後も、自転車を活用した広域的な周遊観光など、多様なニーズに対応した観光コンテンツの更なる発掘や磨き上げを行い、広域周遊観光を推進していきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>10. 地籍整備関係予算の確保について                      効率的な土地利用を図るため下記の事項について要望するため、効果的かつ効率的な地籍調査事業を行うために、復興期間と同等規模の予算を確保すること。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果がありますが、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなどの重要性が改めて認識されています。                      このような中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を進めることとしています。                      県は、県計画を確実に推進するため、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和3年6月に国に対し要望を行っています。                      今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関・団体とも連携しながら、国に対して、補正も含めた必要な予算を確保するよう要望していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>11. 過疎対策の積極的な推進について                      現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要です。つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう要望いたします。                      1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p>	<p>県では、これまで、全国過疎地域連盟や全国知事会を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、令和3年度においても、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保など、各種財政措置の維持・拡充等について、県として要望してきたところであり、令和4年度地方債計画において、過疎対策事業債は、令和3年度比200億円増の5,200億円が計上されたところです。                      引き続き、「過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴う過疎地域における施策の実施状況など、市町村から実情を伺いながら、東北各県や全国知事会過疎対策特別委員会等と連携し、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国等に必要な働きかけを行ってまいります。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>11. 過疎対策の積極的な推進について                      現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要です。つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう要望いたします。                      2) 地方債計画における過疎対策事業債の計画額を増額すること。</p>	<p>県では、これまで、全国過疎地域連盟や全国知事会を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、令和3年度においても、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保など、各種財政措置の維持・拡充等について、県として要望してきたところであり、令和4年度地方債計画において、過疎対策事業債は、令和3年度比200億円増の5,200億円が計上されたところです。                      引き続き、「過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴う過疎地域における施策の実施状況など、市町村から実情を伺いながら、東北各県や全国知事会過疎対策特別委員会等と連携し、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国等に必要な働きかけを行ってまいります。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>11. 過疎対策の積極的な推進について</p> <p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で法期限を迎えることとされておりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域に対する支援を継続して推進していくことが重要です。つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう要望いたします。</p> <p>3) 人口減少がさらに進む中において、地域コミュニティ推進や市民の日常的な移動のための交通手段の確保、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であるが、新過疎法の制定に伴い、「省令」に規定される過疎債ソフト分の発行限度額の算定方法が見直され、過疎債ソフト分の発行限度額が縮減される見込みとなっていることから、「省令」を変更することで過疎債ソフト分の発行限度額の縮減を廃止し、その上で増額を行うなど十分な財源措置を講じること。</p>	<p>県では、これまで、全国過疎地域連盟や全国知事会を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、令和3年度においても、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保など、各種財政措置の維持・拡充等について、県として要望しているところであります。</p> <p>引き続き、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴う過疎地域における施策の実施状況など、市町村から実情を伺いながら、東北各県や全国知事会過疎対策特別委員会等と連携し、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国等に必要な働きかけを行ってまいります。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>12. 地域公共交通の維持確保について</p> <p>1) 広域・幹線バス路線に対する「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」における減額措置を撤廃すること。</p>	<p>県では、令和4年度政府予算提言・要望等において、国庫補助の補助要件の緩和や、みなし運行回数カット(減額措置)の適用除外の特例措置の継続について要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>12. 地域公共交通の維持確保について</p> <p>2) 岩手県地域公共交通活性化推進事業費補助金について、市町村からの要望額に応えられるよう必要な予算額を確保すること。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の実証運行や、利用促進等を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っています。</p> <p>令和4年度当初予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域交通の維持確保に向けた市町村の取組が適切に実施されるよう、市町村に要望額の調査を行った上で、必要な予算額を措置したところです。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>12. 地域公共交通の維持確保について</p> <p>3) 岩手県地域公共交通活性化推進事業費補助金の1市町村あたり補助上限額(現状1市町村上限額500万円)を引上げること。</p>	<p>地域公共交通活性化推進事業費補助については、活用を希望する市町村が増加傾向にあり、県においては、できる限り多くの市町村を支援していく必要があると考えていることから、限られた予算の中、直ちに補助上限額を引き上げるとは困難な状況にあります。</p> <p>なお、市町村の地域内公共交通体系の構築に向けた取組に対しては、当該事業のほか、有識者の派遣や地域内公共交通構築検討会などを通じ、引き続き支援してまいります。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>12. 地域公共交通の維持確保について 4) 路線バスの利便性の向上や効率的な運行のためのバス路線再編など、持続可能な地域公共・交通の推進と、そのための必要な財源確保について、特段の御配慮をすること。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて取り組んでいるところであり、市町村の実施する公共交通の再編や利用促進等に対し、地域公共交通活性化推進事業費補助による財政支援を行っています。 また、国や県の補助対象となっている広域バス路線を対象に、バス路線活性化検討会を開催し、路線毎に利便性向上による利用促進策等の検討を行っています。 加えて、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費に係る補助上限額の拡大及び補助要件の緩和について、国に要望しているところです。 引き続き、国に対して働きかけるとともに、地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系の構築が図られるよう、必要な支援を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>12. 地域公共交通の維持確保について 5) 公共交通事業者の事業継続に対する継続的な支援。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対し、令和2年度においては、感染防止対策に係る補助金や運行を支援するための交付金の交付、バスに係る国庫・県単補助の補助要件の緩和等を行ったところです。 また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい経営状況に置かれている公共交通事業者が持続的な運行を確保できるよう、国に対して財政支援を要望するとともに、鉄道・バス・タクシー事業者の運行を支援するための交付金を補正予算措置し、安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行ったところです。 今後も引き続き、地域公共交通の維持確保が図られるよう、必要な支援を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>12. 地域公共交通の維持確保について 6) 本県が目指すべき今後の公共交通の姿について検討・提示。</p>	<p>県では、岩手県地域公共交通網形成計画を策定し、県民の暮らしを支える公共交通を守るため、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでいるところです。 また、県と市町村で構成する「地域内公共交通構築検討会」等において、市町村の公共交通計画の策定支援や市町村が抱える課題に対する解決策等の検討を行うなど、市町村とともに、市町村の地域内公共交通の維持・確保に向けた取組も行っているところです。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>13. JR 東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR 東日本へ働きかけをお願い申し上げます。 1) 北上駅発着の普通列車を一ノ関駅発着に変更。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望しており、関係団体と連携しながら、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>13. JR 東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR 東日本へ働きかけをお願い申し上げます。 2) 六原駅に駅員の配置及び利用者の利便性向上。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望しており、関係団体と連携しながら、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>13. JR 東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR 東日本へ働きかけをお願い申し上げます。 3) 金ヶ崎駅及び六原駅周辺のまちづくりに対する連携及び協力。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望しており、関係団体と連携しながら、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>13. JR 東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR 東日本へ働きかけをお願い申し上げます。 4) 交通系ICカード「Suica」の対応 エリアを拡大すること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望しており、関係団体と連携しながら、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>14. まち・ひと・しごとへの創生に向けた支援について(一関) 1) 栗登一平(宮城県栗原市、登米市、岩手県、一関市、平泉町)について、県境を越える広域連携での取組に対し、地域経営推進費における補助率のかさ上げ等、他の支援制度よりも手厚い配慮を 県に対し働きかけること。</p>	<p>県では、グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中で、地域が持続的に発展していくためには、県域の区域を越えた連携の下で、戦略的な取組を展開していく必要があると認識しています。 地域経営推進費については、「いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプラン—地域振興プラン—」等の推進に取り組む事業を補助の対象としており、補助率は1/2以内ですが、財政力指数が県内平均以下の市町村については、2/3以内としています。 県においては、地域の実情に応じた、より実効性の高い施策を展開できるよう、引き続き支援を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>14. まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について(一関)                  2) 定住自立圏構想の推進について、中心市及び近隣市町村の特別交付税の交付上限額を撤廃し、圏域の状況に応じた配分を圏域独自に設定できるよう国及び県に対し働きかけること。</p>	<p>定住自立圏については、中心市において圏域の暮らしに必要な生活機能を確認し、周辺市町村と互いに連携・協力していくことにより、圏域全体の活性化を図ることを目的として「定住自立圏構想推進要綱」が設定されており、本構想の推進のための地方財政措置として、特別交付税措置等が行われています。</p> <p>例えば、包括的財政措置の基本的な上限額については、平成26年度に中心市4,000万円、近隣市町村1,000万円から、中心市8,500万円、近隣市町村1,500万円に、令和3年度の改正により、近隣市町村の上限は1,800万円に更に引き上げられたところです。</p> <p>定住自立圏において、中心市は、地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していくこととされており、国が特別交付税の配分割合を決定する際には、その点を考慮しているところです。</p> <p>厳しい財政状況の中で、市町村が人口減少対策や地方創生の推進等、地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためには、地方の需要に応じた使い勝手の良い地方財政措置の充実が必要なことから、必要に応じて国に要望していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>14. まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について(一関)</p> <p>3) 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について、ジョブカフェ一関の機能について再認識し地元就職推進に向け就業支援体制を強化すること。外国人労働者に提供する行政情報、生活情報等の多言語化への支援体制の強化と併せて、雇用担当部署との情報共有体制を構築すること。</p>	<p>外国人労働者の生活環境の支援については、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等を踏まえ、令和元年7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、いわて県民情報交流センター(アイーナ)の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携し外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応するとともに、定期的な県内各地域での巡回相談や、災害や新型コロナウイルス感染症等に関する情報の多言語による発信に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組むとともに庁内関係部署と連携を図りながら、効果的な情報提供に努めていきます。</p> <p>なお、外国人労働者に関する各種支援施策については、行政機関や教育機関、商工団体等による「外国人材受入拡大に係る関係機関連絡会議」等により、日頃から多文化共生担当部署と雇用対策担当部署との間で情報共有を図っています。</p>	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	<p>高校生の就職支援や新卒者の職場定着支援等を行うため、県では、令和3年度はジョブカフェ一関に就業支援員を3名配置するとともに、新たに、県南地域に県内就業・キャリア教育コーディネーターを3名配置することによって、高校等が実施するキャリア教育支援を強化し、県外進学者の県内へのUターン就職等を促進しているところです。</p> <p>なお、現在、コロナ禍の中にあっても、北上川流域の企業を中心に人材ニーズが高い状況が続いていることから、県内就職を更に促進するため、県内企業の認知度向上や岩手で働く魅力を伝える取組を強化していきます。</p> <p>また、県では、外国人材受入拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、外国人県民が生活する上での様々な相談に多言語で対応しています。</p> <p>なお、令和3年6月に実施した「令和4年度政府予算等に係る提言・要望」においては、外国人が安全に安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備等に対する財政措置の継続・拡充のほか、災害時の支援体制の整備などについて要望したところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>15. 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について</p> <p>1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市で実施可能な受信環境改善策への政支援制度の創設。</p>	<p>地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国においてワンセグ波による視聴も含め、放送事業者等と連携し実施されてきたところです。</p> <p>この結果、県内の対象世帯については平成27年3月までにその対策を完了したものとされており、現在、国の支援制度はない状況です。</p> <p>県としては、市町村が共聴施設の新規整備に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>15. 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について</p> <p>2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度の創設。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、県及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和3年6月にも要望したところです。</p> <p>また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>なお、現在国において、地上放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合の技術的可能性等について調査を行っているほか、令和3年度から4年度にかけて市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要な費用の一部を補助する事業を実施していることから、こうした動向に注視するとともに、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めます。</p> <p>今後も引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>15. 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について</p> <p>3) 防災行政無線屋外広報マストの整備について、特段の財政支援を県に対し働きかけるよう要望いたします。</p>	<p>県では、市町村防災行政無線が災害情報を住民に対して迅速に伝達する手段であることの重要性を認識しており、国の財政支援策である緊急防災・減災事業債の活用などの周知、助言等を行っているところです。</p> <p>なお、市町村防災行政無線施設の整備等に対しては、これまで北海道東北地方知事会を通じて、国に対し全面的な支援と財政措置を講じるよう要望しているところであり、今後も継続して要望していきます。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>15. 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について</p> <p>4) テレビ 共同受信施設の光化を含む施設更新に対する助成制度の創設及び地方債の要件緩和について国に働き掛けていただくとともに、県における支援制度を創設すること。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は受信環境の維持の観点から重要な課題と認識しており、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。</p> <p>また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>なお、起債の対象については、任意組合においても地方自治法に定められた要件を満たした地縁団体として認可を受けることにより、辺地・過疎対策事業等の地方債の対象となります。</p> <p>現在、国において、地上放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合の技術的可能性等について調査を行っているほか、令和3年度から4年度にかけて市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要な費用の一部を補助する事業を実施していることから、こうした動向に注視しながら、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努め、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>15. 地デジ県内放送の難視聴対策と情報通信環境の改善について</p> <p>5) テレビ難視聴地域解消事業に対する県補助金制度の創設及び国に対する国庫補助金制度の創設の働きかけを要望すること。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>また、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。</p> <p>なお、現在国において、地上放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合の技術的可能性等について調査を行っているほか、令和3年度から4年度にかけて市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に、必要となる費用の一部を補助する事業を実施していることから、こうした動向を注視するとともに、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努め、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>16. 県北振興の着実な推進</p> <p>1) 県外から人材を呼び込むことができる、大学サテライトキャンパス等の新たな育成機関(機能)の新設についてご検討いただきたいこと。</p>	<p>県では、「いわて県民計画(2019~2028)」の長期ビジョンにおいて、新しい時代を切り拓くプロジェクトの1つとして「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」を掲げ、県北圏域をはじめとする北いわてにおいて、地域の未来を担う人材の育成を推進しています。</p> <p>サテライトキャンパスの設置については、様々な角度から検討すべき課題があり、早期の設置は難しいと考えますが、当該プロジェクトの中では、岩手県立大学と連携し、中高生や社会人を対象として先端技術や地域課題解決の手法を学ぶ出前講座を実施しているほか、令和3年度は、一戸町からの「三陸・北いわて地域活性化アイデア公募」による提案を踏まえ、中学生を対象としたプログラミング教室を実施しているところであり、こうした取組を継続していきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	C 当面は実現できないもの
<p>16. 県北振興の着実な推進</p> <p>2) 県と市町村の連携体制の一層の強化についてご配慮いただきたい。県の広域振興局事業について、市町村の地域課題に根差した具体的な事業となるよう見直していただきたいこと。</p>	<p>広域振興局では、地域課題に即した、より実効性の高い施策に対応できるようにするため、局長独自の判断で対処できる地域経営推進費や、戦略性が高く圏域全体の振興を図る事業について局長が直接予算要求できる広域振興事業の予算を措置しています。</p> <p>このような体制の下、産業振興による地域経済の活性化に向け、「日本一の「甘茶」生産量拡大作戦！展開事業」や「カシオペア連邦建国30周年記念事業」など、地域の特性やニーズを踏まえた広域的な施策を展開しているところであります。</p> <p>今後においても、市町村を十分にサポートしながら地域特性を生かした産業振興や市町村との連携等に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>16. 県北振興の着実な推進</p> <p>3) 浄法寺漆や御所野遺跡など、歴史・文化や食などのテーマに応じた、地域や圏域を越えた広域観光連携の推進を図ること。</p>	<p>県では、「みちのく岩手観光立県第3期基本計画」において、御所野遺跡をはじめ、浄法寺塗等の漆技術や工芸品、雑穀、日本酒等の豊かな食文化等の観光コンテンツの磨き上げや、これを生かした北東北各県との連携による広域周遊ルートの構築などにより、北いわての特性を生かした誘客の促進に取り組むこととしています。</p> <p>地域や圏域を越えた広域観光連携に向けては、令和4年7月から9月に北東北三県がJR東日本の重点販売地域に指定されており、官民一体となって、各種プロモーション等を実施することで、広域周遊の促進に取り組むこととしています。</p> <p>今後も、漆技術のユネスコ無形文化遺産登録や令和3年7月の御所野遺跡を含む縄文遺跡群への世界遺産登録等を好機と捉え、広域的な観光施策を推進するため、地元関係者等と連携しながら様々な取組を展開したいと考えています。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>16. 県北振興の着実な推進 4) 日本の文化を支える浄法寺漆の原木確保や後継者育成など漆産業の振興への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、漆関連産業の人材確保と育成のため、引き続き、大学生や専門学校生を対象に、木地職人や塗師などの仕事を体験するインターンシップ事業を実施するとともに、令和4年度は、若手職人の漆工技術の向上や顧客の開拓も支援していくことで、漆産業の振興を支える後継者育成に取り組んでいきます。</p> <p>県では、国庫補助事業を活用した漆の植栽への助成を行っているほか、漆の苗木生産マニュアルの作成や漆苗木生産技術の研修会を開催するなど、関係機関・団体等と連携しながら、漆の木の生産拡大に向けて支援しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの
<p>16. 県北振興の着実な推進 5) 金田一温泉、九戸城跡、天台寺周辺地区における公民連携によるまちづくりを推進するため、エリアの価値向上につながる施設及び周辺環境の整備に対する支援を図ること。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョンに掲げる北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトにおいても、地域資源を生かした観光地域づくりの推進による国内外からの交流人口の拡大の促進や、公民連携の手法を導入した住みやすい地域づくりの推進などに取り組むこととしています。</p> <p>金田一温泉、九戸城跡、天台寺周辺地区の御要望については、今後、二戸市の具体的な整備計画も伺いながら、協議を通じて支援していきたいと考えています。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
<p>17. 紫波中央駅構内のバリアフリー化(エレベーター設置)への県補助の実施について 紫波中央駅構内のバリアフリー化(エレベーター設置)への県補助の実施について、特段のご配慮をお願いしたい。</p>	<p>多くの方が利用する鉄道施設のバリアフリー化を推進することは、高齢者や障がい者を始め誰もが利用しやすい公共交通の環境整備をする上で、重要であると認識しています。</p> <p>こうしたことから、これまでの補助の実績や他県の補助の状況などを踏まえ、令和4年度当初予算では、鉄道事業者が行う駅へのエレベーター設置について、市町村が支援を行う場合の経費に対する補助を計上したところであります。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について</p> <p>1) 東北 ILC 事業推進センターとの連携により、ILC 国際科学技術研究圏域の中心となる国際 研究拠点の建設候補地(工リア)を明示して 国際研究機関との連携のもと準備作業を進めること</p>	<p>県では、令和3年6月及び11月に、ILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、政府が主導し、国際的な議論を推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう国に対し要望したところであり、引き続き関係機関と連携しながら、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。</p> <p>ILC実現に向けた準備作業及び受入れに向けた取組については、令和元年に策定した「地域振興ビジョン」に基づき、生活支援や教育・保育、医療提供などの受入環境の整備に取り組むこととしており、県においても、医療通訳者の養成や行政・生活に関するワンストップサービス提供に向けた検討などを進めているところです。</p> <p>また、本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北ILC事業推進センターにおいては、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、ILC東北マスタープランも踏まえ、実務レベルでの調査検討等を進めており、今後も、それぞれの役割分担の下、受入れに向けた取組を進めていきます。</p> <p>令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら同センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について 2) 東北ILC 事業推進センターや関係自治体と連携し、ILC 準備研究所の確実な設立について、関係機関に強く働きかけること</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県では、令和3年6月及び11月にILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、政府が主導し、国際的な議論を推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう国に対し要望したところであり、引き続き関係機関と連携しながら、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。</p> <p>令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら同センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について 3) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC 東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進めること</p>	<p>ILC実現に向けた準備作業及び受入れに向けた取組については、令和元年に策定した「地域振興ビジョン」に基づき、生活支援や教育・保育、医療提供などの受入環境の整備に取り組むこととしており、県においても、医療通訳者の養成や行政・生活に関するワンストップサービス提供に向けた検討などを進めているところです。</p> <p>また、本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北ILC事業推進センターにおいては、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、ILC東北マスタープランも踏まえ、実務レベルでの調査検討等を進めており、今後も、それぞれの役割分担の下、受入れに向けた取組を進めていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について 4) ILC の実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、確実な実現を図ること。</p>	<p>県では、令和3年6月及び11月に実施した「令和4年度政府予算に係る提言・要望」において、国に対しILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望したところであり、引き続き、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。 令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら東北ILC事業推進センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について 5) ILC 計画 を我が国科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱に位置付けること。</p>	<p>県では、令和3年6月及び11月に実施した「令和4年度政府予算に係る提言・要望」において、国に対しILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望したところであり、引き続き、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について 6) 国際プロジェクトである ILC 計画を主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整などの早期合意を目指し、確実な実現を図る</p>	<p>県では、令和3年6月及び11月に実施した「令和4年度政府予算に係る提言・要望」において、国に対しILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望したところであり、引き続き、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。 令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら東北ILC事業推進センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について 7) ILC 計画を我が国の科学技術の進展や地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生などの柱に位置付けること。</p>	<p>県では、令和3年6月及び11月に実施した「令和4年度政府予算に係る提言・要望」において、国に対しILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望したところであり、引き続き、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>18. 国際リニアコライダー(ILC)の実現について</p> <p>8) ILCの実現に向けた方針を早期に決定できるよう日本政府に強く働きかけるとともに、地元推進団体の誘致実現に向けた活動への支援ほか、国内での更なる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信のより一層の強化を図られたい。</p>	<p>県では、令和3年6月及び11月にILCの日本での実現を目指し令和4年度のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、政府が主導し、国際的な議論を推進すること並びにILCを我が国の科学技術の進展、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう国に対し要望したところであり、引き続き関係機関と連携しながら、日本政府の主導による国際的な議論の推進と省庁横断の連携体制の強化を国に働きかけていきます。</p> <p>受入環境整備等の課題解決に向けた取組については、令和元年に策定した「地域振興ビジョン」に基づき、生活支援や教育・保育、医療提供などの受入環境の整備に取り組むこととしており、県においても、医療通訳者の養成や行政・生活に関するワンストップサービス提供に向けた検討などを進めているところです。</p> <p>機運醸成に向けては、ILC実現に向けた取組を発信する講演会などのほか、広域振興局が行う小中学生向け出前授業や普及啓発活動により、引き続き多様な主体と連携した国民理解・県民理解の醸成に取り組んでいきます。</p> <p>令和4年2月、高エネルギー加速器研究機構(KEK)は、文部科学省ILCに関する有識者会議の議論のまとめを受けて、国際協力による加速器の開発研究を行う方針など今後のILCの進め方について公表し、国際的な機運の醸成、国内での理解促進活動の強化などに取り組むとしており、県として、引き続き、研究者の活動を支援しながら東北ILC事業推進センターをはじめ、県内市町村やKEK等と一層の連携を図り、ILCの実現に向けて全力で取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>19. 東日本大震災被災文化財資料修復に係る財政支援について</p> <p>被災文化財資料は、自然、歴史・文化を伝える重要な資料である。震災からの復興を被災文化財資料の再生を通して実現させるため、文化庁の被災ミュージアム再興事業による財政支援の継続をすること。</p>	<p>救出した文化財等の保存処理について、国の被災ミュージアム再興事業を活用し、陸前高田市及び外部専門家と連携しながら、未着手の被災資料の修復や保存処理を支援していきます。また、財源の確保については、復興事業予算に係る国の動向を注視し、対応を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>20. 釜石鷓住居復興スタジアムの利活用の推進について ラグビーワールドカップ2019釜石開催のレガシーの活用と継承によるスポーツツーリズム推進と交流人口の増大、スポーツに触れ、楽しむ機会の創出に向けて、また、岩手県民計画の推進・実現にも資することから、釜石鷓住居復興スタジアムを活用した県主催または全県的なスポーツの大会やイベントを積極的に開催すること。また、これらの全国規模の興行を誘致すること。</p>	<p>県では、これまで県ラグビー協会や釜石シーウェイブスRFC、県障がい者スポーツ協会等と連携し、釜石鷓住居復興スタジアムにおいて、トップリーグチームと釜石シーウェイブスとの交流試合や子どもたちを対象としたラグビー教室のほか、障がい者を対象としたグランドゴルフ交流会など様々な催しを実施してきたところです。</p> <p>今後さらに、高規格な施設の活用を図るため、ラグビーはもとより、多くの種目において、県民体育大会や年代別の大会、障がい者のスポーツ交流会など、様々な大会やイベントが実施できるよう、釜石市とともに取り組んでいきます。</p> <p>全国規模の興行については、引き続き、釜石市とともにラグビーワールドカップのメモリアルイベントの開催について検討していくとともに、日本ラグビー協会、県ラグビー協会とも連携しながら「ラグビー県いわて」、「ラグビーのまち釜石」の定着に向け、令和4年から新しく始まる「ジャパンラグビーリーグワン」をはじめとした、大会やイベントの開催実現に向け、継続して取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>21. 県北振興の着実な推進について 1) 浄法寺漆や御所野遺跡など、歴史・文化や食などのテーマに応じた、地域や圏域を越えた広域観光連携の推進を図ること。</p>	<p>県では、「みちのく岩手観光立県第3期基本計画」において、御所野遺跡をはじめ、浄法寺塗等の漆技術や工芸品、雑穀、日本酒等の豊かな食文化等の観光コンテンツの磨き上げや、これを生かした北東北各県との連携による広域周遊ルートの構築などにより、北いわての特性を生かした誘客の促進に取り組むこととしています。</p> <p>地域や圏域を越えた広域観光連携に向けては、令和4年7月から9月に北東北三県がJR東日本の重点販売地域に指定されており、官民一体となって、各種プロモーション等を実施することで、広域周遊の促進に取り組むこととしています。</p> <p>今後も、漆技術のユネスコ無形文化遺産登録や令和3年7月の御所野遺跡を含む縄文遺跡群への世界遺産登録等を好機と捉え、広域的な観光施策を推進するため、地元関係者等と連携しながら様々な取組を展開したいと考えています。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>21. 県北振興の着実な推進について</p> <p>2) 日本の文化を支える浄法寺漆の原木確保や後継者育成など漆産業の振興への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、漆関連産業の人材確保と育成のため、引き続き、大学生や専門学校生を対象に、木地職人や塗師などの仕事を体験するインターンシップ事業を実施するとともに、令和4年度は、若手職人の漆工技術の向上や顧客の開拓も支援していくことで、漆産業の振興を支える後継者育成に取り組んでいきます。</p> <p>県では、国庫補助事業を活用した漆の植栽への助成を行っているほか、漆の苗木生産マニュアルの作成や漆苗木生産技術の研修会を開催するなど、関係機関・団体等と連携しながら、漆の木の生産拡大に向けて支援しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>産業経済 交流課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>21. 県北振興の着実な推進について</p> <p>3) 金田一温泉、九戸城跡、天台寺周辺地区における公民連携によるまちづくりを推進するため、エリアの価値向上につながる施設及び周辺環境の整備に対する支援を図ること。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョンに掲げる北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトにおいても、地域資源を生かした観光地域づくりの推進による国内外からの交流人口の拡大の促進や、公民連携の手法を導入した住みやすい地域づくりの推進などに取り組むこととしています。</p> <p>金田一温泉、九戸城跡、天台寺周辺地区の御要望については、今後、二戸市の具体的な整備計画も伺いながら、協議を通じて支援していきたいと考えています。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>県北・沿 岸振興室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>22. 県営スポーツ施設の矢巾町への建設に関する要望について</p> <p>1) 老朽化により建設が必要と聞き及んでいる県営体育館について、本町に新設をいただきたい。</p>	<p>県営体育館については、令和3年2月に岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしています。</p> <p>今後5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。</p>	<p>文化ス ポーツ部</p>	<p>スポーツ 振興課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>22. 県営スポーツ施設の矢巾町への建設に関する要望について</p> <p>2) スポーツ医科学に基づく県民、町民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力向上のため、岩手医科大学及び同附属病院と連携した「(仮称)多目的屋内家習施設・スポーツ健康科学センター」の本町への設置を図りたい。</p>	<p>県では、これまで、スポーツ医・科学の知見に基づく県民の健康づくりや競技力向上について、県営スケート場内に体力測定や実技講習を行うスペースを確保し、測定結果に基づくトレーニングメニューの提供やスポーツ栄養、メンタル等に関する研修等を実施しているところです。</p> <p>また、トレーナー資格を持つ専門員等を青山駐在に配置するとともに、岩手県体育協会が設置しているスポーツ医・科学委員会と連携し、スポーツドクター、スポーツ栄養士、大学関係者等の協力をいただきながら、県民の健康づくりに係る講習会への講師派遣のほか、選手強化のためのトレーニング指導やいわてアスレティックトレーナーの養成など、ソフト面での様々な取組を進めており、国内外の大会における本県出身選手の活躍につながっているところです。</p> <p>当面は、現行の取組の充実・強化を図り、事業効果を高めていながら、スポーツ健康科学センター等の施設の在り方についても検討していきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの
<p>22. 県営スポーツ施設の矢巾町への建設に関する要望について</p> <p>3) 県営屋内温水プールは老朽化が進み、かつアクセスが不便であることから、県水泳連盟からは同施設の本町への建設について要望いただいている。また、県営体育館や(仮称)スポーツ健康科学センターとの相互利用の可能性も高いことも大いに考慮されることから、本町へ新設を要望する。</p>	<p>県営屋内温水プールについても、令和3年2月に個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしており、5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの
<p>23. 文化財の保護・活用への支援について(平泉町)</p> <p>町指定文化財である長島月館地区の『オダイシヤマ』の県指定や、未指定文化財の調査研究は、世界遺産の価値を更に深化することが期待される。つきましては、県指定・町指定を始めとする文化財の保護と活用之际し、地域の実情に即した財政支援の充実と人的支援など特段のご配慮を頂きたい。</p>	<p>県では、令和3年3月に県内の文化財保護についての基本的な方針を示した「岩手県文化財保存活用大綱」を策定したことにより、市町村による「文化財保存活用地域計画」の作成が進み、地域での文化財の保存と活用が一層推進されるものと期待しています。</p> <p>県文化財への指定は、市町村から県に推薦された案件について、県の文化財保護審議会において候補リスト登載の可否が審議され、登載されたりリストの中から、市町村が行う学術的な調査・研究と、審議会の専門委員による現地調査等を経て、「岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準」により評価が整ったと判断された場合には、県が同審議会に諮問し、その結果を踏まえて指定が行われるものです。</p> <p>県としては、指定に向けて市町村が主体的に行う文化財の起源や歴史的背景等を含めた調査・研究に対し、保護審議会委員等の専門家の指導・助言の機会の確保に努めるとともに、文化財の適正な保存及び活用を図るため、今後も文化財保護事業補助金交付要綱に基づいた財政的支援を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>24. 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について 骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録に向けて、調査研究等へのより一層の専門的・技術的支援を行い、推薦書案の作成に向けて「平泉の文化遺産」世界遺産拡張登録検討委員会に日本史(特に平泉の研究)や浄土思想の研究を専門とする委員を加えるよう、国、関係機関に働きかけること。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、平成30年2月10日の県と関係3市町の申し合わせにより、引き続き、世界遺産追加登録に向けた取組を継続することとしています。 県では、令和3年6月の政府予算要望において、「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について要望したところであり、今後も国から必要な支援が受けられるよう、働きかけを行っていきます。 また、県の平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会の委員構成については、委員会における今後の議論の状況や、文化庁の助言を踏まえて検討するとともに、推薦書案に係る学術的内容については、各分野の有識者からの指導助言を得ながら作成を進めていきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
<p>25. 歴史や伝統文化等を活かした広域的な地域づくりについて(九戸村) 九戸政實ゆかりの地や黒山の昔穴遺跡など歴史的な史跡や遺跡が数多く残り、折爪岳をはじめとする自然資源にも恵まれており、地域資源の活用に向け以下を要望する。 1) 歴史・文化等を活かした広域的な地域づくりについて、県の主導的役割をお願いしたいこと。</p>	<p>圏域を越えた広域連携による交流人口の拡大など、県北圏域をはじめとする北いわてのポテンシャルを最大限に発揮できるよう地域振興を図ることが重要なことと考えています。 二戸市の「"奥南部"漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～」の日本遺産への認定や一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産への登録等、県北地域の魅力を発信する絶好の機会であると捉えており、各市町村の御意見を伺いながら二戸地域の資源を活用した広域的な地域づくりの取組を推進していきます。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
<p>25. 歴史や伝統文化等を活かした広域的な地域づくりについて(九戸村) 九戸政實ゆかりの地や黒山の昔穴遺跡など歴史的な史跡や遺跡が数多く残り、折爪岳をはじめとする自然資源にも恵まれており、地域資源の活用に向け以下を要望する。 2) 県の学芸員等専門人材による市町村支援を一層お願いしたいこと。</p>	<p>九戸村に所在する古代の高地性集落の遺跡である「黒山の昔穴遺跡」(H19県史跡指定)においては、これまで県の専門職員が調査指導委員会へ出席し、有識者とともに現地での指導助言等を随時実施してきたところで、 また、県では令和3年3月に「岩手県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の概要と保存活用に関する具体的指針について整理したところです。今後は文化財保護法の趣旨に則り、市町村が大綱を勧案して策定する「文化財保存活用地域計画」において示される地域の文化財の保存活用の在り方やそのための具体的な措置等を十分に見据えつつ、引き続き、必要に応じ県の専門職員による支援を実施していきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>26.「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録による御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について御所野遺跡を核に、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確立するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動を拡充すること。また、教育旅行の誘致については引き続き、町と共同で取り組んでいただきたいこと。なお、構成市町村各々の事情が異なる中での取組になることが想定されることから、個別事業の枠組みには柔軟に対応いただきたいこと。</p>	<p>令和3年7月の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録は、岩手や県北圏域が国内外から注目される絶好の機会であり、県としては、今後も、世界遺産等を核とした「歴史・文化」をテーマとした広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組合せによる滞在型観光の旅行商品造成促進を図り、市町村等と連携しながら国内外への情報発信により観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、教育旅行の誘致については、県観光協会等と連携した誘致説明会等の開催や、バス運行支援を実施することとしています。</p>	商工労働 観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
<p>27. 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の期末手当が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていない。ついては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続すること。</p>	<p>県では、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しています。</p> <p>引き続き国に対し「部活動指導員」の配置の継続・拡充及び引率旅費を国庫補助対象とするよう、要望してまいります。</p>	教育委員 会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>28. GIGAスクール推進のための財政措置の拡充について</p> <p>国が進めるGIGAスクール構想に関連する必要経費については、地財措置対応としている3人に1人分のタブレットと、補助事業、地財措置のいずれも対象外となっている教師用タブレットの整備分も併せて、補助事業の対象とすること。また、ICTを活用した授業の実施に当たっては、タブレット端末のみならず、大型画面モニター等も整備することで、活用の幅や効果が高まることが期待されるほか、タブレット端末の更新時には多額の費用が発生することから、学校におけるICT環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、国庫補助の対象となっていない県立高校の1人1台端末や、大型提示装置、指導者用端末等の整備を県立学校において順次進めています。</p> <p>また、GIGAスクール構想等により整備した端末等の導入後に生じる通信料や端末等の更新費用、有償ソフトウェア、ICT教材の購入等、及びICT機器を効果的に活用した教育活動の充実に向けたICT支援員の配置等に係る必要な財政措置の拡充を国に対して要望しています。</p>	教育委員 会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>29. 公立学校施設整備に係る財政措置の拡充について 子どもたちの安全を確保し、良好な教育環境を維持するための学校施設の改修、改築事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、実勢価格に即した補助単価の見直しや補助率の引き上げなど公立学校施設整備に係る財政措置の拡充を図ること。</p>	<p>国は、令和3年度予算について、一部補助単価を引き上げるとともに、学校施設環境改善交付金について、大規模改造(質的整備)のうち、障害児等対策施設整備工事(バリアフリー工事)の算定割合を1/3から1/2に引き上げるなどの改正を行いました。 しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、実状にあった補助単価の引上げ等について、国に対し要望しているところです。 今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>30. 事業の円滑化ときめ細かな財政支援について 公立学校の施設整備に係る国庫補助申請スケジュールの見直しについて、事業の円滑な実施に資するため、可能な範囲で国庫補助申請スケジュールを前倒しすることを、国及び県に対して働きかけるよう要望する。</p>	<p>学校施設の多くは、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しており、交付決定時期が事業スケジュールを圧迫していると承知しています。 このような状況を踏まえ、令和4年度公立学校施設整備に関する予算について、全国施設主管課長協議会を通じて、事業採択方針の提示及び公立学校施設整備負担金の認定時期の早期化を国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>31. 被災地通学支援事業の継続について 三陸鉄道の通学定期運賃は、被災地通学支援事業による割引があるが、JR東日本時代のものよりも割高であり、通学に係る経済的負担は以前よりも増しております。このような状況で、令和3年度に被災地通学支援事業が終了しますと、経済的負担は非常に大きくなるものと予想される。ついて、高校生等の通学に係る経済的負担の軽減のため、被災地通学支援事業を令和4年度以降も継続すること。</p>	<p>被災地通学支援事業は、沿岸被災地における通学交通費の負担軽減を図るため、公共交通機関による通学定期券の割引販売に要する経費を補助するものですが、被災地の児童生徒の学びを支える視点から重要と考えており、令和4年度の高校の新入生が卒業する令和6年度までの3年間、さらに事業を継続し、引き続き、被災地の児童・生徒等の通学費負担を軽減し、子ども達の学びを支えていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>32. 児童・生徒への心のケア対策について 国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいているが、釜石市内の児童・生徒は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き、専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要がある。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いている。ついては、児童・生徒の心のケアのため、下記について要望する。 1) 各学校への臨床心理士の派遣等引き続き児童・生徒への心のケアを行うこと。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置を継続して要望していくとともに、スクールカウンセラー等と連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、スクールカウンセラーの適正な配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>32. 児童・生徒への心のケア対策について            国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいているが、釜石市内の児童・生徒は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き、専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要がある。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いている。については、児童・生徒の心のケアのため、下記について要望する。            2) よりきめ細やかな対応ができるよう臨床心理士の派遣体制の強化を図ること。</p>	<p>スクールカウンセラーの派遣体制については、文部科学省の配置方針を踏まえ、学校や地域の実状を把握し、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに応じて臨床心理士等の資格を有する人材配置を行っています。            今後も、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校のニーズや児童生徒の実態を把握しながら臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーの適正な配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>32. 児童・生徒への心のケア対策について            国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいているが、釜石市内の児童・生徒は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き、専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要がある。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いている。については、児童・生徒の心のケアのため、下記について要望する。            3) 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて、多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置の継続すること</p>	<p>被災地への教員の加配措置については、国から措置される復興加配(令和3年度小中学校76人、高等学校29人、特別支援学校9人、合計114人)を、被災地等の小中学校並びに県立学校に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。            栄養教諭については、義務標準法に基づき、給食の単独実施校や共同調理場の配食数に応じて人員を配置しており、今後も児童生徒への安定した安全・安心な給食の提供、充実した食育指導ができるよう、市町村の意向を踏まえながら配置に努めていきます。            指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っており、令和3年度は、引き続き7人を派遣しているところです。今後についても、復興の状況等を踏まえながら検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>32. 児童・生徒への心のケア対策について            国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し、岩手県から臨床心理士を学校に派遣いただいているが、釜石市内の児童・生徒は、未だにトラウマ反応やストレス反応を抱えながら生活している割合が高く、引き続き、専門的な知見による丁寧な心のケアを行っていく必要がある。また、そのような児童・生徒や保護者と接する教職員には、専門的な知見からの助言を必要とする状況が続いている。については、児童・生徒の心のケアのため、下記について要望する。            4) スクールカウンセラーの継続配置</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。            今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置を継続して要望していくとともに、スクールカウンセラー等と連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、スクールカウンセラーの適正な配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>33. フリースクールへの支援及び統一的基準の整備に関する要望について</p> <p>様々な理由で学校に通うことのできない児童生徒が、もう一つのチャンネルとしての需要が高まっているフリースクールに安心して通うことのできる環境を整えるためにも、フリースクールを運営する団体の安定した経営を継続できるよう、県による財政的な支援とフリースクールとして認めるための統一的な基準の整備について要望致します。</p>	<p>県教育委員会では、令和3年度から、フリースクール等民間施設と合同で、不登校児童生徒の支援に係る課題を共有し、支援に向けた学校、教育委員会と民間施設との連携の在り方を確認することをねらいとした「不登校児童生徒支援連絡会議」を開催しています。本会議を通して、民間施設における相談、指導の状況について情報共有を行うとともに、国の不登校児童生徒の支援に係る通知の共通理解を図っていきます。同通知には、民間施設等での学習による指導要録上出席とする扱い等について示されており、今後も学習機会の確保や出席扱い等について共通理解を図りながら、不登校児童生徒の支援を推進していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>34. 北上市内への特別支援学校分教室高等部の新設について</p> <p>花巻清風支援学校北上みなみ分教室小中学部の設置を踏まえて、北上翔南高校に分教室高等部の設置をすること。</p>	<p>県教育委員会では、令和3年5月に策定した岩手県立特別支援学校整備計画に基づき、各地域の実情に合わせた学びの場の整備を進めています。特別支援学校の高等部については、卒業後の自立や就労の実現に向け、職業教育に関わる教育環境や、人間関係の広がりなどを育むための一定の学習集団が必要であることから、広域圏を単位として設置しています。北上翔南高校への分教室の設置については、今後の生徒数の動向や全体的な学校配置の在り方等を総合的に勘案し、御提言の趣旨等も踏まえながら検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>35. 釜石市内の高校ラグビー一部強化に向けた取組について</p> <p>釜石市内高校ラグビー一部強化のために、下記の事項について要望いたします。</p> <p>1) 釜石市内の高校へラグビー競技有能指導教員を継続して配置すること。</p>	<p>高等学校の教職員の配置については、各学校の教育課程、部活動の実情等に配慮した配置に取り組んでいます。全県的に配置を検討する中で、釜石市内の高等学校については、ラグビー一部の顧問経験者を継続的に配置してきています。今後も、学校の特色、現状並びに地域の要望等を勘案して教職員の配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>35. 釜石市内の高校ラグビー一部強化に向けた取組について</p> <p>釜石市内高校ラグビー一部強化のために、下記の事項について要望いたします。</p> <p>2) 釜石市内の高校をラグビー強化指定校とすること。</p>	<p>県では、公立高等学校を対象に「岩手県特別強化指定校」(以下、「特別強化指定校」という。)を指定するとともに、優秀指導者(以下、「指導者」という。)を認定のうえ、特別強化指定校へ長期的に配置しています。特別強化指定校の指定については、全国大会での実績など選定基準に基づき、毎年指定することとしています。</p> <p>今後も、各種全国大会の実績を基に適正に判断の上、強化指定校を指定し、本県の競技スポーツにおける高校生選手強化、競技力向上を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>36. 県立釜石祥雲支援学校通学バスの下校時の運行について 令和元年度から要望した大槌町から県立釜石祥雲支援学校への登下校用通学バスの運行について、昨年度より登校時の運行が開始されたが、大槌町への「下校時の通学バス」を早期に運行するよう強く要望する。</p>	<p>令和元年度に御要望いただいた通学バスの運行について、検討の上、令和2年度より登校時の運行を開始したところであり、令和4年度は、新築移転に伴い、スクールバスを整備する予定です。 なお、下校時の通学バス運行についても、児童生徒の利用希望人数、放課後等デイサービス事業所等の利用状況、バスの添乗に係る教職員の配置等に加え、新築移転後のニーズも含めた総合的な観点から、検討を進めているところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>37. 県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて(大槌) 県外生の重要な選択要素となる入学者選抜制度について、大槌ならではの特色を活かした県立大槌高等学校に意欲をもって志願する県外生徒が、推薦入学者選抜を受検できるような制度の見直しを要望する。</p>	<p>推薦入学者選抜については、原則として岩手県内の中学校等を卒業する見込みの者、若しくは岩手県内の中学校等を前年度に卒業した者を対象として実施しています。これは、県内の中学生等の希望する学びの機会を保障するためであり、この観点から、現時点では県外生徒に対する推薦入学者選抜制度の導入は困難であると考えます。 その一方で、一般入学者選抜では、従来から一家転住等の事由による県外からの志願を認めていることを踏まえ、地域人材の育成やふるさと振興の観点から学校と地域が連携し、入学後の居住環境を紹介できる体制等が整っている学校・学科については、県内生徒の学ぶ機会を保障しつつ県外からの志願者を受け入れることを可能としています。 現在、県立高校入試の改善について、外部有識者会議での検討が行われているところであり、議論の方向性も踏まえながら、県外からの志願者受入れについて、引き続き検討を行い、必要な改善を行っていきます。 今後も、県外からの志願者受入れが魅力ある学校づくりに結び付くよう、各高等学校と連携しながら取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>38. 県立住田高等学校について 県立住田高等学校の魅力向上と県土を支える人材育成のため県立併設型中高一貫教育校の本町への設置</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として行われています。 他地域への併設型中高一貫教育校の設置については、これまでも他の自治体から要望をいただいているところですが、その必要性については、一関第一高等学校附属中学校出身者の大学卒業後の進路状況等を精査するとともに、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めた上で、検討する必要があると考えています。 また、町内の中学校卒業予定者数が少なく、今後も減少傾向が見込まれる地域への併設型中高一貫教育校の設置については、入学志願者確保や集団生活を通じて社会性を育むという観点等、課題も多いものと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>39. 県立軽米高等学校の教育の一層の充実について</p> <p>1) 県下の小規模高校の共通の課題である、教育の質の維持向上と、魅力ある学校づくりに向けた施策の一層の推進をすること。</p>	<p>魅力ある学校づくりに係る支援については、令和2年度から「高校の魅力化促進事業」を実施し、軽米高等学校を含む28校において取り組んでいます。地域理解の学習活動の充実等を通して魅力ある学校づくりに取り組むことで、引き続き、生徒の未来を切り拓く資質・能力や自己有用感を育み、岩手の産業や地域を支える人材を育成するとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を継続していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>39. 県立軽米高等学校の教育の一層の充実について</p> <p>2) 教育の質の維持向上に関わっては、教職員数の確保に向けた少人数学級の導入についての検討すること。</p>	<p>高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数改善計画が必要であり、国に対しては計画の早期策定を継続して要望してきているところです。</p> <p>今後も国の標準法を踏まえつつ、隣接校同士が兼務発令等によって小規模校の課題である選択科目に係る専門教員の不足を相互に補完できるよう、また、地域に根ざした教育の充実に向けて、学校の特色、現状、隣接校を含めた教科バランス等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>39. 県立軽米高等学校の教育の一層の充実について</p> <p>3) 魅力ある学校づくりに関わっては、現在進めているICT教育の一層の充実・推進すること。</p>	<p>ICT教育については、令和2年度、全県立学校でWi-Fiが利用できる環境を整備したほか、軽米高等学校を含む全県立学校の普通教室等に大型提示装置等のICT機器を整備するなどICT環境の整備を進めています。また、導入したICT機器を効果的に活用していくため、ICT活用研修を実施するなど教員のICT活用指導力向上のための支援を行っており、今後もICTの活用を推進していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>40. 県立伊保内高等学校の存続と新たな高校の在り方について</p> <p>1) 過去に県教育委員会が示した高校存続要件「2年連続で入学者数21名を下回らないこと」を撤廃いただきたい。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>伊保内高校のような1学年1学級校(以下「1学級校」という。)の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>また、県教育委員会では、伊保内高校等の小規模校を対象として令和2年度から「高校の魅力化促進事業」を行っており、総合的な探究の時間等を活用しながら地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図っています。</p> <p>同事業による取組と九戸村が行っている同校への様々な支援と併せて、同校の生徒確保に繋がるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>40. 県立伊保内高等学校の存続と新たな高校の在り方について</p> <p>2) 従来の教育カリキュラムにとらわれない地域の特色を活かした独創的な高校の実現を容認いただきたい。</p>	<p>高校独自のカリキュラムの導入については、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成が可能となるよう、各学校において独自の教科及び科目を設定することができることから、伊保内高校において、地域や学校の特色を生かした教育課程の編成を検討する場合には助言等の支援を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>40. 県立伊保内高等学校の存続と新たな高校の在り方について</p> <p>3) 小規模高校のネットワーク化による教育機能の強化についてご検討いただきたいこと。</p>	<p>小規模校のネットワーク化については、現在小規模校を対象とした「高校の魅力化推進事業」を実施し、各校の特色化・魅力化を推進しているところであり、指定校間における取組内容の共有を今後も行っていきます。また、県立学校全生徒にMicrosoft365のアカウントを発行しており、コミュニケーションツールであるTeamsを活用した学校間連携等への支援を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>41. 県立種市高等学校及び大野高等学校における教育環境の充実について</p> <p>1) 教職員の加配措置等による教育の質の確保</p>	<p>教職員の配置については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)」に基づき実施しており、種市高校には普通科・専門学科併置校としての多様なカリキュラムを実現するために1名を加配しており、大野高校には学校の実情などを考慮し教職員を1名加配するとともに、近隣の高校の教員が兼務することにより、教育課程の充実に努めているところです。今後も、国の標準法を踏まえつつ、学校の特色、現状等を勘案して教職員の配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>41. 県立種市高等学校及び大野高等学校における教育環境の充実について</p> <p>2) 種市高等学校学生寮の運営協力及び財政支援</p>	<p>種市高等学校学生寮については、一般社団法人日本潜水協会や町の意向等を踏まえ、同校の教職員公舎を無償譲渡(敷地は無償貸付)したところです。平成29年3月23日に関係団体等と締結した「海洋土木技術の持続的発展と担い手の確保育成に係る包括的連携・協力に係る協定」の趣旨を踏まえ、他の県立学校で培った寄宿舎運営に係るノウハウの提供などを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>42. 県立沼宮内高等学校の再編について                      小規模自治体にとっては高等学校教育の維持がまちづくりの要になるものと考えます。このことから、将来におきましても単に数の論理による統廃合によることなく、沼宮内高等学校が小規模校の特色を活かした人材育成の場として、本町の持続発展を担う教育機関となるよう地域の実情を踏まえた再編が図られることを強く要望する。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。                      また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。                      県教育委員会では、令和2年度から「高校の魅力化促進事業」に取り組んでおり、沼宮内高校においても、総合的な探究の時間等を活用しながら地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしています。                      今後とも、地元中学生の志望状況や同校の入学者数の状況等を注視するとともに、地域と連携しながら、生徒の多様な進路希望の実現や地域人材の育成等に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>43. 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の維持確保について                      県として標準法に基づいた上で学校の実情等により教職員の配置をしていることは理解しているが、生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている、現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる西和賀高等学校の教職員数の維持確保について特段の配慮を要望する。</p>	<p>教職員については、標準法に基づき学校の実情等を考慮し配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。                      西和賀高校においては、標準法に基づいて定数を定めた上で、「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」など、教育の質を維持できるよう加配を行っているところです。今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>44. 県南地域における新たな工業高校の設置について(水沢工業高校と一関工業高校の統合)                      1) 新設校の設置については、通学の利便性の良い場所の設置をお願いしたい。</p>	<p>県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としています。                      胆江、両磐の両ブロックから通学する生徒の利便性の確保に向け、立地場所の選定や公共交通機関との調整等に向けた検討を進めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>44. 県南地域における新たな工業高校の設置について(水沢工業高校と一関工業高校の統合)</p> <p>2) 学科構成については、産業人材のニーズに幅広く対応できる構成とし、高度な専門教育が受けられるよう体制を構築すること。</p>	<p>県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図ることとしています。</p> <p>これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成とともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対し学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応を図りたいと考えています。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域の産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>45. 県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について</p> <p>1) 引き続き一戸高等学校総合学科の1学年3学級を維持すること</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。</p> <p>計画では、地域の将来を見据えて一戸高校と福岡工業高校を統合し、両校の各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しつつ、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することによって、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋げていきたいと考えているものです。</p> <p>統合後の新設校においても現行の一戸高校総合学科の系列維持を想定しており、新設校の校名、校舎、学科の構成等、具体的内容については、今後設置される統合検討委員会において意見を伺いながら検討することとしています。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>45. 県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について</p> <p>2) 法律に基づく教員定数以上に教員の加配を行い、総合学科の特色を生かした現在の各系列講座を維持すること。</p>	<p>教職員の配置については、高等学校の教員定数を定める標準法に基づいて定数を定めた上で、一戸高校には総合学科校としての多様なカリキュラムを実現するために1名の加配を行っています。今後も、標準法を踏まえつつ、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>45. 県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について</p> <p>3) 一戸高等学校の特色や魅力を県内だけでなく県外にも積極的に発信し、県外からの生徒の受入れを進めること。</p>	<p>県外からの生徒の受入れについては、令和2年度入試から県教育委員会との間で協議が整った学校について受入れを開始しており、令和3年度入試では一戸高校を含む7校で受入れを実施したところです。県外への情報発信については、メディアプラットフォームnoteの活用や、各学校及び県教育委員会のホームページで行うとともに、県教育委員会では各学校の紹介を掲載したパンフレットも作成し発信していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>45. 県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について</p> <p>4)「新たな県立高等学校再編計画後期計画」で示された福岡工業高校との統合にあっては、地域における多様な進路実現のため希望に応じることができる学科配置を行うとともにこれまで両校が果たしてきた機能を継承していただきたい。</p>	<p>「新たな県立高等学校再編計画後期計画」における、一戸高校と福岡工業高校の統合では、両校の各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しつつ、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することによって、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加を図るものです。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>46. 高等学校教育の充実について(県立福岡工業高等学校と県立福岡高等学校)</p> <p>1) 県立福岡工業高等学校は、今後においても、深い学びと、きめ細かな指導による専門高校として魅力ある学校を継続できるよう、専門高校として単独校で存続すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。</p> <p>他方で、生徒数が減少する中においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証や、生徒にとってより良い教育環境の整備等に課題が残ることが懸念されます。</p> <p>二戸地域においては、高い技術力を有するものづくり産業等が集積されており、地域産業を担う人材の育成とともに、高齢化社会に対応した介護福祉人材の育成も求められている現状にあり、計画策定に当たり開催した地域検討会議では、地域の将来を担う人材育成の観点の必要性や校舎制による教育機会の維持、他ブロックへの生徒の流出に対する懸念等に係る意見もいただいたところです。</p> <p>については、地域の将来を見据え、新たに整備された福岡工業高校の校舎を活用しながら、各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しつつ、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することで、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋げていきたいと考えているものです。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>46. 高等学校教育の充実について(県立福岡工業高等学校と県立福岡高等学校)</p> <p>2) 県立福岡高等学校は、県北地域における高等学校教育の中心校としての魅力を高めるため、校舎の全面改築を行うこと。</p>	<p>県立学校施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて生徒の増加に対応して整備されており、老朽化が進む中で、一斉に改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大していくことになります。</p> <p>これまでは、災害復旧や耐震化整備事業を優先的に進めてきたところですが、今後は、施設の状況等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、計画的に整備を進めていきます。</p> <p>また、必要な財源の確保が重要な課題となっており、引き続き、国に対して、公立高等学校施設の老朽化対応事業を国庫補助対象とするよう要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>47. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>1) 3回目のワクチン接種の実施にあたり、接種を希望する方の速やかな接種を実現するため、ワクチン接種体制に必要な費用に関しては、市町村負担が生じないよう、国がすべて負担されるよう国に働きかけをおこなって頂きたい。</p>	<p>県では、市町村が円滑な接種体制を確保することができるよう、接種会場までの送迎費用や医療従事者確保に要する経費、接種会場の設置・運営に要する経費など、継続的に接種体制を確保するために必要となる費用について、地方負担が生じないよう、全額国費による財政措置について、引き続き、国に対し要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>47. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>2) 今後 3回目の接種が控えていることから、ワクチンの安定供給について、国に強く働きかけること</p>	<p>令和4年2月15日に、厚生労働省から新型コロナワクチンの中長期の見通しが示され、県内では令和4年8月までに接種間隔が6か月経過する方が約101万5,000人程度見込まれるのに対し、ファイザー社ワクチンが約55万8,000回、モデルナ社ワクチンが約54万9,000回、合計では約110万7,000回供給される見通しとなっており、必要な総量は確保できる見通しとなっています。</p> <p>県としては、ワクチンの市町村間の配分調整などを通じて、市町村の接種の前倒しを支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>1) NPO 法人による「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット」の運営が安定するまでの間、県においても運営機関へのフォローアップと財政支援を行っていたと共 に、2次 医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進められたい。</p>	<p>県では、地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている全国的な保健医療情報ネットワークの動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>2) 医師の増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じられたい。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和3年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院の医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、医師の確保等は非常に厳しい状況です。</p> <p>そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)の段階的な増員に取り組んでおり、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>3) 広域的な産後ケア事業の実施に向けた具体的な検討を加速させるため、人材確保等の施設運営経費のほか、市町村域を超えて利用する広域的な利用者の費用の補助など、県独自の支援事業を構築されたい。また令和3年4月1日に改正法が施行されたことから、市町村格差が生じないようにこれを緊急的に進められたい。</p>	<p>産後ケア事業は市町村の努力義務とされ、県内では、令和3年度当初までに25市町にて実施されており、その取組が広まってきているところです。</p> <p>産後ケア事業の実施に当たっては、産婦が身近な地域において、きめ細かなケアを受けられることが効果的と考えることから、県としては、まずはすべての市町村において取組めるよう支援していくことが重要と認識しており、引き続き未実施の市町村に働きかけを行っていきます。</p> <p>産後ケア事業の実施に係る経費については、国庫補助が活用できることから、適切に活用がなされるよう引き続き市町村に対する情報提供を行っていきます。</p> <p>また、令和4年度から、産後ケア利用者が負担する利用料を市町村が無償化した場合、その経費について県から市町村に対し補助を行う「産後ケア利用促進事業費補助」を実施することとしたところであり、産後ケア利用者の経済的負担を軽減し、支援を必要としている方が適切な支援を受けられる体制づくりに取り組めます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>4) 地域で安心して出産できるために、周産期医療に欠かすことのできない産科医、小児科医及び助産師への支援、養成のための施策など十分な対策を講じるとともに、周産期医療体制の充実強化策を講じられたい。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和3年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。また、診療科偏在の取組については、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度からは医療局奨学資金に産婦人科特別枠を設けており、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。</p> <p>引き続きリスクに応じた分娩取扱医療機関の連携を進め、医療提供体制の強化を図るとともに、産科診療所への新たな設備導入等の支援、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化や、市町村と連携してハイリスク妊産婦の通院等を支援する事業などの取組により、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>産婦人科及び小児科の常勤医師の増員については、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、大変厳しい状況となっています。</p> <p>今後とも関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブ強化などにより、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和2年度から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設け、産科医の確保に向けて取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について 5) 医師の配置と増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じられたい。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和3年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところです。</p> <p>医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>県立病院の医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、医師の確保等は非常に厳しい状況です。</p> <p>そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)の段階的な増員に取り組んでおり、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
		医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>6) 医療・介護人材の確保と定着に向けた施策の更なる充実を図られたい。</p>	<p>【医療政策室】</p> <p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和3年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計104名の養成医師を配置したところ。医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度臨床研修を開始した養成医師から沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところ。また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などに取り組んでいるところ。</p> <p>【長寿社会課】</p> <p>県では、介護事業者と求職者とのマッチング支援や事業所における労働環境・処遇の改善の促進、資格取得の支援、キャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいるほか、市町村等による介護の仕事への理解促進に向けた取組に対する補助を行うなど、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の3つの視点から、介護人材の確保について総合的に取り組んでいるところ。</p> <p>また、県は、これまで国に対して、介護従事者の処遇改善を図るための適切な水準の介護報酬の設定など、介護人材確保対策の一層の拡充について要望してきたところであり、令和4年2月から9月までの間、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置が講じられたところ。令和4年10月以降については、臨時の報酬改定により、引き続き財政措置が講じられることとなっています。</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>7) 地域生活支援事業において、各地域で安定的な事業継続と障がい者が平等にサービスを受けられるよう、さらには地方自治体が同事業に積極的に取り組むことができるように、国が十分な負担を果たすことを、県の責務として、国に対しあらゆる機会を捉え要望して頂きたい。</p>	<p>地域生活支援事業費については、障害者総合支援法により、予算の範囲内での補助事業とされており、国から交付される補助金額が、県や市町村の所要額を下回っていることから、県負担分も含め、やむなく市町村に対する補助を割り落して執行している状況です。</p> <p>県としては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、政府予算提言・要望において要望を行っています。</p> <p>また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国に対し、要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>8) 胆江圏域内の 公立 病院における産科医師の確保を図るとともに、圏域内の周産期医療の置かれている現状を踏まえ、セミオープンシステムを利川した円滑な受入・連携のあり方について検討すること。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、特に産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに令和2年度からは医療局奨学資金に産婦人科特別枠を設けており、本制度について周知を図り、産科医等の養成の取組を強化し、医師の偏在解消を進めていきます。</p> <p>令和4年2月に開催した岩手県小児・周産期医療協議会や、岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議において、妊婦健診等を実施する地域の診療所と分娩を行う医療機関の連携の下、胆江地域の妊婦に係る健診や分娩については、周産期医療圏内で適切に対応していくことを確認したほか、医療機関間の情報連携、妊産婦支援、消防との連携などについて引続き検討を進めることとしたところです。</p> <p>県としては、引き続きリスクに応じた分娩取扱医療機関の連携を進め、医療提供体制の強化を図るとともに、産科診療所への新たな設備導入等の支援や、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化など取組により、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>48. 地域医療体制の充実について</p> <p>9) 感染症等が発生した場合において適切に対応を行うため、感染症病床を備える総合 水沢病院に対する呼吸器内科医等の継続的な配置を行うこと。</p>	<p>県では、令和2年3月に策定した岩手県医師確保計画に基づき、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいます。</p> <p>奨学金養成医師については、計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和3年度は、県全体で19名の養成医師を配置したところであり、引き続き地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。</p> <p>令和4年度は総合水沢病院への呼吸器内科医等は配置はできませんでしたが、感染症への対応や地域医療の充実を図るため、引き続き配置について調整に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
49. 再生可能エネルギー対策の普及拡大について 1) 太陽光や風力(陸上・洋上)による発電、波力発電等の多様な再生可能エネルギーの導入・検討に対する支援をすること。	久慈市沖の海域が「海洋再生可能エネルギー発電整備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」による促進区域の指定が受けられるように継続して国へ情報提供等を行っていきます。 他の市町村についても、市町村や地元関係者の意向を確認しながら、洋上風力発電の導入・検討を支援していきます。 また、波力発電等の新たな再生可能エネルギーの導入に向けた取組についても支援していきます。	ふるさと振興部	科学・情報政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	県では、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画に2030年度の再生可能エネルギーによる電力自給率65%の目標を掲げ、再生可能エネルギー設備設置資金等への低利融資等により再生可能エネルギーの最大限の導入促進に取り組んでいます。 再生可能エネルギーの導入については、地球温暖化対策や防災のまちづくりのほか、建設業やメンテナンス事業などの雇用拡大による地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、引き続き、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいきます。	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
49. 再生可能エネルギー対策の普及拡大について 2) 国の主導により、送電網の強化や設備費用の地域間格差解消、送電網に係る工期の短縮、既存系統との連携を認める「日本版コネク&マネージ」推進など、積極的な支援を国に求められたい。	県では、政府予算要望や全国知事会を通じて、送電網の強化について、国に要望してきたところであり、令和3年1月には、既存の送電網の空き容量に一定の条件下で接続を認める「日本版コネク&マネージ」の運用が開始されているところです。 今後も、このような取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等の意見を踏まえながら、引き続き国に対し、送電網の強化を働きかけていきます。	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
49. 再生可能エネルギー対策の普及拡大について 3) 再生可能エネルギーを活用した地域振興方策について、北岩手9市町村と共に協議及び研究する機会を設けるとともに、県と市町村の役割に応じて、有識者等の任用による市町村への支援や、再生可能エネルギー利用に関心のある県内外の企業への発信及び連携強化に取組まれたい。また北岩手9市町村が連携して行う横浜市との交流拡大を図る取り組みへの、指導・助言及び支援を講じられたい。	北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地域であり、「いわて県民計画(2019～2028)」の「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」では、豊かな地域資源を生かした交流人口の拡大や、再生可能エネルギー資源を生かした地域振興を図ることとしていきます。 プロジェクトの取組を推進するため、北いわて13市町村や企業等の産学官で構成する連携組織を設立したところであり、今後、北いわてにおける分野毎及び分野横断的な産学官連携のネットワークの構築や地域課題の解決に繋がるプロジェクト等の企画立案、実践、調査研究などを行うこととしています。 引き続き、市町村のお話も伺いながら、地域課題の解決に繋がる取組を推進していきます。	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>49. 再生可能エネルギー対策の普及拡大について</p> <p>4) 事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制を及ぼすことが可能となるよう、FIT法の改正など所要の法整備を講じるよう国に求められたい。</p>	<p>FIT法の改正など所要の法整備について、県では、国に対して、再生可能エネルギーの事業実施に当たって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、環境や景観に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望を行ったところであり、今後も、国に対し働きかけを継続していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室  環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>49. 再生可能エネルギー対策の普及拡大について</p> <p>5) 国が「グリーン社会の実現」を掲げ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指している中において、洋上風力発電の導入は、脱炭素化にとどまらず、地域における産業構造や経済社会の変革をもたらす起爆剤となっていることから、今後、より国への情報提供など積極的な取り組みをして頂きたい。また、促進区域指定及び地域における新産業誘発のため、再エネ海域利用法第8条第1項第3号の規定を満たす港湾整備を早期に行うこと。</p>	<p>久慈市沖の海域が「海洋再生可能エネルギー発電整備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」による促進区域の指定が受けられるように継続して国へ情報提供等を行っていきます。</p> <p>他の市町村についても、市町村や地元関係者の意向を確認しながら、洋上風力発電の導入・検討を支援していきます。</p> <p>促進区域指定の基準を満たす港湾は、発電設備の規模や諸元等に対応する岸壁やふ頭用地を有することなどが必要とされています。</p> <p>現在、久慈市が進めている調査の中で発電設備の規模等が検討されると承知しており、県としては、この調査結果や国の検討会の内容等を踏まえ、久慈港の基地港湾としての可能性について検討していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>49. 再生可能エネルギー対策の普及拡大について</p> <p>6) 水素ステーションの建設、運営については、特にコスト面で課題が山積しており、北東北においては、官民ともに建設計画等の具体的な動きに至っていない状況であることから、水素ステーションの建設及び燃料電池車の普及拡大に向けて、必要な検討及び対策を講じられたい。</p>	<p>県では、岩手県水素ステーション等研究会を設置して、水素ステーション整備に向けた検討を行っており、令和4年度は当初予算案に水素ステーションの設置や燃料電池自動車の導入に対する支援策を盛り込んだところであります。</p> <p>引き続き、本県における水素ステーション導入や燃料電池自動車の普及拡大に向けて、市町村等と連携しながら積極的に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>50. ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 鳥獣被害対策の強化が図られるよう十分な支援策を講じられるよう図られたい。 1) 有害鳥獣の捕獲に対する取組の強化</p>	<p>県では、野生鳥獣の個体数管理や被害軽減等のため、狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。 新たな計画となる第13次鳥獣保護管理事業計画及びシカやツキノワグマなど第二種鳥獣管理計画においても、生息数等についてのモニタリングを行い、取組の中長期的な視点での評価を行い、その結果を踏まえて計画を順応的に見直すこととしています。 鳥獣の管理には市町村をはじめとする関係主体の連携が不可欠であることから、今後も市町村の現状を踏まえた管理事業の推進に努めます。</p> <p>有害捕獲については、鳥獣被害防止総合支援事業において、前年度を上回る約1万3,000頭のニホンジカの捕獲に要する予算を措置し、農作物被害の多い市町村を中心に配分し、捕獲対策の強化に取り組んでいます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>50. ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 鳥獣被害対策の強化が図られるよう十分な支援策を講じられるよう図られたい。 2) 鳥獣被害対策に対する助成制度の充実・強化</p>	<p>平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税は、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については免税に、有害鳥獣捕獲の従事者については、1/2減税となる等の措置がとられています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けては、狩猟免許試験に向けた予備講習会を無料で開催しているほか、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。 あわせて、経験の浅い狩猟者の技能向上研修会や、狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。 今後も、関係機関と連携して新規狩猟者の確保に努めます。</p> <p>野生鳥獣による農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業を活用し、防護柵や電気柵などの整備を支援しています。 また、国に対し、必要な財政措置を継続・拡充するよう要望しており、今後も助成制度の充実・強化に努めていきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>50. ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 鳥獣被害対策の強化が図られるよう十分な支援策を講じられるよう図られたい。 3) 焼却施設など捕獲個体の広域処理施設の設置</p>	<p>有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われています。 一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされており、また、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業において、市町村等による焼却施設や食肉処理等施設の整備が可能ですので、県では市町村等が行う施設の整備について、補助事業等の活用などの支援を行っていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>50. ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 鳥獣被害対策の強化が図られるよう十分な支援策を講じられるよう図られたい。 4) 検査をクリアしたシカ肉の出荷規制解除</p>	<p>シカ肉については平成24年7月26日付けで原子力災害対策本部長から県内全域を対象とした出荷制限の指示がされているところです。  県では、出荷制限の解除に向けシカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、「出荷・検査方針」に基づき管理されるシカ肉については令和2年4月15日に出荷制限が一部解除され、出荷が可能となりました。 今後、新たにニホンジカ肉のジビエ利用に取り組もうとする市町村に対しては、食品衛生法に基づく食肉処理加工施設や放射性物質検査体制の整備が整い次第、出荷制限の一部解除について国と協議していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>50. ニホンジカ・ツキノワグマ等の野生鳥獣被害対策について 鳥獣被害対策の強化が図られるよう十分な支援策を講じられるよう図られたい。 5) 狩猟免許取得に係る費用の一部助成 費補助</p>	<p>平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を免税対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2減税対象とする等の措置がとられています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会の無料での開催、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえた狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。 あわせて、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。 有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点等から、免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御要望も参考として、引き続き狩猟者の確保に向けた取組を進めます。</p>	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>51. バリアフリー化と施設整備について                      国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の推進及び、黒崎野営場の一体的整備を行うこと。また、陸中黒崎灯台を観光資源として活用するための環境整備、安全対策及び展望台施設のバリアフリー化に対する支援を講じられたい。</p>	<p>県が管理する自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があることから、その対応については、必要性、緊急性等を考慮しながら検討を進めているところです。                      国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の推進及び黒崎野営場の一体的整備については、貴村では黒崎園地エリアの上質化計画を策定し、くろさき荘別館跡地の活用について検討していると承知しており、県としても計画との調整を図りながら黒崎園地内の照明施設の修繕などの県管理施設の再整備に努めていきます。                      また、陸中黒崎灯台や展望施設のバリアフリー化については、灯台に向かう階段は普代村が所有する施設であること、国立公園事業決定者である環境省との事業内容に係る協議が必要であることから、現地の状況を十分に確認しながら可能な支援に努めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>52. 県際地域の医療の充実について(一関市)                      宮城県北地域に近い地域は同じ日常生活圏にあり、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築が急務であることから、宮城県との協議の場を設け、岩手・宮城県際地域の充実した医療体制の構築に取り組まれたい。また子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境の充実を図るため、こども救急相談電話の受付時間の延長を検討されたい。</p>	<p>【宮城県際地域の医療体制の充実】                      岩手県及び宮城県では、岩手県と宮城県境の保健所により構成する「宮城県・岩手県保健所県際合同連絡会議」を設置し、県際における救急などの医療連携・協力体制等について協議しており、引き続き、県境地域医療体制の充実に取り組んでいきます。                      【こども救急相談電話の延長】                      小児救急医療電話相談事業については、これまで19時から23時までの間において対応してきたところですが、さらなる保護者の不安・負担の軽減を図るため、引き続き23時から翌朝8時までの深夜の時間帯に、受付時間を拡大する方向で関係機関と調整しており、令和4年7月からの運用開始を目指しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>53. 岩手 県立釜石病院の感染症病院棟を含めた建て替え整備について                      劣化調査の結果なども踏まえ、速やかに県立釜石病院の整備計画を示し、策定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症によって露呈した感染症病床の必要性を十分に考慮されたい。また、医師の負担を軽減し安定的な医療提供体制が確保されるよう、常勤医師の適切な配置により診療体制の維持を図るとともに、診療科の充実に努められたい。県内9つの保健医療圏の中で民間病院を含めて分娩ができない唯一の地域となった釜石保健医療圏の分娩再開のため、県立釜石病院における普通分娩体制の確保に務められたい。</p>	<p>県立釜石病院の施設・設備については、劣化調査の結果、給排水設備や空調設備等が県立病院の中で最も劣化が進んでいることから、優先的に整備を進めることとしています。                      その検討に当たっては、釜石医療圏の将来的な医療需要を踏まえた病院の規模・機能や、建替えと既存施設を改修した場合の具体的な事業規模の比較、県立病院の経営に及ぼす影響などを考慮し進めているところです。                      今後、新興感染症等の医療提供体制の確保に向けた次期保健医療計画や、国が現在策定を進めている新たな公立病院経営強化ガイドラインなどの医療政策の動向も注視していく必要があることから、整備時期については明示はできないところですが、釜石医療圏における地域医療構想調整会議からいただいた提言など地域の声も踏まえながら、引き続き関係部局と検討を進めていきます。                      (次ページへ続く)</p>	医療局	経営管理課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>その一方で、奨学金養成医師の配置にあたっては、配置対象となった養成医師の増加等により、中小規模病院への配置も少しずつ進んでおり、令和3年度は県内病院に配置となった104名の養成医師のうち、県立釜石病院に前年比3名増の4名が配置となったところです。</p> <p>また、令和元年度から県立病院における医師事務作業補助者(医療クラーク)を増員し、医師の負担軽減に取り組んでいるところです。</p> <p>県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。また、釜石病院ではこれまで、県内4つの周産期医療圏のうち、気仙・釜石周産期医療圏の地域周産期母子医療センターである大船渡病院の協力病院として、大船渡病院からの応援医師1名により院内助産を含む正常分娩に対応してきました。</p> <p>しかし、派遣元である大学の小児科医師の減少による新生児の入院に対応する医師の派遣が困難となること、また、24時間体制で分娩関連の呼出しに対応している産科応援医師の働き方への配慮などから、令和3年10月以降の分娩は大船渡病院などで行い、釜石病院では妊産婦検診及び婦人科外来を行うこととしています。</p> <p>また、釜石病院での分娩再開については、産婦人科及び小児科はもともと医師が少ない診療科であり、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから、非常に厳しい状況であると考えられますが、引き続き、関係大学訪問による医師派遣要請、即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等により、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>なお、分娩中止に伴う妊産婦の不安解消に向け、出産時の安全確保のための患者搬送車による搬送や、24時間・365日対応の電話相談、デイサービス型の産後ケアの提供などを行い、安全・安心で質の高い周産期医療の提供に努めていきます。</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>54. 県立胆沢病院の医療体制の充実について                      安心して子どもを産み育てられる環境のより一層の整備に向け、胆江医療圏の産婦人科医師の確保による周産期医療体制の充実、特に県立胆沢病院の体制強化を図られたい。</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しており、胆江地域が含まれる県南圏域(岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏)は、県立中部病院、県立磐井病院及び北上済生会病院が地域周産期母子医療センターとして、リスクの高い分娩を担うこととなっています。                      また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携にも努めています。                      県立胆沢病院の産婦人科への医師の配置については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。                      産婦人科の医療体制については、まずは地域周産期母子医療センターの充実を図る必要があると考えます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立胆沢病院の産婦人科への医師の配置については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。                      また、産婦人科の医師については、まずは地域周産期母子医療センターの充実を図る必要があると考えます。                      県では、令和2年度から医療局医師奨学資金に産婦人科医養成のための特別貸付枠を創設したほか、関係大学を訪問しての医師派遣要請や即戦力となる医師の招聘など、引き続き産婦人科医の確保に向けた取組を粘り強く続けていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>55. 県立一戸病院の医療体制の充実について</p> <p>新型コロナウイルス感染症などの感染症治療を想定した医療体制構築のため、医師等医療従事者の確保を通常時から行うことについて支援を講じられたい。また、泌尿器科外来など休止されている診療科を再開するとともに、常勤の整形外科医師の確保、外科医師及び精神医師の増員を講じられたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、二次保健医療圏毎に医療提供体制を構築することとしており、二戸病院、一戸病院及び軽米病院において相互に職員の応援体制をとるなどして対応しています。</p> <p>医師の確保については、二次保健医療圏の役割分担の下、県立一戸病院に院内感染対策等を専門的に取り扱うICD(インфекション・コントロール・ドクター)を1名配置するなど医療体制の確保に努めており、引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制の確保に努めていきます。</p> <p>精神科については、令和4年1月時点で前年同期と同数の常勤医師8名体制(育児休業1名を除く)を維持しているところです。</p> <p>休止となっている泌尿器科及び眼科の診療再開に向けた医師の配置並びに整形外科の常勤医師の配置及び外科の常勤医師の増員については、関係大学に対して医師の派遣を強く要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、新たな派遣は非常に困難な状況です。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>医師以外の医療従事者の確保については、経営計画の中間見直し案において、6年間の計画期間中に看護師45人、薬剤師や理学療法士などの医療技術部門136人の増員を計画しています。</p> <p>令和3年度においては、県立病院間の応援体制を強化するため、看護師を県北及び盛岡、県央、県南、並びに沿岸の4圏域に各8名、計32名を配置したほか、地域病院の感染症対策強化のため、4地域病院に各1名、計4名を配置し、状況に応じた柔軟な相互応援に努めています。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの
<p>56. 県立山田病院の診療体制について</p> <p>県立山田病院が町の中心的医療機関として、診療科目及び入院機能が充実するよう以下の項目を要望する。</p> <p>1) 内科の常勤医師の増員。</p>	<p>県立山田病院においては令和3年4月より新たな招聘医師1名を採用するなど、常勤医師による診療体制の確保に努めています。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により診療体制の充実に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>56. 県立山田病院の診療体制について            県立山田病院が町の中心的医療機関として、診療科目及び入院機能が充実するよう以下の項目を要望する。            2) 外科及び整形外科についての常勤医師を配置。</p>	<p>県立山田病院の外科及び整形外科の常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。            県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により診療体制の充実に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>56. 県立山田病院の診療体制について            県立山田病院が町の中心的医療機関として、診療科目及び入院機能が充実するよう以下の項目を要望する。            3) 令和2年度から応援が無くなった小児科に応援態勢を整える等、診療科目の充実を図ること。</p>	<p>県立山田病院の小児科の診療応援については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。            県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により診療体制の充実に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>56. 県立山田病院の診療体制について            県立山田病院が町の中心的医療機関として、診療科目及び入院機能が充実するよう以下の項目を要望する。            4) 入院機能を十分に活かすことができるよう、日当直医を確保することなどの医療体制の強化を図られたい。</p>	<p>日当直医については、常勤医師に加え、関係大学や他の県立病院等からの診療応援により、必要な診療体制の確保に努めていますが、整形外科については不足している状況であることから、引き続き他科を含め日当直医の確保を図っていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>57. 県立久慈病院の医師等の確保について            中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。            1) 看護師の待遇改善のほか、看護師の養成及び確保対策を講じること。</p>	<p>看護師の待遇改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入など看護師業務の他職種への移管や業務の共同化、いわゆるタスクシフティング、タスクシェアリングの推進による業務負担軽減、休暇の取得促進など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。            さらに、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の上限の引上げや、試験を複数回実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>57. 県立久慈病院の医師等の確保について                      中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。                      2) 感染症に係る検査・医療体制を強化されたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る病床確保計画においては、新しい患者推計に基づき、フェーズ毎に必要とされる確保病床数を定めています。                      その上で、各フェーズに応じた病床数を各圏域の医療機関と連携の上、確保しているところであり、感染状況を見据えながら、県全体及び各地域における病床の拡充も含め、調整を図ることとしており、久慈病院では感染症病床のほか、新型コロナウイルス感染症対応病床を確保しています。                      また、新型コロナウイルス感染者に係る検査体制については、県環境保健研究センターまたは民間検査会社へのPCR検査の依頼のほか、院内感染の防止及び術後患者等の重篤化リスクの軽減を図るため、院内にLAMP法などの検査機器や検査キットを導入し検査体制の強化を図っています。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>57. 県立久慈病院の医師等の確保について                      中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。                      3) ハイリスク分娩についても久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制の充実強化を講じること。</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しています。また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。                      平成30年3月に策定した第7次保健医療計画において、周産期医療を担う医療従事者の確保及び救急搬送体制の強化等を掲げているところであり、また、久慈保健医療圏では、ICTの活用により、市町村や周産期医療機関の情報連携を推進し、妊産婦の健康サポート等を行うほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、県立久慈病院と市町村、保健所が連携し産後ケア等に取り組むこととしています。                      また、県では、分娩取扱医療機関を維持していくため、当該医療機関がない市町村において、新たに施設を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について2,000万円を上限に県単独で補助を行っているほか、どの地域においても安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、周産期における救急搬送体制の強化や、市町村と連携してハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業などに取り組んでおり、限られた医療資源のもと、引き続き現計画に基づき、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実・強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>57. 県立久慈病院の医師等の確保について</p> <p>中核的病院である久慈病院においては、麻酔科、耳鼻咽喉科、精神科、呼吸器内科、皮膚科の常勤医師が不在であるほか、産婦人科及び小児科の常勤医師が不足している現状であり、地域住民が安心して医療サービスを受けられるよう、以下の点について対策を講じられたい。</p> <p>4) 医師の増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じること。</p>	<p>県立久慈病院の常勤医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、厳しい状況が続いています。</p> <p>そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和3年度より配置対象となった奨学金養成医師から沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化し、取組の強化を図っており、令和3年度は104名の養成医師のうち、久慈保健医療圏に11名、このうち10名(前年比2名増)を久慈病院に配置しています。</p> <p>勤務医の待遇改善については、県立病院において令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)の段階的な増員に取り組んでおり、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>58. コロナ禍における経済対策と事業者支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種が打撃を受け、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずること、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>① 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分などを講ずること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国に対して必要な額の確保等を要望し、国の令和3年度補正予算において、6.8兆円が計上され、追加配分されたところです。</p> <p>県では、同交付金等を活用し、感染拡大防止対策を図りつつ、社会生活・経済活動を支えるため必要となる経費を令和3年度一般会計補正予算(第11、12号)及び令和4年度一般会計当初予算に計上しました。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>58. コロナ禍における経済対策と事業者支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種が打撃を受け、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずること、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>② 感染状況の長期化によっては、更なる経営状況の悪化が懸念されることから、持続化給付金の再給付や融資制度の拡充など、中小企業などの事業継続に対する財政支援を講ずること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化などによる経済への影響を踏まえ、国に対して持続化給付金の再給付や融資制度の拡充などについて働きかけながら、中小企業の事業継続につながる対策を講じていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>58. コロナ禍における経済対策と事業者支援について            新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種が打撃を受け、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずること、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>③ 観光関連産業の回復のためGOTOキャンペーンを早期に再開することを国に要請するとともに、感染状況を見極めながら利用対象エリアの柔軟運用を図ること。また、市町村が宿泊助成の上乗せ等を行っているが、国の支援策の対象外となっている。市町村の事業者支援に対しても国の財源を確保し速やかに交付すること。</p>	<p>本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところ。さらに県が同年6月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところ。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に事業者支援分として、県内市町村に約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところ。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、令和3年11月に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和4年度政府予算等に関する提言・要望」において、国のGotoトラベル事業の再開について、感染状況など地域の実情を踏まえ適切に運用することを要望したところであり、国では、感染状況を見極めながら再開することとしています。</p> <p>また、県では、令和3年度、旅行・宿泊代金の割引等を行う「いわて旅応援プロジェクト」を実施し、令和3年12月11日からは利用対象範囲を隣接県居住者に拡大するなど、柔軟に制度運用し観光需要の拡大に努めたところであり、令和4年度においても同プロジェクトを実施することとしています。</p> <p>なお、令和4年5月のゴールデンウィーク後からは、国で実施を予定している「新たなGotoトラベル事業」を県で実施することにより、引き続き、観光需要の拡大を図っていくこととしています。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>58. コロナ禍における経済対策と事業者支援について                      新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種が打撃を受け、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずること、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>④ 事業継続のための支援策(無利子・無担保融資や返済猶予、既往債務の条件変更等柔軟な対応等)について、事業者の実情に合わせた支援が講じられるよう働きかけること。</p> <p>1) 雇用調整助成金の延長を国に対して働きかけること。</p>	<p>雇用調整助成金等の特例措置については、令和4年6月までの具体的な助成内容は示されていますが、令和4年7月以降の特例措置の延長を早期に決定するよう、全国知事会と連携し国に対し強く働きかけを行ってまいります。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>58. コロナ禍における経済対策と事業者支援について                      新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種が打撃を受け、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずること、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>④ 事業継続のための支援策(無利子・無担保融資や返済猶予、既往債務の条件変更等柔軟な対応等)について、事業者の実情に合わせた支援が講じられるよう働きかけること。</p> <p>2) 地域企業経営支援金の対象業種の要件緩和を図っていただきたい。</p>	<p>地域企業経営支援金については、令和3年4月から10月までの期間において、売上が減少し、感染対策に取り組みながら事業を継続する中小企業者に対し、令和3年7月以降、1店舗当たり上限30万円(1事業者当たり上限150万円)の支援金を支給したところですが、対象業種について、人流が減少することで深刻な影響を受けている業種及びその業種と取引がある業種を優先して設定しており、卸売業や無店舗営業等を追加しています。</p> <p>また、令和3年9月からは、岩手緊急事態宣言の影響を受けた事業者への支援として1店舗当たりの支給上限額を10万円引き上げる措置を講じたところです。</p> <p>なお、令和3年11月からは、事業者の売上減少に対する直接的な支援として国の事業復活支援金が措置されたところであり、今後も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、感染状況の変化に柔軟に対応しつつ、幅広く現場の声を伺いながら、効果的な支援策を検討していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>58. コロナ禍における経済対策と事業者支援について                      新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業種が打撃を受け、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずること、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>④ 事業継続のための支援策(無利子・無担保融資や返済猶予、既往債務の条件変更等柔軟な対応等)について、事業者の実情に合わせた支援が講じられるよう働きかけること。</p> <p>3) 中小企業者・小規模企業者等への補償保険制度の創設を検討いただきたい。</p>	<p>県ではこれまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の事業継続を支援するため、市町村と連携しての家賃補助や、感染症対策又は業態転換等の取組に要した経費に対する補助、さらには「地域企業経営支援金」の支給など、感染症の状況に応じた支援策を実施してきたところです。</p> <p>また、国に対しても、月次支援金における取引要件の撤廃と売上要件の緩和、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回の給付など事業者支援の拡充に加え、感染症収束後においても、地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を講じるよう要望してきており、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられました。</p> <p>今後においては、これらの取組のほか、市町村や商工指導団体と連携し、中長期的な観点からコロナ後を見据えた中小企業の経営課題解決に向けた支援に取り組んでいくこととし、補償保険制度については、全国の動向を注視していきます。</p>	商工労働 観光部	経営支援 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>59. 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について                      新型コロナウイルス感染症への影響としてテレワークの普及や、都市部への就職を見合わせる動きが生じている。今こそ、人口流出を抑制する好機と捉え、地元への就職支援の強化が必要である。また、人材不足を背景とした外国人労働者の増加に伴い、外国人と共生する地域づくりのため次の対策を講じられたい。</p> <p>1) ジョブカフェの機能について再認識し、地元就職推進に向けた就業支援体制を強化すること</p>	<p>ジョブカフェいわてでは、設立当初から若年者の就職・就業支援機関として相談やキャリアカウンセリング等を行い、県内就職や県内定着に向けた支援を行っています。</p> <p>最近では、多様な働き方や働くことに対する個人の価値観の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化等の雇用情勢や社会情勢の変化等を踏まえ、支援対象年齢のおおむね45歳までの引上げや、オンラインでの相談対応を行うなど支援の幅を広げるほか、働き方改革やテレワーク導入に対する支援、U・Iターン、移住定住に対する支援も合わせて行っています。</p> <p>また、県及び市が設置する県内の地域ジョブカフェ9か所では、ジョブカフェいわて、ハローワーク、地元市町村、商工団体等と連携を図りながら、地域におけるワンストップの就業支援サービスを提供しています。</p> <p>今後も、雇用情勢や社会情勢、利用者の支援ニーズを的確に把握し、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな対応を行っていきます。</p>	商工労働 観光部	定住推 進・雇用 労働室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>59. 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について 新型コロナウイルス感染症への影響としてテレワークの普及や、都市部への就職を見合わせる動きが生じている。今こそ、人口流出を抑制する好機と捉え、地元への就職支援の強化が必要である。また、人材不足を背景とした外国人労働者の増加に伴い、外国人と共生する地域づくりのため次の対策を講じられたい。</p> <p>2) 外国人労働者に提供する行政情報、生活情報等の多言語化への支援体制の強化と併せて、雇用担当部署との情報共有体制を構築すること</p>	<p>外国人労働者の生活環境の支援については、平成31年4月の出入国管理及び難民認定法の改正による新たな在留資格の創設等を踏まえ、令和元年7月2日、ワンストップ型の相談窓口として、いわて県民情報交流センター(アイーナ)の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携し外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応するとともに、定期的な県内各地域での巡回相談や、災害や新型コロナウイルス感染症等に関する情報の多言語による発信に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組むとともに庁内関係部署と連携を図りながら、効果的な情報提供に努めていきます。</p> <p>なお、外国人労働者に関する各種支援施策については、行政機関や教育機関、商工団体等による「外国人材受入拡大に係る関係機関連絡会議」等により、日頃から多文化共生担当部署と雇用対策担当部署との間で情報共有を図っています。</p>	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、外国人材受入拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、外国人県民が生活する上での様々な相談に多言語で対応しています。</p> <p>なお、令和3年6月に実施した「令和4年度政府予算等に係る提言・要望」においては、外国人が安全に安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備等に対する財政措置の継続・拡充のほか、災害時の支援体制の整備などについて要望したところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>60. 観光振興について 「高田松原津波復興祈念公園」が開館し、震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>① 県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理(除草、トイレ、ベンチの設置等)及び利活用方策の検討を図られたい。</p>	<p>公園の利活用については、東日本大震災津波伝承館と公園内の震災遺構の一体的な見学を通じて、公園全体が防災教育の場として多くの方に訪れていただけるよう、管理運営協議会の場を通じて意見交換を図っています。</p> <p>公園全体の適正管理については、国県市が連携して取り組んできたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き陸前高田市と連携しながら、取組を進めていきます。(A) また、トイレの設置については、今後の公園の利用状況等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C) ベンチについては、市の要望を踏まえ、令和4年2月に、一本松周辺に5基設置したところです。(A)</p>	復興防災部	復興推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>60. 観光振興について 「高田松原津波復興祈念公園」が開館し、震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>② 復興教育や修学旅行等に応じ、仮設住宅体験館等とも連携した震災伝承プログラムの充実と、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光客誘致対策などの推進を図られたい。</p> <p>1) 自転車を活用した広域的な周遊観光ルートの設定等、広域的連携の取組を図られたい。</p>	<p>県では、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、観光地域づくり法人(DMO)や観光協会、その他観光地域づくりに携わる団体を中心とした地域主体で取り組む旅行商品の造成や磨き上げ、新しい旅のスタイルに対応した取組への助成などを実施しています。</p> <p>今後も、自転車を活用した広域的な周遊観光など、多様なニーズに対応した観光コンテンツの更なる発掘や磨き上げを行い、広域周遊観光を推進していきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
<p>60. 観光振興について 「高田松原津波復興祈念公園」が開館し、震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>② 復興教育や修学旅行等に応じ、仮設住宅体験館等とも連携した震災伝承プログラムの充実と、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光客誘致対策などの推進を図られたい。</p> <p>2) 陸前高田オートキャンプ場モビリアのリニューアル整備を図られたい。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場モビリアについては、東日本大震災津波の発災後、キャンプサイト等に応急仮設住宅が設置されたことなどから、現在は施設の維持管理のみ行っているところです。</p> <p>令和3年度に応急仮設住宅の設置に係る原状回復工事が終了したことから、今後は再開のための施設等の修繕のほか、多様化するオートキャンプ場に対するニーズに対応できる整備を進めるため、令和3年度に予算措置し、令和4年度には改修整備を行うこととしており、早期の施設の再開に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、施設の再開後は、防災教育や漁業体験といった被災地の様々な地域資源と組み合わせることにより、集客力のある魅力的な施設になるよう、引き続き、陸前高田市と連携して取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>61. 県北地域の産業振興について                      一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録、「奥南部漆物語」の日本遺産認定、「漆掻き技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、北東北の産業や資源に光が当たりはじめています。この機会に県北振興の確かな実現を図るため、力強いご支援をお願いしたい。</p> <p>1) 浄法寺漆や御所野遺跡など、歴史・文化や食などのテーマに応じた地域や圏域を越えた広域観光連携の推進を図ること。また、日本の文化を支える浄法寺漆の原木確保や後継者育成など漆産業の振興への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、「みちのく岩手観光立県第3期基本計画」において、御所野遺跡をはじめ、浄法寺塗等の漆技術や工芸品、雑穀、日本酒等の豊かな食文化等の観光コンテンツの磨き上げや、これを生かした北東北各県との連携による広域周遊ルートの構築などにより、北いわての特性を生かした誘客の促進に取り組むこととしています。</p> <p>地域や圏域を越えた広域観光連携に向けては、令和4年7月から9月に北東北三県がJR東日本の重点販売地域に指定されており、官民一体となって、各種プロモーション等を実施することで、広域周遊の促進に取り組むこととしています。</p> <p>今後も、漆技術のユネスコ無形文化遺産登録や令和3年7月の御所野遺跡を含む縄文遺跡群への世界遺産登録等を好機と捉え、広域的な観光施策を推進するため、地元関係者等と連携しながら様々な取組を展開したいと考えています。</p> <p>県では、国庫補助事業を活用した漆の植栽への助成を行っているほか、漆の苗木生産マニュアルの作成や漆苗木生産技術の研修会を開催するなど、関係機関・団体等と連携しながら、漆の木の生産拡大に向けて支援しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p> <p>農林水産 部</p>	<p>観光・プロモーション室</p> <p>林業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>61. 県北地域の産業振興について                      一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録、「奥南部漆物語」の日本遺産認定、「漆掻き技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、北東北の産業や資源に光が当たりはじめています。この機会に県北振興の確かな実現を図るため、力強いご支援をお願いしたい。</p> <p>2) 金田一温泉、九戸城跡、天台寺周辺地区における公民連携によるまちづくりを推進するため、エリアの価値向上につながる施設及び周辺環境の整備に対する支援を図ること。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョンに掲げる北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトにおいても、地域資源を生かした観光地域づくりの推進による国内外からの交流人口の拡大の促進や、公民連携の手法を導入した住みやすい地域づくりの推進などに取り組むこととしています。</p> <p>金田一温泉、九戸城跡、天台寺周辺地区の御要望については、今後、二戸市の具体的な整備計画も伺いながら、協議を通じて支援していきたいと考えています。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>県北・沿岸振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>62. 北上川流域における自動車-半導体産業振興への集中的投資について                      自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県としても集中的に投資し、新型コロナウイルス感染拡大により深刻なダメージを受けた本県経済の早期回復と本県の更なる産業振興に向けた基盤強化の推進をお願いしたい。</p> <p>1) 岩手県土地開発公社を活用した産業用地の造成整備を継続的に実施すること。</p>	<p>北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、今後も更なる集積が見込まれる中、産業用地が不足している状況にあることは、県としても認識しているところです。</p> <p>産業用地の整備については、基本的に市町村が主体となって対応すべきものと考えていますが、県としても、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いつつ、市町村による産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っていきます。</p> <p>また、岩手県土地開発公社による産業用地の造成・整備については、その必要性や財源等を総合的に勘案して判断することとしています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり 自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>62. 北上川流域における自動車-半導体産業振興への集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県としても集中的に投資し、新型コロナウイルス感染拡大により深刻なダメージを受けた本県経済の早期回復と本県の更なる産業振興に向けた基盤強化の推進をお願いしたい。 2) 企業立地促進奨励事業費補助金について、増設に対する補助制度の拡充を図ること。</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、県北等・沿岸地域と内陸地域との立地格差の解消を図るため、県北等・沿岸地域への優遇制度として増設を補助対象に追加しているところであり、内陸地域は新設のみ補助対象としています。 一方で、企業の本社機能の移転等を促進するため、平成29年度から、本県への本社機能の移転・拡充と併せて工場等の増設を行う場合は、内陸地域においても補助制度を活用することができるよう、制度を拡充しています。 内陸地域における本社機能の移転・拡充を伴わない増設に対し対象を拡大することは、限られた財源の中で難しい状況にありますが、補助制度を含めた支援の在り方については、企業ニーズや市町村等の意向を踏まえて、より良い方策を研究していきたいと考えています。</p>	商工労働 観光部	ものづくり 自動車産 業振興室	B 実現 に努力し ているも の
<p>63. 八幡平松川三ツ石登山道の早期整備について 十和田八幡平国立公園八幡平地域は、登山や散策、ドライブなどで県内外の観光客に親しまれており、三ツ石山は紅葉スポットとして多くの登山客が訪れている。しかし、登山道は降雨により洗掘され、木道・木柵も経年劣化により荒廃が進み危険な状況となり、登山道脇への踏み込みも発生していることから、植生への影響も心配されている。ついては、登山者の安全確保や植生への影響面から早期の八幡平松川三ツ石登山道の再整備をお願いしたい。</p>	<p>自然公園施設の整備については、多くの市町村から再整備や補修の要望があり、施設の利用状況や老朽化及び損傷の状況を把握し、施設の安全確保を優先して整備を進めています。国立公園に係る整備は、自然環境整備計画に基づいて進めており、八幡平市においては黒谷地湿原の木歩道の再整備を1年計画前倒して令和3年度から着手しています。 本要望については、まずは八幡平市との意見交換や現地調査等の現状把握を行い、計画への位置づけを進めていきたいと考えています。 なお、危険箇所等につきましては、自然公園保護管理員によるパトロールなどにより適宜把握に努め、八幡平市と連携しながら登山者に対する周知や安全対策を講じていきます。</p>	環境生活 部	自然保護 課	B 実現 に努力し ているも の
<p>64. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について 1) 定住環境の整備に向け、宅地整備や空き家対策など一層のご支援をいただきたい。</p>	<p>県では、令和3年度に空き家の利活用による地域振興等様々な施策を推進するため、各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用の一部補助制度を創設し、令和4年度からは取得した空き家の改修に係る間接補助についても拡充しました。市町村が実施する空き家住宅取得費用の補助への間接補助ですので、市町村との連携を強化しながら取り組んでいきます。 あわせて、空き家の利活用による地域振興等様々な施策を実施するための研修会、マニュアル整備を実施し、市町村を支援していきます。</p>	県土整備 部	建築住宅 課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>64. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について</p> <p>2) 上下水道など公営事業においては、人口減少が進む中で将来的な独立採算経営が難しくなることから、国や県等の一層のご支援を図られたい。</p>	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、県単独の政府予算要望や関係都道府県による連絡組織を通じた要望等の様々な機会を捉え、国に対し国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけるほか、水道の基盤強化に向け、広域連携の取組を推進していきます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>64. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について</p> <p>3) 公共施設の再整備等に対する支援制度の充実強化をお願いしたい。</p>	<p>下水道事業の管理運営費については受益者負担が原則とされていますが、下水道施設は公共用水域の水質保全を図り、快適な生活環境を形成するために必要不可欠であることから、国による支援が必要であると認識しており、県としては、様々な機会を捉えて財政措置を国に対して要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、必要な財政措置の拡充等について国に働きかけるとともに、人口減少が進む中での下水道事業の持続可能な事業運営に向け、広域化・共同化の推進によって支援していきます。</p>	県土整備部	下水環境課	B 実現に努力しているもの
<p>65. 財政支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後における経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。</p> <p>1) 社会資本整備総合交付金事業及び個別補助制度事業の推進のための予算措置(盛岡市)</p>	<p>県では、令和4年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、必要な予算を当初予算も活用しながら別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう国に要望しているところです。</p> <p>県としては、今後も公共事業関係費の確保について、国に提言・要望していきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>65. 財政支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後における経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。</p> <p>2) 道路整備等の推進のための道路予算の安定確保(花巻市)</p>	<p>県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和4年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保することと併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を当初予算も活用しながら別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう国に要望しているところです。</p> <p>また、大規模災害時には、国において被害の復旧支援等に迅速に対応していただいていると認識していますが、更に「大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みを構築する」ことについて、国に要望しているところです。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
<p>65. 財政支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後における経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。</p> <p>3) 道路・橋梁等の維持管理・更新に対する財政支援の充実(久慈市)</p>	<p>橋梁等の道路ストックの増加に伴い、老朽化対策等の維持管理費の確保は全国的な課題と認識しており、本県においても、厳しい財政状況の中、道路メンテナンス事業補助等を活用して道路施設の老朽化対策に取り組んでいるところです。</p> <p>このため、県からの直接的な財政支援は困難ですが、県が実施した令和4年度政府予算提言・要望において、市町村を含めた道路の維持管理に必要な予算の確保等を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>65. 財政支援について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後における経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。</p> <p>4) バリアフリーのまちづくりに向けた環境整備のための補助金等の充実(遠野市)</p>	<p>県では、「ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、歩道整備におけるバリアフリー化や幹線道路の無電柱化等を推進しています。</p> <p>御要望のありました歩道等のバリアフリー化については、国の社会資本整備総合交付金等の活用が想定されますが、計画的に整備を進めていくためには、これらの予算の確保が重要であると考えています。</p> <p>今後も市町村と連携したバリアフリーのまちづくりを進めていくため、公共事業予算の安定的・持続的な確保について、引き続き国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>65. 財政支援について                      新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後における経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。                      5) 自治体が行う空き家等対策に係る負担の軽減(釜石市)</p>	<p>国では、自治体が行う空き家等の除却や利活用などの対策である、空き家対策総合支援事業について、事業期間を令和7年度までの5年間延長しました。                      また、令和4年度は、各種災害により屋根の破損や倒壊等の被害が生じた場合、または被害が見込まれる場合の予防的な空き家の除却については、空き家等対策計画に位置付けた場合、除去後の跡地利用についての要件を一部適用しないこと等拡充・強化しているところです。                      なお、県では、令和3年度に空き家の利活用による地域振興等様々な施策を推進するため、各市町村で整備する「空き家バンク」に登録された「空き家」を取得する費用の一部補助制度を創設し、令和4年度からは取得した空き家の改修に係る間接補助についても拡充しました。市町村が実施する空き家住宅取得費用の補助への間接補助ですので、市町村との連携を強化しながら取り組んでいきます。                      あわせて、空き家の利活用による地域振興等様々な施策を実施するための研修会、マニュアル整備を実施し、市町村を支援していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>65. 財政支援について                      新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後における経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。                      6) 地籍整備関係予算の確保(釜石市)(多発する自然災害や日本海溝・千島海溝地震津波への防災対策として、国土調査法等に基づき地籍の明確化の取り組みを進めているが、計画を大幅に下回る予算状況である。効果的かつ効率的な地籍調査事業を行うために、復興期間と同等規模の予算の確保)</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果がありますが、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなどの重要性が改めて認識されており、「日本海溝・千島海溝地震津波」への防災対策としても、早期整備が必要と考えています。                      このような中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を進めることとしています。                      県は、県計画を確実に推進するため、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和3年6月に国に対し要望を行っています。                      今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関・団体とも連携しながら、国に対して、補正も含めた必要な予算を確保するよう要望していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>66.東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害など復興は道半ばであり、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>1) 三陸沿岸地域の確実な復興・創生、津波災害時等の緊急時における「命の道」として質の高い道路網の確立、成長と分配の好循環及び生産性向上による経済成長力の強化を図るため、三陸沿岸道路の機能強化及び宮古盛岡横断道路の高規格化を図られたい。(宮古市)</p>	<p>県では、全線開通した三陸沿岸道路の利用状況や周辺の土地利用の変化等に対応した、フルインターチェンジ化も含めた三陸沿岸道路の機能強化について、令和4年度政府予算提言・要望において国に要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>宮古盛岡横断道路については、復興支援道路として国により整備が進められた墓目から腹帯間、川井から箱石間、平津戸・岩井から松草間が令和3年3月28日に開通しました。</p> <p>田鎖墓目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度から国直轄により事業化されたところですが、県では、令和4年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進を国に要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>66.東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害など復興は道半ばであり、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>2) 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備(野田村) (野田湾の津波・高潮対策、下安家地区の津波・洪水対策、国道45号の嵩上げ、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場の洪水対策)</p>	<p>野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。</p> <p>また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。(A)</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしています。(A)</p> <p>下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々との意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。</p> <p>一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えていますので御理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えています。(C)</p> <p>また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、平成30年度から進めてきた治水対策の検討を踏まえ、今後、野田村や地域の方々の意見をいただきながら整備に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>66.東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害など復興は道半ばであり、被災地での事業執行に特段の配慮を図りたい。 3) 令和元年台風第19号の復旧事業を実施しているが、市民生活の安全安心を確保するため、市内二級河川の河道掘削を推進すること。(釜石市)</p>	<p>河道掘削については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次、進めており、令和3年度は令和2年度に引き続き、甲子川や鶴住居川で堆積土砂の除去を行う予定です。 今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>66.東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害など復興は道半ばであり、被災地での事業執行に特段の配慮を図りたい。 4) 海岸保全対策(野田村) (十府ヶ浦海岸の砂浜侵食による海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸の崩落等による三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落の危険性に対して対策を講じること。また、十府ヶ浦海岸の砂浜の再生対策を講じること)</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところです。 砂浜の侵食については、養浜材として、令和元年度に久慈港の凌瀾土砂約15,000m<sup>3</sup>及び令和2年度に防潮堤工事の仮締切土砂等(野田海岸の床掘発生土等)約25,000m<sup>3</sup>の投入を行っており、現在は、東日本大震災前と同程度の砂浜を有している状況です。なお、今後も汀線の状況を注視していきます。(A) 野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度に測量調査を実施したところであり、令和3年度は引き続き調査を実施することとしています。また、毎月実施している海岸パトロールと併せて、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの
<p>66.東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害など復興は道半ばであり、被災地での事業執行に特段の配慮を図りたい。 5) 海岸域の堆砂除去(洋野町) (種市漁港海岸や種市海浜公園のほか、ウニの増殖溝などの堆砂は、東日本大震災大津波や台風等の高潮により年々堆砂量が増加しており漁業活動等への影響が危惧される。漁場及び海水浴場の維持を図るため、県有施設の砂を除去と堆砂除去に対する補助制度の創設や地方負担額への財政支援について、国への働きかけを要望する)</p>	<p>県が管理している増殖溝に堆積した砂については、平成25年度から平成30年度にかけて実施した水産環境整備事業により撤去したところであり、その後、令和2年10月及び令和3年5月に堆砂状況調査を実施した結果、現時点で漁場の効用が低下するまでには至っていないと判断しているところですが、今後も引き続き堆砂状況を注視しながら必要に応じて対応を検討していきます。 また、海岸保全区域内にある海浜公園及び護岸等の海岸保全施設の堆砂状況については、国の海岸事業の補助対象外であることから、令和3年度の政府要望において、海岸堆積土砂の除去に対する支援制度を創設するよう要望したところです。 今後も国の支援による対策の実現に努めていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>66.東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害など復興は道半ばであり、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>6) 高田海岸沖へ流出した消波ブロックの撤去(陸前高田市) (東日本大震災津波で県が設置していた消波ブロックが流出し、海中ガレキとして高田海岸沖の漁場内に散積している状態である。高田海岸沖の海域は良好な漁場であるが、流出した消波ブロック等の海中ガレキの影響により、底引き網漁ができない状況となっている。漁業者の営漁再開のため、流出した海中ガレキの撤去を早急に行っていただきたい。)</p>	<p>高田海岸の消波ブロックは、高潮対策として昭和46年に設置したブロックで、東日本大震災津波により沖側に流出したものです。</p> <p>この消波ブロックは広範囲にわたっていることから、全面的な撤去は施工上難しいところではありますが、砂浜再生工事等の支障となる範囲については撤去を行ったところではあります。</p> <p>残りのブロックの撤去については、漁の支障となる範囲について漁業関係者の意見を聞き取りしたところであり、今後、消波ブロックの撤去方法や撤去可能な範囲について検討していきます。</p>	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。</p> <p>1) 一般国道 46 号「盛岡西バイパス」の 2車線供用区間の 4車線化の整備促進(盛岡市)</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用を開始し、令和2年2月には令和7年度までに開通する見通しであることが示されたところです。</p> <p>県では、令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化について国に要望したところであり、事業促進が図られるよう、引き続き国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。</p> <p>2) 一般国道 4号「盛岡南道路」の 早期 事業化(盛岡市・矢巾町)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南の混雑緩和や県内医療の中核を担う岩手医科大学附属病院及び矢巾スマートインターチェンジへのアクセス向上が必要と考えていることから、令和4年度政府予算提言・要望のほか、令和4年1月31日に一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に要望したところです。</p> <p>令和4年2月25日には、国より一般国道4号「盛岡南道路」の令和4年度予算に向けた新規事業採択時評価手続きの着手について公表があったところです。</p> <p>引き続き関係市町等と連携し、一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 3) 三陸沿岸道路の休憩施設や付加車線の設置、ハーフィCのフルIC化などの機能強化(宮古市)</p>	<p>県では、三陸沿岸道路の利用状況や周辺の土地利用の変化等に対応した、フルインターチェンジ化も含めた三陸沿岸道路の機能強化について、令和4年度政府予算提言・要望において国に要望したところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 4) 宮古盛岡横断道路の「田鎖墓目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進と計画路線全線の高規格化を図ること。(宮古市)</p>	<p>宮古盛岡横断道路については、復興支援道路として国により整備が進められた墓目から腹帯間、川井から箱石間、平津戸・岩井から松草間が令和3年3月28日に開通しました。 田鎖墓目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度から国直轄により事業化されたところですが、県では、令和4年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進を国に要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 5) 気仙地域と県内陸部を結ぶ国道107号の改良整備の早期事業化(大船渡市)</p>	<p>県では、令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」の中で、大船渡から遠野を結ぶルートである一般国道107号を「一般広域道路」として位置付けるとともに、将来の高規格道路を目指す構想路線として「(仮称)大船渡内陸道路」を位置付けたところです。 白石峠については、令和4年度、現地測量に着手する予定です。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 6) 国道397号(子飼沢トンネルから栗木トンネル間)の抜本的な改良整備による重要物流道路への指定(大船渡市)</p>	<p>一般国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 重要物流道路の指定については、平成31年度以降、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところですが、今後は、都道府県単位で策定した新たな広域道路交通計画を踏まえ、事業中や計画中の路線を含めて重要物流道路の指定が行われる予定となっています。 県としては、本計画において高規格道路、一般広域道路に位置付けた路線を重要物流道路として追加指定することや、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、引き続き国に働きかけていきます。(B)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>B 実現に努力しているもの  C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 7) 「国道4号北上花巻道路」及び「山の神地区交差点改良」の早期完成について(花巻市)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の整備促進について国に要望したところですが、引き続き国へ働きかけていきます。(B) また、山の神地区交差点については、国道、県道及び市道が近接しているため、一体的に改良を実施する必要があることから、県管理区域の工事を国に委託して工事を進め、令和4年2月に完成しました。(A)</p>	県土整備部	道路建設課 道路環境課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  B 実現に努力しているもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 8) 主要地方道花巻大曲線花巻・沢内間の整備促進について(花巻市)</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。 未供用の残る約1.5kmについては、令和元年11月に4号トンネル西側の橋梁が概成し、令和2年3月には4号トンネル築造工事を契約したところであり、令和3年度はトンネル築造工事を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A) 一方、西鉛地区から旧野外活動センターまでの区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 9) 一般国道107号(川尻・当楽間)の早期復旧とトンネル化などの抜本的改善(北上市・西和賀町)</p>	<p>国道107号の川尻から当楽間については、厳しい地理条件となっているため、この区間の改良には、長期的かつ安定的な予算の確保が必要です。まずは、令和3年5月に被災した大石地区において、トンネルを含めた災害復旧事業の推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 10) 北上金ヶ崎パシフィックルートの整備(北上市)</p>	<p>御要望のルートについては、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通による物流の変化や周辺の開発動向などを見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 11) 復興支援道路等の国道281号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道野田山形線、一般県道野田長内線の改良整備促進(久慈市)</p>	<p>国道281号については、案内～戸呂町口地区において、令和3年度、現地測量及び詳細設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 主要地方道久慈岩泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 主要地方道野田山形線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道野田長内線については、久慈市において平成29年度に「あまちゃん街道」と愛称が命名された区間の一部である、小袖～大尻地区間について、平成22年度から、地域の実情にあった1.5車線の道路整備を行い、令和2年度末に完成したところです。(A) その他の区間については、早期の改良整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。なお、道路利用者の安全な通行を確保するため、これまで幅員狭小区間に待避所を設置しました。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 12) 一般国道340号(松崎町八幡交差点から かつぱロード間)の拡幅改良(遠野市)</p>	<p>一般国道340号の松崎町八幡交差点からかつぱロード間の拡幅改良については、早期の整備は難しい状況ですが、三陸沿岸道路の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 13) 一般県道遠野住田線(下組町～六日町間)の道路新設改良、一般県道土淵達曾部線(遠野馬の里～遠野ふるさと村間)の路肩拡幅、及び同路線(附馬牛町馬越峠～宮守町稲荷穴間)の拡幅改良(遠野市)</p>	<p>一般県道遠野住田線の下組町から六日町間については、令和3年度、詳細設計を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間の堆雪帯による路肩拡幅については、積雪量の状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の拡幅改良については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>14) 国道343号新笹ノ田トンネルの整備(一関市)</p> <p>岩手県と宮城県の広域連携幹線道路網の整備(国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北の4車線拡幅整備の早期事業化、国道284号の高規格化、国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備、国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現、主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進)(一関市)</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、令和3年3月には渋民バイパスの供用を開始したところです。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道343号を「一般広域道路」として位置付け、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。</p> <p>新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。(C)</p> <p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の4車線化について国に要望したところです。</p> <p>御要望の高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の2車線区間についても、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、室根バイパスや石法華工区等において、整備を進めてきたところです。</p> <p>また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道284号を「一般広域道路」として位置付け、拠点都市間の連絡強化を図っていくこととしています。(C)</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成29年度から改良工事に着手しました。</p> <p>令和3年3月には、隘路区間の解消を目指し暫定供用を行ったところであり、令和4年3月に全線供用開始しました。(A)</p> <p>また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、令和3年度、現地測量及び詳細設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>			
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。</p> <p>15) 幹線道路網の整備(主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜本的な改良整備、主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化、一般県道折壁大原線の整備改良)(一関市)</p>	<p>主要地方道一関大東線の東山町柴宿から大東町摺沢間においては、生田地区及び流矢地区を生田工区として整備を進め、平成26年度に整備を完了したところです。</p> <p>同区間の抜本的な改良については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>都市計画道路山目駅前釣山線の中央町一丁目から宮前町までの区間については、平成20年度に事業着手し平成30年度までに整備が完了しました。</p> <p>御要望の区間の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p> <p>一般県道折壁大原線の大原弘川地区から上川原地区間については、抜本的な改良は難しい状況ですが、令和2年度から、道路現況等の課題について地元との意見交換を進めているところです。</p> <p>その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>なお、室根町折壁地区において、老朽化した大平橋の架け替えを予定しています。</p>	県土整備部	道路建設課 都市計画課 道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 16) 一般国道343号の改良整備(新笹ノ田トンネルの整備、矢作町字耳切~梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消)(陸前高田市)</p>	<p>一般国道343号は、沿岸地域の復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しています。 また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道343号を「一般広域道路」として位置付け、気仙地域と県南地域の拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。 新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。 矢作町字耳切~梅木間及び字中平地内一ノ渡橋周辺の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 17) 一般国道340号の改良整備(竹駒町下壺~横田町太田間の歩道整備)(陸前高田市)</p>	<p>歩道整備については、県内各地域から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 18) 一般国道284号の改良整備(陸前高田市)</p>	<p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、一関市内の室根バイパスや石法華工区等において、整備を進めてきたところです。 また、令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性などを定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で国道284号を「一般広域道路」に位置付け、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 19) 主要地方道大船渡広田陸前高田線の改良整備(米崎町字堂の前~沼田間の側溝整備及び冠水対策)(陸前高田市)</p>	<p>主要地方道大船渡広田陸前高田線の御要望の区間については、側溝整備等の必要な道路補修を行った後に陸前高田市に移管することとしており、早期の市道移管に向けて陸前高田市と調整を図りながら、引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 20) 一般県道世田米矢作線の改良整備(矢作町字愛宕下~二田野間の部分改良整備)(陸前高田市)</p>	<p>一般県道世田米矢作線の矢作町字愛宕下から二田野間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 21) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備(県境付近における狭隘区間の整備促進)(陸前高田市)</p>	<p>主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 22) 国道283号(釜石駅前~五の橋間)整備事業の促進(釜石市)</p>	<p>一般国道283号の釜石駅前から五の橋間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について                      道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。                      23) 主要地方道及び県道の改良整備及び市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備(釜石市)</p>	<p>主要地方道及び県道の改良整備については、主要地方道釜石遠野線において橋野鉄鉱山の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、令和2年度、中村～青ノ木工区の改良整備に着手したところです。                      令和3年度は用地補償等を実施してきたところであり、このうち青ノ木地区については本工事に着手したところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。                      また、笛吹峠付近の抜本的な改良については、早期の整備は難しいものの、まずは、安全に通行できるよう、大型車や乗用車同士のすれ違いが困難な状況を緩和するため、平成29年度から局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業を進めているところであり、釜石側については令和2年度に工事が完成し、遠野側については令和3年度も引き続き、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置工事を実施しており、今後も整備推進に努めていきます。(B)                      県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。                      要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課                      道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの                      C 当面は実現できないもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について                      道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。                      24) 国道282号の改良整備促進(松川地区右折レーン設置、五日市地区道路局部改良及び流雪溝の設置、竜ヶ森地区スノーシェルター拡幅整備及び登坂車線の改良、兄畑中川原地区道路改良整備及び橋りよう架け替え、北森駅東口周辺の歩道設置)(八幡平市)</p>	<p>国道282号と市道いこいの村線との交差点付近の渋滞解消に向けて、令和3年度、警察で右折車の通行の円滑化を図るため、交差点の信号機を時差式に改良しました。このため、右折レーン設置については、信号機改良後の交通状況等を見極めながら、総合的に判断していきます。                      五日市地区については、豪雪等により円滑な道路通行確保が困難となる場合もあるため、車道除排雪等に万全を期しているところですが、局部改良及び流雪溝の設置については、早期の整備は難しい状況です。                      今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き総合的に判断していきます。                      竜ヶ森地区については、冬期間に交通事故等が発生しており、スノーシェルター内に運転者の安全運転を促すための注意標識や減速マーキング等を設置しているところですが、スノーシェルター内の拡幅整備及び登坂車線の改良については、早期の整備は難しい状況です。                      今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き総合的に判断していきます。                      兄畑中川原地区については、豪雪の際には道路幅員が狭小となるなど円滑な道路通行確保が困難となる場合もあるため、車道除排雪等に万全を期しているところですが、道路改良整備及び橋梁架替については、早期の整備は難しい状況です。                      今後も、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら引き続き総合的に判断していきます。                      北森駅東口周辺地区については、道路東側(市役所の反対側)に歩道を整備済みです。                      御要望のあった西側の歩道については、歩道整備は県内各地から多くの要望があるため、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況であり、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課                      道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>25) 北岩手・北三陸の横断道路「(仮称)久慈内陸道路」の早期調査と、高規格道路として早期着工(八幡平市・葛巻町・岩手町・野田村)</p>	<p>県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、内陸と沿岸の拠点都市間を連絡する国道281号を「一般広域道路」として位置付けました。</p> <p>また、久慈市と盛岡市の連絡強化に向け、将来の高規格道路を目指す構想路線として「(仮称)久慈内陸道路」を位置付けたところです。</p> <p>この計画を踏まえ、国道281号について、令和4年2月に久慈市「下川井」工区を供用するとともに、令和2年度に事業化した「案内～戸呂町口」工区の整備を進めているところであり、トンネル等の整備により、災害時にも機能する信頼性の高い道路となるよう取り組んでいきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>26) 国道282号一本木バイパスの早期完成、主要地方道盛岡環状線(滝向地区)の早期完成、一般県道盛岡滝沢線(下鵜飼地区)の早期完成、都市計画道路下鵜飼御庭田線(八人打地区)の早期完成)(滝沢市)</p>	<p>国道282号一本木バイパスについては、平成22年11月11日に一本木地区の人家連担部を迂回する北側約2.8kmの区間において供用を開始したところです。</p> <p>残りの区間については、令和3年度、改良工事を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p> <p>主要地方道盛岡環状線滝向地区については、令和3年度、現地測量・設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p> <p>一般県道盛岡滝沢線下鵜飼地区の道路改良については、令和3年度、道路改良工事を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期完成に向け、整備推進に努めていきます。</p> <p>都市計画道路下鵜飼御庭田線(鵜飼八人打地区)については、平成30年度に事業着手し、令和3年度は引き続き用地補償等を進めるとともに、改良工事に着手する予定です。今後とも滝沢市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課 都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>27) JR巢子駅に接続する市道の県道昇格(国道4号からI G R巢子駅まで約 2.2 km)(滝沢市)</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 28) 盛岡西廻り北バイパスの早期整備(国道46号から国道4号滝沢分レ南交差点)(滝沢市)</p>	<p>県では、平成26年度に盛岡広域都市圏道路網基本計画を策定し、盛岡西廻りバイパスを含めた幹線道路ネットワークのあるべき姿を定めたところであります。 盛岡西廻り北バイパスの計画については、国及び関係市と連携しながら取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 都市計画課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 29) 町道滝沢・安庭線昇瀬橋架け替え事業への支援(雫石町)</p>	<p>御要望の昇瀬橋については、老朽化が著しく進行しているほか、幅員狭小の交通隘路となっていることから、早急に架替えが必要な箇所であると認識しています。 本路線は、過去の災害時に国道46号の迂回路として機能するなど、県全体の道路ネットワークの強化に資する路線と考えられることから、令和3年度から市町村道整備事業補助金による財政的支援を実施しています。 また、令和2年度は、雫石町が実施する幅員見直しなどの橋梁修正設計のコンサルタントとの協議に県の職員が同席して専門的なアドバイスをを行ったところであり、令和3年度から工事に着手することから橋梁架替工事の監督業務についても、必要な技術的支援を継続して行っています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 30) 一般県道雫石八幡平線(よしやれ通り)の道路改良及び国道46号(谷地交差点から上町交差点)の拡幅改良、並びに県道(長山地内の通学路区間)の歩道整備(雫石町)</p>	<p>歩道と車道の着色による明確化については、令和元年度、試行として区画線(サイドライン)を引き直し歩行空間を拡幅するとともに、交差点2箇所にて車道の明確化を図るため、路面標示を行いました。 この試行について、地元の意見を踏まえながら、令和3年度にカラー舗装を実施しました。 また、「除雪対策の徹底」については、雫石町、地元住民等関係者からの意見を踏まえ、連携を図りながら除雪の実施に努めていきます。 側溝蓋の破損については、通行の安全を勘案し順次補修していきますが、「側溝蓋改修による歩道と車道のフラット化」の整備は、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら検討していきます。(B) 国道46号谷地交差点から上町交差点間の拡幅改良については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めており、JA新岩手(旧)西山支所付近約300mの区間については、令和2年6月に歩道整備を完了したところです。 御要望の箇所については、令和3年度は、歩道の設計及び用地測量を行っており、引き続き整備を推進していきます。(A)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 31) 町道雫石環状線の県道昇格(雫石町)</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>32) 国道281号(まちば再生支援事業の道路整備、城内小路地区の局部改良整備、繋~小屋瀬地区の歩道整備促進)(葛巻町)</p>	<p>葛巻町内のまちば再生については、地元商工会や地域住民の皆様が主体となり、中心市街地の活性化に向けた取組が行われていることから、この取組を支援する道路整備が必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、国道281号の迂回路としての機能を有する道路として町が整備を進めている町道茶屋場田子線に対して財政支援を行ってきたところであり、同町道の開通に伴って国道281号の道路交通環境の改善が期待されることから、交通量の推移や予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(B)</p> <p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路環境課	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>33) 国道340号(野中~大沢地区、小苗代地区及び日渡地区急カーブの改良整備、野中~大沢地区、泉田地区、西里~荒沢口地区の歩道整備)(葛巻町)</p>	<p>国道340号の野中~大沢地区、小苗代地区及び日渡地区については、2車線改良済となっており、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課 道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>34) 主要地方道一戸葛巻線(一戸町姉帯~葛巻町尻高区間の改良整備、垂柳地区、坂待屋地区急カーブの改良整備)(葛巻町)</p>	<p>主要地方道一戸葛巻線の一戸町姉帯~葛巻町尻高間の改良整備については、地形が急峻であり、改良整備のためには大規模な事業が想定されることから早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>坂待屋地区、垂柳地区については、2車線改良済となっており、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>35) 山のみち地域づくり交付金事業(旧緑資源幹線林道事業)林道安孫平糠線並びに鷹ノ巣鰻沢線の早期完成(葛巻町)</p>	<p>一戸町と葛巻町を結ぶ林道安孫・平糠(やすまご・ひらぬか)線、葛巻町の林道鷹ノ巣・鰻沢(たかのす・うなぎさわ)線は、それぞれ令和9年度、令和14年度の完成に向けて整備を行っています。</p> <p>今後も、これら路線の早期完成に向けて、当該事業予算の確保に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>36) 主要地方道岩手平館線における歩行者の安全確保(岩手町)</p>	<p>主要地方道岩手平館線(都市計画道路犬袋新町線及び新町城山線)の御要望の区間の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p> <p>なお、令和2年度は沼宮内地区において、歩行空間の視認性を高めるため、路肩部の着色による交通安全対策に取り組みました。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>37) 国道456号の拡幅整備について(紫波町)</p>	<p>国道456号の拡幅整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、学校再編に伴う交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>38) 県道162号紫波雫石線の認定路線変更について(紫波町)</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 39) 一般県道古館停車場線の交通安全施設の整備促進(紫波町)</p>	<p>落合橋の歩行空間の確保及び車道幅員拡幅等については、令和3年度から歩道整備事業に着手し、道路詳細設計を行っており、引き続き整備を推進していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 40) 一般県道湯川温泉線(県道215号)の雪崩防止対策(西和賀町)</p>	<p>一般県道湯川温泉線の雪崩防止対策については、令和3年3月に発生した雪崩等を踏まえ、令和3年度、区間の調査と既存施設の機能効果について再確認を行い、対策の必要性について検討中です。また、積雪時については、引き続き、道路パトロール等を通じて本路線の安全確保に努めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 41) 一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について(全面通行止め区間の早期通行再開、同区間を含む交通難所区間のトンネル化を含めた抜本的な改良整備の促進)(西和賀町)</p>	<p>国道107号の川尻から当楽間については、厳しい地理条件となっているため、この区間の改良には、長期的かつ安定的な予算の確保が必要です。まずは、令和3年5月に被災した大石地区において、トンネルを含めた災害復旧事業の推進に努めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災害課 道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 42) 主要地方道(花巻大曲線及び盛岡横手線)の道路整備促進(西和賀町)</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。 未供用の残る約1.5kmについては、令和元年11月に4号トンネル西側の橋梁が概成し、令和2年3月には4号トンネル築造工事を契約したところであり、令和3年度はトンネル築造工事を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和3年度、現地測量及び設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 43) 秋田自動車道の4車線の早期事業化(西和賀町)</p>	<p>県では、高規格道路における防災・減災機能の強化を図るため、暫定2車線区間の4車線化等の推進が必要と考えており、令和4年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道「北上西ICから横手IC」等の整備を促進するよう要望したところであり、引き続き国等に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 44) 一般国道4号(金ヶ崎)拡幅整備促進(金ヶ崎町)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和4年度政府予算提言・要望において、御要望の金ヶ崎拡幅を含む一般国道4号の整備促進について国に要望したところです。 金ヶ崎拡幅について、国では、令和元年度から用地買収に着手し、令和2年度から工事に着手しています。令和3年度も用地買収及び改良工事を進めると聞いており、事業促進が図られるよう、引き続き当該区間の早期完成について国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 45) (仮称)新金ヶ崎大橋の新設(金ヶ崎町)</p>	<p>御要望の橋梁新設については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 46) 一般県道久田笹長根線の歩道整備の促進(金ヶ崎町)</p>	<p>御要望の区間については、平成30年度から歩道整備事業に着手し、令和3年度は用地補償を行っており、引き続き整備を推進していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 47) 一般国道4号(平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点)の整備(平泉町)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の4車線化について国に要望したところです。 御要望の平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の2車線区間については、4車線化の早期事業化に向けて引き続き国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図られたい。 48) 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良(平泉町)</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。 御要望の平泉町長島字山王から同竜ヶ坂間の約1.9km区間については、令和3年度、現地測量及び設計に着手しました。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 49) 一般県道釜石住田線未改良区間と気仙川の一体的な整備促進(住田町)</p>	<p>一般県道釜石住田線の中埜地区については、令和3年10月に現地測量及び詳細設計に着手したところです。今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A) 土倉から大洞間については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 50) 一般国道 340 号及び一般県道大川松草線の整備促進(岩泉町)</p>	<p>一般国道340号については、浅内地内の約1.4kmについて、令和4年度に現地測量に着手する予定です。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業着手した「本町～大広」工区については、大川小学校以東の道路改良工事が完了したところです。令和3年度は残りの区間の用地取得を進めるとともに、用地取得が完了した所から道路改良工事を推進しました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。</p> <p>51) 道路交通ネットワークの整備促進(岩泉町)(一般国道455号の防災機能強化、一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進、主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進)</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>令和3年6月には、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の方向性を定める岩手県新広域道路交通計画を策定したところであり、この計画の中で一般国道455号を「一般広域道路」として位置付け、拠点都市間の連絡強化を図る路線としました。</p> <p>盛岡市玉山地域などの急カーブ・急勾配の解消及び拡幅整備については、路線としての信頼性を高めるための改良の必要性を勘案しながら検討していきます。(C)</p> <p>また、平成28年台風第10号による被害状況を踏まえ、中島地区や中里地区など6地区において、再度災害防止を考慮した道路の嵩上げ等を行っており、このうち1地区については令和元年9月に完了したところです。引き続き災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、防災機能の強化を図っていきます。(B)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備を推進していきます。(A)</p> <p>また、松ヶ沢から燃壁間については、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に「松林～坂本」工区として事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備を推進していきます。(A)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 52) 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良整備(普代村)(黎明台団地までの急勾配・急カーブ改善、普代橋から普代浜トンネル間の災害防除工事、普代橋から普代水門間での車道舗装の打換え及び歩道の整備、太田名部トンネルから黒崎トンネル間での消波対策工事、道路横断暗渠集水柵周辺の巨石の対策工事)(普代村)</p>	<p>主要地方道岩泉平井賀普代線については、島越工区の整備を進めてきたところであり、令和3年3月に島の沢トンネルを含む延長約1.1kmの整備が完了しました。 御要望の島の沢トンネルから黎明台団地間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 普代橋から普代浜トンネル間の斜面の防災対策については、令和3年度、用地測量及び用地買収を行ったところであり、引き続き整備を推進していきます。(A) 普代橋から普代水門間の車道舗装の打換えについては、路面状況の調査結果等を踏まえて、令和3年度、舗装の打換え工事を行いました。(A) 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 太田名部トンネルから黒崎トンネル間の越波対策については、令和元年度に設計を行い検討を進めており、工事着手に向けて、引き続き取り組んでいきます。(A) 太田名部トンネルから黒崎トンネル間の道路横断暗渠集水柵周辺の土砂堆積対策については、令和3年度、現地状況の詳細な調査を行いました。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 53) 一般県道普代小屋瀬線の改良(岩泉町、普代村)</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備を推進していきます。(A) また、松ヶ沢から燃壁間については、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に「松林～坂本」工区として事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備を推進していきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 54) 主要地方道岩泉平井賀普代線の三陸沿岸道路普代インターチェンジ付近の冠水対策(普代村)</p>	<p>平成28年の台風第10号時における御要望箇所の子な被災原因は、普代川沢山橋付近から溢れた水が村道を通してきたことによるものであることから、村道そして普代インター方面へ水が流れ込まないように、普代川沢山橋上の河川災害復旧工事で河道拡幅及び築堤を実施し、平成31年3月に完成したところだす。(A) また、普代川の沢山橋から下流区間については、令和2年度の台風第19号による土砂堆積の状況を踏まえて、河道掘削工事を実施したところであり、今後も堆積土砂の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況を把握しながら、緊急性があり事業効果の高い箇所から集中的に実施していきます。(B) 令和元年の台風第19号時の冠水の原因は、内水によるものと想定されることから、主要地方道岩泉平井賀普代線の排水処理を含め、普代村と連携して対応を検討していきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課 河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 55) 一般県道二戸軽米線の改良整備(軽米町)</p>	<p>一般県道二戸軽米線の新町地区については、令和3年度、詳細設計が完了し、用地測量、物件調査を進めてきました。 今後とも、地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 56) 県代行事業(雪谷川ダムの深渡橋の橋りょう)の新規採択(軽米町)</p>	<p>県代行事業については、事業の必要性、緊急性及び重要性が高く、技術的に高度な橋梁等の構造物を有する箇所について、用地補償が完了した後に事業採択を検討することとしています。県の財政状況が厳しいことから、早期の事業化は困難な状況であり、県全体の道路整備状況や今後の公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 57) 県道(主要地方道野田山形線、県道野田長内線)の整備促進(野田村)</p>	<p>主要地方道野田山形線については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道野田長内線の御要望区間については、波浪による越波対策として、平成26年度までに現道沿いの区間に消波ブロックを設置したところですが、その後も越波による通行止めが発生している状況から、令和2年12月に更なる越波対策に着手し、令和4年3月に完了しました。(A)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 58) 国道340号(長興寺地区の歩道整備)、国道 341 号(戸田、伊保内、小倉、道地地区の歩道整備)、国道 342 号(江刺家小田沢地区)の道路改良(九戸村)</p>	<p>歩道整備については、各地域から多くの要望があることから、地域の意向も踏まえながら必要性や緊急性、熟度の高い箇所から整備を進めています。 長興寺地区については、令和3年度から歩道整備事業に着手し、歩道の設計を行っており、引き続き整備を推進していきます。(A) 戸田、伊保内、小倉、道地地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 江刺家小田沢地区の道路改良については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業費の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>67.道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各地域からの要望も強い。道路整備の促進を図りたい。 59) 三陸沿岸道路の洋野種市インターチェンジのフル化整備(洋野町)</p>	<p>洋野種市インターチェンジの形状変更については、防災機能の強化や地域活性化等に資することから、国において、令和3年度、着手したところですが、 県では、令和4年度政府予算提言・要望において、三陸沿岸道路の機能強化の推進を国に要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>68.スマートインターについて 産業振興や医療環境向上に資するため、高速交通網の恩恵を活かせるスマートインターの設置に支援いただきたい。 1) 花巻PAスマートインターチェンジ整備への支援(花巻市)</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であるとともに、既存の道路ストックを「賢く使う」という点においても、有効な施策であると認識しており、令和4年度政府予算提言・要望等において、整備を推進するための必要な予算を確保するよう国に要望したところです。 また、(仮称)花巻PAスマートICは令和元年9月20日に連結が許可され、令和2年3月31日には事業の実施に関する基本協定及び工事細目協定を締結したところであり、県道花巻和賀線へのアクセス道路については、令和3年度は道路詳細設計を進めてきました。 今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>68.スマートインターについて 産業振興や医療環境向上に資するため、高速交通網の恩恵を活かせるスマートインターの設置に支援いただきたい。 2) 松尾八幡平ICと安代IC間のスマートインターチェンジの整備実現に向けた支援(八幡平市)</p>	<p>スマートインターチェンジは、観光振興などの面で地域の活性化に資する施設であることから、県としても、国による準備段階調査や八幡平市の検討の状況に応じて、周辺施設等へのアクセス改善効果など、広域的な観点からの助言等を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>69.道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 1) 一般国道4号渋民バイパスへの道の駅整備(盛岡市)</p>	<p>御要望については、盛岡市の整備スケジュールを踏まえ、着実な事業進捗が図られるよう、事業費の確保等を国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>69.道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 2) 道の駅「石鳥谷」の施設再編(花巻市)</p>	<p>花巻市が令和元年度に策定した道の駅「石鳥谷」施設再編基本構想・基本計画(以下、「基本計画」という。)によると、花巻市において、令和5年度のリニューアルオープンを目指し、道の駅「石鳥谷」の施設再編を進めることとしており、現在、地方創生拠点整備交付金を活用し、「地場産品の発信拠点、防災拠点、憩い・集い・賑わいの拠点としての「(仮称)道の駅『石鳥谷』交流ひろば」の整備」等を進めているところです。 県としては、引き続き、地方創生拠点整備交付金の採択に向けた国との調整を行っていきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>69.道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 3) 国道343号洪民バイパスの「道の駅」整備支援(一関市)</p>	<p>国道343号洪民バイパスの「道の駅」については、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供するため、整備の必要性を認識しています。これまで、整備に向けた一関市との事前協議等を行ってきたところであり、一関市で実施している基本設計の進捗状況等を踏まえ、令和4年度から事業に着手する予定です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>69.道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 4) 道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備(砂防公園のリノベーション、雫石川の河川整備への支援(雫石町)(河川要望と重複)</p>	<p>砂防公園は、定期的に施設点検を行い、施設の損傷が確認された箇所については修繕を行ってきたところです。施設の更新・改修にあたっては、町の意見を踏まえて「砂防公園のリノベーション」について検討していきます。「雫石川の河川整備」については、平成25年8月の豪雨により被害を受けた雫石川河岸の保全対策とともに砂防公園や道の駅の賑わい創出という観点を踏まえ、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課 砂防災害課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。</p> <p>1) 北上川の河川改修等(北上川中流部緊急治水対策事業(新堀地区、八重畑地区)の早期着手、北上川八幡地区及び宮野目地区、台地区の築堤整備事業の早期着手、北上川の花巻堤防の強化、北上川の河道掘削及び樹木伐採など適切な河川管理(花巻市)</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しています。</p> <p>「新堀地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>「八重畑地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>「八幡地区」の上流部においては、平成23年度に家屋浸水被害対策として輪中堤の整備が完了しています。また、「八幡地区」の下流部については、洪水被害の状況、今後の土地利用の状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>「宮野目地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>「外台地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況を総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。</p> <p>花巻堤防については、既に完成形で整備されており、かつ、「堤防浸透に関する詳細点検結果」では、安全性は基準値以上となっていることから、今後、堤防整備はないと聞いています。</p> <p>今後も、平常時から河川巡視等による監視、また、洪水時の河川巡視、変状等確認された場合の応急対応等、適切な河川管理に努めていくと聞いています。</p> <p>県としても治水対策は重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 2) 猿ヶ石川東和町地内の築堤整備などの河川改修(花巻市)</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤区間等の整備を重点的に実施しており、当該「猿ヶ石川の東和町地内(安俵地区、南成島地区)」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況、他地区の整備状況を総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。 県としても治水対策は重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 3) 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進(黄海川堤防の改修、滝沢川排水機場の整備、磐井川に架かるJR橋梁の架け替)(一関市)</p>	<p>「黄海地区」の北上川本川の堤防は、昭和63年度より事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成していますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。 国では、北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図るなど、引き続き、黄海川への背水の影響による氾濫リスクの軽減を図っていくと聞いています。 このような状況を踏まえ、県では、黄海川の支川処理方法について、引き続き国と協議を行っていきます。(C) 滝沢川については、平成23年9月の台風15号、平成24年5月の豪雨及び令和2年7月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C) 国では、JR東北本線磐井川橋梁は、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と認識しているところであり、また、磐井川自体の流量に対しては、十分な安全度を確保しているが、北上川の背水の影響については、概ねの安全度を確保しているものの十分ではない状況と聞いています。 橋梁架替等については、県道等の周辺施設に影響を及ぼすことが懸念されるため、事業の優先度やコストの観点を踏まえ、引き続き、関係機関と協議を進めていくと聞いています。 直轄管理区間の河川整備については、県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの  C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。</p> <p>4) 二級河川の整備(気仙川の竹駒地区~横田地区の河道掘削、矢作川の矢作町字越戸内~湯漬畑間の改修整備、浜田川の米崎町字中田~川向間における河道掘削)(陸前高田市)</p>	<p>気仙川の竹駒地区から横田地区間における河道掘削については、平成30年度に金成橋の上流部、令和元年度に小坪橋の上流部、令和2年度に竹駒地区の矢作川合流点付近の堆積土砂を撤去したところです。今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(B)</p> <p>二級河川矢作川の矢作町字越戸内から湯漬畑間の改修整備については、早期の整備は難しい状況ですが、令和2年度は、矢作橋上下流部の河道掘削を実施したところであり、令和3年度は金平橋下流部の河道掘削を実施する予定です。</p> <p>今後の河川改修整備については緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>浜田川の米崎町字中田から川向間における河道掘削については、平成30年度に、神田橋から高木橋間を実施したところであり、令和3年度、浜田橋から清水橋上流付近の河道掘削を実施したところです。</p> <p>今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。</p> <p>5) 一級河川安比川小屋の畑地区の河川の改修等整備(八幡平市)</p>	<p>管内の河川改修事業については、近年の洪水による家屋の浸水被害箇所等を優先して整備を進めているところです。</p> <p>安比川小屋の畑地区については、これまでの被災状況や周辺の土地利用状況を勘案し、八幡平市と調整を図りながら治水対策の検討を進めていきます。</p> <p>また、住民の円滑かつ迅速な避難を促すため、安比川においては、水位周知河川及び想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置したところであり、今後もハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策に取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。</p> <p>6) 砂防施設(滝沢市大釜千が窪地内の「高森の沢」、上鶉飼地内の「上鶉飼の沢」)の整備促進及び未着手箇所(白山の沢)の早期事業着手(滝沢市)</p>	<p>「高森の沢」及び「上鶉飼の沢」については、砂防施設の整備に向け測量調査設計を進め、早期の工事着手を目指して取り組んでいきます。</p> <p>「白山の沢」については、土砂災害が発生した場合、人家、鉄道、道路など甚大な被害が予想されるとともに、ライフライン等の社会的影響が極めて大きくなるものと考えられることから、今後、対策に向けた測量設計を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 7) 一級河川木賊川の遊水地の整備を促進(滝沢市)</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和3年度も引き続き遊水地の工事を進めました。令和4年度も、更なる治水安全度の向上に取り組みます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 8) 道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備(砂防公園のリノベーション、雫石川の河川整備への支援(雫石町)(道の駅要望と重複)</p>	<p>砂防公園は、定期的に施設点検を行い、施設の損傷が確認された箇所については修繕を行ってきたところです。施設の更新・改修にあたっては、町の意見を踏まえて「砂防公園のリノベーション」について検討していきます。 「雫石川の河川整備」については、平成25年8月の豪雨により被害を受けた雫石川河岸の保全対策とともに砂防公園や道の駅の賑わい創出という観点を踏まえ、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課 砂防災害課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 9) 一級河川太田川河川改修工事の推進(紫波町)</p>	<p>太田川は、平成29年度から広域河川改修事業を推進しており、令和3年度、令和2年度に引き続き平成25年の氾濫原因となりました堰を7月までにすべて撤去したところです。 また、要望区間の上流域においても、洪水時の氾濫を防止するため、令和2年度に引き続き立ち木伐採、河道掘削を推進しました。 今後、紫波町をはじめ関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組みます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 10) 基幹河川(岩崎川、太田川、芋沢川)改修事業の整備促進(矢巾町)</p>	<p>岩崎川は、床上浸水対策特別緊急事業により北上川合流点から不動盛岡線までの区間の河川改修が概成し、令和3年度は、水防活動の拠点となる河川防災ステーションの整備を推進し令和4年度の完成を予定しているところです。 太田川については、平成29年度から広域河川改修事業を推進しており、令和3年度は、令和2年度に引き続き平成25年の氾濫の原因となりました堰を7月までにすべて撤去したところ です。 芋沢川は、太田川の整備に引き続き広域河川改修事業により実施する予定 です。平成25年に浸水被害のあった薬師神社付近については、氾濫の原因となりました堰の改修を平成29年度から進め令和2年度に完成したところ です。また、順次河川改修計画を策定することとしています。 このほかにも、太田川の改修区間の上流域において、洪水時の氾濫を防止するため、令和2年度に引き続き立ち木伐採、河道掘削を行い、更には岩崎川上流区間において、平成25年8月に氾濫被害のありました煙山地区河川改修を推進するなど治水安全度の向上に努めているところです。 今後、矢巾町をはじめ関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組みます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 11) 北上川堤防(矢巾町と紫波町の境)未築堤箇所の早期整備(矢巾町)</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤区間等の整備を重点的に実施しており、「土橋地区」については、洪水被害の状況や他地区の整備状況を総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。 なお、北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 12) 北上川右岸(金ヶ崎町)の無堤防区間の早期解消を(金ヶ崎町)</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(紫波町から奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「三ヶ尻地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け引き続き国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 13) 一般県道釜石住田線未改良区間と気仙川の一体的な整備促進(住田町)</p>	<p>気仙川流域は、近年において平成14年7月、平成25年7月、平成28年8月などの台風や豪雨により、住田町の一部で浸水被害が発生するなど早期に治水対策を進めることが重要であると考えています。 気仙川の河川改修については、川口地区より下流の整備を優先的に進めます。 川口以北の河川整備計画策定及び河川整備については、背後の土地利用状況等を踏まえ、緊急性・重要性を勘案し、引き続き、検討していきます。 なお、気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などを踏まえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 14) 山田町内二級河川の維持管理(山田町)</p>	<p>県では、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和2年度は織笠川轟木橋付近や白石地区等において、支障木の伐採や堆積土砂の除去を行ったところです。 御要望のありました関口川について、令和3年度は、平安荘、北っ子橋付近において、また、織笠川についても、中野橋付近において河道掘削を実施し、水害リスクの軽減を図りました。 また、津軽石川、荒川川、大沢川等についても河道掘削が必要と認識しており、令和4年度以降、緊急度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。 今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 15) 中小河川(普代川流域)ハザードマップにおける河川浸水予想区域の対策(田野畑村)</p>	<p>近年、水害が激甚化、頻発化しており、県としては洪水被害の軽減に向け、ハード対策とソフト施策を組み合わせ、減災・防災対策に取り組んでいるところです。 ハード対策としては、水系ごとに計画規模を決定の上、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した区間や資産が集中している箇所等、緊急性や事業効果の高い箇所から、河道掘削や堤防整備等の河川改修を進めることとしています。 さらに、近年全国的に計画規模を超えるような洪水が発生していることを踏まえ、ソフト施策として、地域住民の円滑かつ迅速な避難行動を促すため、令和3年6月に最大規模の洪水を想定した浸水想定図を公表したほか、令和2年度に普代川の子木地地区に水位局と河川監視カメラを新設したところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 16) 普代の沢地区砂防事業工事の早期完成と既設砂防・治山施設の強靱化(普代村)</p>	<p>治山事業については、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、「治山事業四箇年実施計画」等に基づき危険度の高い地区から計画的に実施しているところです。 要望の地区につきましては、現地状況の変化に応じ、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討していきます。</p> <p>普代の沢地区砂防事業については、令和3年度から工事に着手しており、令和4年度の完成を目指し取り組んでいきます。 また、既設砂防堰堤・治山施設の土砂・流木等、支障堆積物の撤去や、堤体の嵩上げ・流木捕捉柵の設置については、現地の状況を把握しながら、必要性、緊急性等を考慮し対応を検討していきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 17) 二級河川普代川と茂市川の河川水門(樋門等)の整備(普代村)</p>	<p>県が管理する河川樋門・樋管等については、定期点検業務委託や河川パトロールにより適宜状況把握を行っているところであり、老朽化などにより不具合等が発生している箇所については、予算の範囲内で優先度に鑑みながら計画的に補修対応を行っています。 令和元年の台風第19号では、河道内に土砂が堆積したことにより、樋門・樋管等が機能しなかったと考えられることから、令和2年度に普代川と茂市川において河道掘削工事を実施したところです。 今後も堆積土砂の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況を把握しながら、緊急性があり事業効果の高い箇所から集中的に実施していきます。 また、茂市川の旭日区地区の樋管のフラップゲートについては、令和2年度に整備したところですが、令和3年度は、樋管から茂市川までの水路に堆積している土砂の撤去を行い、施設が正常に機能するよう対策を講ずる予定です。 なお、今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理を行いつつ、河川樋門・樋管の改善・整備と普代村の排水ポンプ整備事業との連携を図っていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 18) 二級河川瀬月内川の河道掘削等による河川改修(軽米町・九戸村)</p>	<p>瀬月内川が含まれる新井田川水系の河川整備基本方針については、検討作業を進めているところですが、河川改修事業の実施については、沿川の土地利用状況や家屋の近年の浸水被害実績などを踏まえ、事業導入の可能性について引き続き検討していきます。 なお、浸水被害の軽減のため、平成31年度に国費も活用しながら浚渫や樹木伐採を実施しました。令和3年度は尾田高家地区において実施しています。 今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 19) 二級河川雪谷川の河川断面の確保(河川の浚渫及び樹木の伐採除去)(軽米町)</p>	<p>雪谷川における浚渫、樹木伐採は、平成31年度に国費を活用して実施したほか、令和2年度は、維持修繕業務で、支川の浚渫、樹木伐採を行ったところ。令和3年度は下円子地区において実施しています。今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>70.河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 20) 宇部川等の河川整備及び洪水対策(野田村)</p>	<p>二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分土工及び分水路が令和2年度に完成したところ。明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業であるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要がありますが、事業着手に向けた予算確保を目指していきます。(B) また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、河道内の土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施し、令和2年度は宇部川上流部の河道掘削を実施したところ。宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施したところ。令和3年度は、まず宇部川(野田地区)において更なる河道掘削が可能か調査を行い、一部区間の河道掘削を実施しています。(A) 今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置  B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。                      ア 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備                      1) タグボートの常駐に係る費用負担、ポートセールス活動の強化、宮古・室蘭フェリー定期航路の早期寄港再開のため、早急に港内の静穏化等環境整備の実施、地震に強い耐震強化岸壁整備の事業化とふ頭用地等の地耐力強化</p>	<p>宮古港へのタグボートの常駐に係る経費については、寄港再開決定の際には、宮古市と連携して費用を負担することとしています。                      ポートセールス活動の強化については、令和2年度に実施した貨物動向調査の結果を踏まえ、宮古市と合同で調査協力企業への訪問を行うなど、引き続き、宮古市と連携して取り組んでいきます。                      宮古港の港内の静穏化等、環境整備については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、宮古市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。                      耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討したところであり、事業化については、今後の港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。                      ふ頭用地等の地耐力強化については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。                      ア 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備                      2) クルーズ船の受入環境の整備及び受入態勢の強化を図ること。</p>	<p>宮古港は17万トン級までのクルーズ船の受入が可能であることを確認しています。それ以上のクルーズ船の受入環境については、今後の寄港ニーズ等を踏まえ、必要に応じて検討していきます。                      外国大型クルーズ船乗客の受入態勢の強化については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、外国大型クルーズ船が全て寄港中止となりましたが、平成31年度のダイヤモンド・プリンセスの寄港実績を踏まえ、引き続き、宮古市や関係機関と連携しながら、十分な受入態勢の確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。                      ア 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備                      3) 藤原ふ頭用地の利活用を促進するため、あらゆる業種の企業が立地できる環境整備。</p>	<p>宮古港藤原地区工業用地の未分譲地は、港湾計画上の土地利用計画において工業用地として位置付けられており、工場及びこれに付随する施設としての用途に限り、県として分譲できるものです。                      また、宮古市や関係機関の参画の下で令和3年2月に策定した宮古港長期構想においても、当該工業用地は生産ゾーンとして位置付けられ、工場等の用途に供するという方向性の継続が打ち出されています。                      未分譲地の利活用については、土地を取得しようとする企業の用途に応じて、港湾計画の変更等を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。                      ア 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備                      4) 藤原ふ頭内の県有地と民有地の交換、市への譲渡等用地の利活用</p>	<p>未分譲地と民有地との交換については、地権者側から具体的な利活用計画の提案を含めた申出があった場合に検討していきます。                      また、宮古市への譲渡についても、宮古市から具体的な利活用計画を提示いただきながら、宮古市と連携して検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 イ 大船渡港湾の整備と利用促進 1) ILC 誘致実現に係る永浜・山口地区工業用地の具体的な活用方針を早期に決定すること。</p>	<p>ILC建設の際は、クライオモジュールや測定器などの大型の実験装置が海外で製作され、その海運物流の拠点としては大船渡港など建設候補地近傍の既存港湾が活用され、その周辺には製品の検査・組立・保管拠点が整備されることが想定されています。 このため、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターでは、港湾からの通行課題の対策や保管施設等の配置も含めた機材輸送に係る広域的な計画を研究者と検討しています。 県としては、庁内の部局横断で設置した分科会等で検討を進めるとともに、同センターの活動と連携しながら、ILCの物流拠点として県内港湾が活用されるよう取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 イ 大船渡港湾の整備と利用促進 2) 永浜・山口地区岸壁(水深10m、延長340m)の整備の推進を図ること。</p>	<p>大船渡港永浜・山口地区の岸壁(水深10m)の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 イ 大船渡港湾の整備と利用促進 3) 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進制度創設</p>	<p>港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところです。 国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年9月の就航以来、取扱貨物量が増加傾向にあります。 国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 イ 大船渡港湾の整備と利用促進 4) 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備すること。</p>	<p>大船渡港の耐震強化岸壁整備については、令和2年2月の岩手県地方港湾審議会において港湾計画を変更し、野々田地区岸壁(水深7.5m)を災害時の緊急物資対応施設として位置付けたところです。 耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や事業費を整理した上で、公共事業予算の推移や事業の優先度等を勘案しながら事業化の時期について検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 イ 大船渡港湾の整備と利用促進 5) 高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)を早期に整備すること。</p>	<p>高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 ウ 久慈港の整備促進 1) 久慈港湾口防波堤の整備促進</p>	<p>久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を要望してきたところです。 また、令和4年度政府予算提言・要望においても久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き機会を捉えて国へ要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 ウ 久慈港の整備促進 2) 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)の推進</p>	<p>久慈港諏訪下地区及び半崎地区の埋立については、昭和60年に策定した港湾計画に基づき、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>71.港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 ウ 久慈港の整備促進 3) 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・設備の整備</p>	<p>野積場の舗装については、珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に一部実施しており、そのほかの部分の舗装については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。 県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。                      ウ 久慈港の整備促進                      4) 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など貨物取扱量増加に向けた対策を講じること</p>	<p>久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は震災津波前を上回る水準となっています。                      今後も、県、市及び港湾関係者と連携してポートセールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組んでいきます。                      また、港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。                      なお、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税收効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。                      ウ 久慈港の整備促進                      5) 湾口防波堤の完成後の静穏海域を活用した水産業及び観光開発等の産業創出支援</p>	<p>湾口防波堤の完成により、津波の被害から人命や財産が守られるだけでなく、後背地への企業誘致を通じた港湾利用の促進や雇用の創出、静穏域を活用した水産業や観光産業の振興が期待されることです。                      また、久慈市漁協では、令和3年10月に漁業権の免許を取得し、本格的にギンザケ養殖を開始したところであり、今後においても、湾口防波堤の完成を見据えて、市と意見交換しながら、産業の創出等に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>湾口防波堤の完成により、津波の被害から人命や財産が守られるだけでなく、後背地への企業誘致を通じた港湾利用の促進や雇用の創出、静穏域を活用した水産業や観光産業の振興が期待されることです。                      現在、ギンザケ養殖の事業化に向けた取組などが行われているところであり、今後におきましても、湾口防波堤の完成を見据えて、久慈市と意見交換しながら、産業の創出等に取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいたしたい。                      エ 釜石港の国際貿易拠点化にむけた港湾機能の強化                      1) 重要港湾「釜石港」の長期構想検討による港湾計画の改訂、ふ頭用地造成及び岸壁新設</p>	<p>港湾施設の新設や拡張に当たっては、長期構想を策定した上で、港湾計画を見直し、必要となる港湾施設を計画に位置付ける必要があります。                      釜石港においては、道路ネットワークの進展や定期コンテナ航路の開設に伴い、コロナ禍にあってもコンテナ貨物の取扱いが堅調に推移していますが、完成自動車の取扱再開や新たな航路開設は不透明な状況です。                      このことから、釜石港の長期構想の策定等については、引き続き、釜石市と意見交換や「釜石港利活用検討会議」の場を活用しながら、必要な検討を行っていきます。                      また、県では、現在の施設の利用促進や、コンテナ貨物取扱量の更なる増加を図るため、これまで、釜石港のコンテナターミナルにおけるリーファーコンテナの電源増設や照明塔の整備を進めてきたところです。                      ふ頭用地造成及び岸壁新設については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>71.港湾整備について                      港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいたしたい。                      エ 釜石港の国際貿易拠点化にむけた港湾機能の強化                      2) 国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策の創設</p>	<p>県では、インセンティブ施策の展開について、港湾施設使用料の減免措置を状況に応じて実施しているところです。                      県によるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる内容とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>72.空港の利用促進について                      訪日外国人観光客数を2030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成するためには、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要であり、地方空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進を図られたい。                      1) いわて花巻空港の国際定期便や国際チャーター便の就航をさらに推進する施策を講じること。また、ゲートウェイ空港となる新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等の国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるよう、国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じること。(花巻市)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、国際定期便は運休が続いていることから、感染症の収束状況等を見極めながら、早期の運航再開に向けて航空会社等への働きかけを行っていきます。その上で、国際線の更なる運航拡大を図るため、チャーター便の実績がある香港等に対して誘致活動を展開していきます。                      ゲートウェイ空港への国際便の拡充については、花巻空港における国際線の運航再開後の状況を踏まえながら、国への要望を判断していきます。また、ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
73.県営住宅について 岩手医科大学などの移転により住宅需要に応えられない状況であり、県営住宅の整備を図りたい(矢巾町)	<p>県営住宅については、低額所得者のためのセーフティネットとして、これまで整備を進めてきたところであり、更には、いわて県民計画(2019～2028)及び岩手県住宅マスタープラン(岩手県住生活基本計画)に位置付けた岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な手法を選択し将来の事業費の平準化を図りながら、長寿命化に資する更新、改修を行っているところで</p> <p>また、新規の整備については、岩手県住宅マスタープランの考え方に基づき、市町村が整備することが適切であると考えていますが、広域的な課題に対応が必要な場合、県としては、今後の人口及び世帯数の動向や低額所得者の多様な住宅事情を把握している市町村と調整を図りながら、整備手法を含む検討が必要と考えています。</p> <p>県では、令和2年度から、岩手県住宅マスタープラン及び岩手県公営住宅等長寿命化計画の見直し作業を進めており、国が定める住生活基本計画(全国計画)が令和3年3月に改訂されたことを踏まえ、いわて県民計画(2019～2028)に掲げる施策の推進を図ることとしています。</p> <p>県営住宅を新規に矢巾町で整備することについては、整備の必要性の検討のため、住宅事情について矢巾町と情報の共有を図ります。</p>	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの
74.信号機設置について 北上工業団地周辺及び北上済生会病院周辺など渋滞緩和のため6カ所の信号機設置をお願いしたい(北上市)	<p>令和3年8月に交通流量の調査を実施した結果、北上工業団地周辺5カ所のいずれの交差点も著しい車両の滞留は認められませんでした。また、右折矢印信号設置要望の交差点の市道飯豊秋葉線には右折専用車線が整備されていないことから、令和4年度は、当該交差点への信号機及び右折矢印信号の整備を見送りました。引き続き、交通流量の変化、交通渋滞、交通事故の発生状況等を注視していきます。</p> <p>また、北上済生会病院周辺の交差点についても、令和3年8月に交通流量の調査を実施した結果、車両、歩行者のいずれも滞留は認められなかったことから、令和4年度は、当該交差点への信号機の整備を見送りました。引き続き、交通流量の変化、交通渋滞、交通事故の発生状況等を注視していきます。</p>	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの
75.北上川上流ダム再生事業の促進 について 盛岡市の安全で安心な地域づくりに向け、「ダム再生ビジョン」に基づく「四十四田ダムのかさ上げ」など治水機能の増強を行う「北上川上流ダム再生事業」の着実な実施と促進を要望します。(盛岡)	<p>国が令和元年度から実施計画調査に着手した北上川上流ダム再生事業については、治水リーディングプロジェクトに位置付けて、特に重要な治水対策の一つとして四十四田ダムの嵩上げを含む治水対策実施に向けた調査・設計を進めていくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>76.盛岡市土地区画整理事業の推進について 盛岡市では太田地区、道明地区及び都南中央第三地区において土地区画整理事業を実施するとともに、事業区域縮小区域では道路整備を中心に事業を実施することで機能的で持続可能なまちづくりを進めている。地元の早期事業完了要望に応え地区全体の早期効果発現のためにも、予算の優先的な確保に配慮をいただきたい。(盛岡市)</p>	<p>土地区画整理事業は、市街地整備の代表的な手法として活用されており、今後とも推進を図るため、事業費の確保について、国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>77.水素ステーション建設等に向けた取組について 国において脱炭素社会の達成に向けた取組が加速している状況下、本県においても、県民計画の柱の一つとして掲げた「水素利活用プロジェクト」の推進、特に水素ステーションの建設及び燃料電池車の普及拡大に向けた取組を積極的に推進されたい。(金ケ崎町)</p>	<p>県では、岩手県水素ステーション等研究会を設置して、水素ステーション整備に向けた検討を行っており、令和4年度は当初予算案に水素ステーションの設置や燃料電池自動車の導入に対する支援策を盛り込んだところで、引き続き、本県における水素ステーション導入や燃料電池自動車の普及拡大に向けて、市町村等と連携しながら積極的に取り組んでいきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>78.スマート農業推進のための支援策の充実について スマート農業機器については、減少する担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、導入を推進するため、次の事項を要望いたします。 ① 改正航空法が定める無人航空機の技能証明について、技能証明の種類をドローンの機種ごとに限定しないこと。</p>	<p>改正航空法における技能証明については、関連する協議会で、一等(レベル4相当)及び二等の2種類の登録とすることや、有効期間が3年更新であること等が議論されているものと承知しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>S その他</p>
<p>78.スマート農業推進のための支援策の充実について スマート農業機器については、減少する担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、導入を推進するため、次の事項を要望いたします。 ② 農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること。</p>	<p>農業用ドローン散布に適した農薬の登録については、国では、農薬の希釈倍率の変更登録申請する際、作物残留農薬試験を不要とする事務手続きの簡略化を進めており、令和4年度末までに新たに200剤(平成31年3月末対比)の登録数の拡大を目標に取り組んでいます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>78.スマート農業推進のための支援策の充実について スマート農業機器については、減少する担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、導入を推進するため、次の事項を要望いたします。 ③ 中山間地域において、精度の高いスマート農業技術を活用しやすい環境の整備を推進すること。</p>	<p>中山間地域の特性に応じ、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の導入に適した、水田の区画拡大や水路のパイプライン化などのきめ細かな基盤整備のほか、GNSS基地局の整備等を促進し、営農の効率化や維持管理の省力化に資するよう取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課 農村建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>78.スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>スマート農業機器については、減少する担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、導入を推進するため、次の事項を要望いたします。</p> <p>④ 中山間地域の特徴を生かした農林畜産業の振興を図るため、スマート農業の導入などによる生産性向上への支援を図ること。</p>	<p>県では、スマート農業の導入による生産性の向上に向け、国庫補助事業を活用した園芸施設への環境制御装置の導入や、搾乳牛舎への搾乳ロボット等の導入のほか、県単独事業による自動制御トラクター等のスマート農業機械の導入を支援しているところです。</p> <p>また、中山間地域でのスマート農業の推進に向け、気候特性に対応した環境制御技術や、傾斜地における自動操舵農機に関する技術の実証に取り組んでいるほか、共同放牧場におけるICTを活用した牛群管理の効率化の実証などを支援しているところです。</p> <p>引き続き、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望するとともに、中山間地域の実情に即したスマート農業技術の導入に向け、技術の実証や普及に取り組んでいきます。</p> <p>林業分野では、令和3年度から航空レーザ計測等により得られたデジタルデータの適切な活用方法を指導できる人材の育成に向けた研修会を開催するとともに、県、市町村及び林業経営体がそれぞれ保有する森林情報を相互共有できる「森林クラウドシステム」の構築を進めており、令和5年度からの本格稼働を目指しています。</p> <p>今後もこれらの取組を継続し、林業の生産性や収益性の向上に向けて、ICT等を活用したスマート林業の推進に努めていきます。</p>	農林水産部	<p>農業振興課</p> <p>農業普及技術課</p> <p>農産園芸課</p> <p>畜産課</p> <p>森林整備課</p>	B 実現に努力しているもの
<p>79.農業農村整備事業予算の確保を求めることについて</p> <p>農業農村整備事業の国の予算は、令和2年度補正予算繰越分と令和3年度当初予算を合わせると、前年度並みの予算が確保されておりますが、補正予算による予算措置では、年度当初から計画的に事業を実施することができず、事業進捗に支障をきたし、結果的に事業完了が遅れる可能性があります。</p> <p>つきましては、農業農村整備事業の令和4年度当初予算において、今年度予算額(令和3年度当初予算と令和2年度補正予算)と同程度確保されるよう要望いたします。</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、令和4年度予算の概算決定では前年度を上回る額であり、令和3年度補正予算を合わせた令和4年度の実質的な執行予算では、前年度と同額が措置されます。</p> <p>一方、県の農業農村整備事業関係予算については、令和4年度当初予算と令和3年度一般会計2月補正予算(第7号)を合わせた令和4年度の実質的な執行予算は、前年度を上回る額を措置します。</p> <p>県では、地域からの基盤整備の要望が多い状況を踏まえ、更なる予算の確保が必要と認識しており、令和4年度の農業農村整備事業関係予算の確保について、6月、9月、11月、1月に国に要望したところであり、今後も引き続き、国へ強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
<p>80.米価下落対策について</p> <p>米価を安定させる対策について、次の事項を国に対し要請するよう要望いたします。</p> <p>① 農家の営農継続のため、米価を安定させるための措置を講ずること。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国に対し、令和3年9月および11月に、米の需給と価格の安定に資するため、主食用米の一部隔離など実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起等、需要拡大対策を推進するよう繰り返し要望しています。</p>	農林水産部	<p>農産園芸課</p> <p>県産米戦略室</p>	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>80.米価下落対策について 米価を安定させる対策について、次の事項を国に対し要請するよう要望いたします。 ② 米価を安定させるため、主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国の援助米にするなど市場から隔離する措置を講ずること。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国に対し、令和3年9月および11月に、米の需給と価格の安定に資するため、主食用米の一部隔離など実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起等、需要拡大対策を推進するよう繰り返し要望しています。</p>	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>81.需要に応じた米生産に伴う転作支援の継続について 米の需給安定及び米価の下落抑止、さらには、県のリーダーシップの下、本県の農家の経営安定のためにも水田における作付転換の継続した支援を行うよう要望いたします。</p>	<p>県では、国の産地交付金等の活用推進とともに、令和3年度創設の県単独事業の水田転換緊急対応交付金を令和4年度においても継続し、需要が見込まれる大豆、野菜等の高収益作物、飼料用米等への作付転換を引き続き推進し、水田を最大限に活用しながら、生産者の所得が確保されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>82.農作物の気象災害対策について 令和3年4月に断続的に続いた低温や遅霜、6月の降雹により果樹や野菜を中心とした園芸作物に大きな被害が発生しております。岩手県においては、農作物災害復旧対策事業により被災農業者を支援することとしておりますが、補助対象は被害率が31%以上の農作物に限定されており、被災した全ての農業者が支援を受けられていない状況にあります。つきましては、農作物災害復旧対策事業の被害率要件である「31%以上」を撤廃し、被災した全ての農業者が支援を受けられるよう要望いたします。また、被災農業者のセーフティネットとしての収入保険制度に加入する際の支援策を講じていただきますよう併せて要望いたします。</p>	<p>農作物災害復旧対策事業については、主な農作物の所得率は3～5割程度となっており、気象災害により31%以上の減収被害を受けた場合、経営に大きな影響を及ぼすことから、支援対象を被害率31%以上の農作物がある場合としているものです。 また、収入保険制度加入の際の支援策については、全国知事会で、国に対し、保険料等に対する国の負担割合の引上げを検討するよう要望しており、県としても、引き続き、農業者の視点に立った収入保険制度の見直しを求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課 団体指導課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>1) 新規参入者と規模拡大意向者への震災前の原木価格水準に対する原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な支援</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、安全な原木を確保し、生産量の回復を図ることが必要であるため、県では、原木価格の高騰分の掛り増し経費が賠償対象外になっている新規参入者や既存生産者の規模拡大分についても賠償されるよう、東京電力に申し入れを行うとともに、国に対しても支援を要望しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>2) 来年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援</p>	<p>県では、安全な原木を確保するため、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに、他の地域から原木が適期に供給されるよう取り組んでいます。引き続き、安全な原木が適期に確保されるよう取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>3) 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援</p>	<p>しいたけ原木として利用できない立木等について、東京電力は、「福島県以外では、しいたけ原木用の立木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償する」としています。</p> <p>県としては、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう、引き続き、強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>① 原木しいたけ産地再生への支援</p> <p>4) 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理簡素化に向けた支援</p>	<p>県では、国の「放射性物質低減のための原木きこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成25年10月に「岩手県放射性物質低減のための原木きこ栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。</p> <p>この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、平成27年9月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところです。</p> <p>今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に関する研究を続けていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>1) 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しているところです。また、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がいまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>2) 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p>	<p>県では、利用自肅牧草等処理円滑化事業(県単)により、保管の長期化が見込まれる牧草、稲わら、堆肥の一時保管について、施設の維持管理にかかる経費を支援しており、引き続き、市町村が一時保管施設の機能を保つために要する経費について、支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>② 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援</p> <p>3) 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p>	<p>市町村が当該乾しいたけを焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てることができます。県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等の混焼方法、焼却灰の埋立等について市町村に技術的助言をしていきます。また、関係市町村のほか関係団体等とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>83.東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について</p> <p>原発事故による放射性物質汚染は、現在もお農林業に大きな影響を与えております。加えて、一時保管を継続している汚染された道路側溝土砂、校庭土砂、牧草、稲わら、堆肥については、震災から10年の歳月が経過しようとする現在も、国の処分基準がまだ示されていないことなどにより、処理が進まない状況にあり、これ以上一時保管を継続することは極めて困難であります。つきましては、一日も早く正常な状況下での農林産物等の生産・流通や市全域の汚染土砂の最終処分に向けて、次の事項を要望いたします。</p> <p>③ 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援</p> <p>産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p>	<p>県では、食の安全・安心確保の観点から、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて精密検査を行い、検査結果を県のホームページ等で速やかに公表するなど、風評被害の防止に努めています。</p> <p>また、県内生産者と首都圏消費者等との交流促進や、首都圏レストラン等への産地情報の発信等により、県産農林水産物の販路拡大に取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課 流通課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>84.施設野菜ハウス整備の資材費補助について 令和3年度の「トップモデル事業」の終了に伴い、資材費への上乘せ補助が廃止され、代替事業による建設費補助のみとなっており、野菜ハウス整備希望農家の費用負担が大きくなり、事業実施希望を見直す生産者が出てきている状況であります。つきましては、施設野菜ハウスの拡充による園芸振興を図るため、施設野菜ハウス整備の資材費補助上乘せの復活を要望いたします。</p>	<p>本事業は、平成30年度から令和2年度までの3か年で、「野菜販売額1億円計画」を策定した取組主体に対し、市町村と協調しながら、国庫事業と併せた補助を実施することで、大規模な野菜産地のモデルを育成し、この取組を各地域へ波及していくことを目的として実施したものです。 県としては、この事業により整備したモデルが地域の核となるよう、各関係機関・団体で組織した「集中支援チーム」による技術的なサポート等を継続するとともに、規模拡大等を旨とする生産者に対しては、引き続き、国庫事業等の活用を支援していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	C 当面は実現できないもの
<p>85.有害鳥獣被害対策の強化について 有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟犬禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。 1) 有害鳥獣の捕獲に対する取組の強化</p>	<p>県では、野生鳥獣の個体数管理や被害軽減等のため、狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。 新たな計画となる第13次鳥獣保護管理事業計画及びシカやツキノワグマなど第二種鳥獣管理計画においても、生息数等についてのモニタリングを行い、取組の中長期的な視点での評価を行い、その結果を踏まえて、猟方も含め計画を順応的に見直すこととしています。 鳥獣の管理には市町村をはじめとする関係主体の連携が不可欠であることから、今後も市町村の現状を踏まえた管理事業の推進に努めます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>有害捕獲については、鳥獣被害防止総合支援事業において、前年度を上回る約1万3,000頭のニホンジカの捕獲に要する予算を措置し、農作物被害の多い市町村を中心に配分し、捕獲対策の強化に取り組んでいます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
85.有害鳥獣被害対策の強化について 有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟犬禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。 2) 鳥獣被害対策に対する助成制度の充実・強化	平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税は、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については免税に、有害鳥獣捕獲の従事者については、1/2減税となる等の措置がとられています。 また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けては、狩猟免許試験に向けた予備講習会を無料で開催しているほか、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。 あわせて、経験の浅い狩猟者の技能向上研修会や、狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。 今後も、関係機関と連携して新規狩猟者の確保に努めます。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	野生鳥獣による農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業を活用し、防護柵や電気柵などの整備を支援しています。 また、国に対し、必要な財政措置を継続・拡充するよう要望しており、今後も助成制度の充実・強化に努めていきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
85.有害鳥獣被害対策の強化について 有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟犬禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。 3) 焼却施設など捕獲個体の広域処理施設の設置	有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われています。 一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされており、また、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業において、市町村等による焼却施設や食肉処理等施設の整備が可能ですので、県では市町村等が行う施設の整備について、補助事業等の活用などの支援を行っていきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
85.有害鳥獣被害対策の強化について 有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生している	シカ肉については平成24年7月26日付けで原子力災害対策本部長から県内全域を対象とした出荷制限の指示がされているところです。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>ることから、猟入禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。</p>	<p>県では、出荷制限の解除に向けシカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、「出荷・検査方針」に基づき管理されるシカ肉については令和2年4月15日に出荷制限が一部解除され、出荷が可能となりました。 今後、新たにニホンジカ肉のジビエ利用に取り組もうとする市町村に対しては、食品衛生法に基づく食肉処理加工施設や放射性物質検査体制の整備が整い次第、出荷制限の一部解除について国と協議していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>85.有害鳥獣被害対策の強化について 有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟大禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。 5) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の補助対象となる電気柵の設置要件の緩和の国への要請</p>	<p>県では、令和3年6月に国に対し「鳥獣被害防止総合対策交付金」の上限単価を引き上げるとともに必要な予算の確保について要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて、必要な予算の確保のほか効果的な対策に向けた鳥獣被害防止総合対策交付金事業の拡充や要件の緩和について、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>85.有害鳥獣被害対策の強化について</p> <p>有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟犬禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。</p> <p>6) 捕獲した有害鳥獣の処理解体処理施設建設に係る鳥獣被害防止総合支援事業の事業要件の緩和の国への要請</p>	<p>県では、令和3年6月に国に対し「鳥獣被害防止総合対策交付金」の上限単価を引き上げるとともに必要な予算の確保について要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて、必要な予算の確保のほか効果的な対策に向けた鳥獣被害防止総合対策交付金事業の拡充や要件の緩和について、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>85.有害鳥獣被害対策の強化について</p> <p>有害鳥獣被害の増加は、農林業振興を図る上で深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、生息数が増加しているニホンジカについては、農林業被害が恒常的に発生していることから、猟犬禁止措置の解除検討など、狩猟の取組強化が必要と考えているものであります。また、担い手となる新規狩猟者の確保に向けては、助成制度の充実・強化が求められます。さらに、飲食店等においては「食品中の放射性物質検査」の結果基準値を下回った個体については、出荷規制を解除、流通させ、狩猟者の所得向上につなげることで、鳥獣被害対策のさらなる推進が期待されます。つきましては、有害鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項を要望いたします。</p> <p>7) 狩猟免許取得に係る費用の一部助成</p>	<p>平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税については、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者を免税対象に、有害鳥獣捕獲の従事者を1/2減税対象とする等の措置がとられています。</p> <p>また、捕獲の担い手である狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会の無料での開催、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえた狩猟免許試験の休日開催や県内各地での開催などに取り組んでいます。</p> <p>あわせて、経験の浅い狩猟者の技能向上のための研修会や、新たな捕獲の担い手を確保するため狩猟に関心のある一般県民を対象とした研修会を受講料無料で開催し、狩猟者の技能向上支援や新規確保にも取り組んでいるところです。</p> <p>有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点等から、免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御要望も参考として、引き続き狩猟者の確保に向けた取組を進めます。</p>	環境生活部	自然保護課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>86.岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について</p> <p>岩手山麓地区の農業水利施設は、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から改修事業が実施されていますが、事業進捗率では、国営かんがい排水事業に対し、県営農村災害対策整備事業は低くなっているため、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されています。また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事が実施されることによって、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなっています。つきましては、農業者の負担金軽減のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>1) 県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区について、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算を確保すること。</p>	<p>県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区については、これまで、全体の3割に相当する約5km区間の改修を完了し、用水の安定供給や維持管理の効率化が図られています。</p> <p>なお、総延長が15kmに及ぶため、当初計画期間である令和4年度の完了は困難な状況ですが、引き続き、劣化状況に応じた改修工法の選定等、コスト縮減に努めるとともに、関係市、土地改良区の意向も踏まえながら、早期に完了するよう予算の確保に努めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>86.岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について</p> <p>岩手山麓地区の農業水利施設は、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から改修事業が実施されていますが、事業進捗率では、国営かんがい排水事業に対し、県営農村災害対策整備事業は低くなっているため、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されています。また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事が実施されることによって、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなっています。つきましては、農業者の負担金軽減のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>2) 国営かんがい排水事業岩手山麓地区の事業期間中に県企業局が実施する岩洞ダムの施設修繕工事について、コストの一層の縮減、工事実施時期の見直し及び各年度の工事費の平準化等により、今後も持続的な農業経営を維持できるよう、必要な措置を講じること。</p>	<p>岩洞ダムの施設修繕工事は、運用から約60年経過し、高経年化による劣化が進行している施設の機能回復を図るため、農業用水や発電用水の安定供給に必要な不可欠な事業となっています。</p> <p>施設は、ダム本体のほか、取水堰堤6か所、溪流取水施設7か所、揚水施設1か所、水路11か所等があり、計画的な修繕を進める必要があります。</p> <p>修繕費を含む負担金額については、毎年、岩手山麓土地改良区と協議しており、これまで農業者負担を軽減するため、高耐久性材料の採用による耐用年数の延伸や近傍工事の一括発注等の徹底的なコスト縮減、長期的な施設修繕計画による経費負担の平準化などに努めてきたところです。</p> <p>今後におきましても、農業者負担の状況や見直しについて、岩手山麓土地改良区や共同事業者である東北農政局等と協議しながら、事業費の精査や事業期間の見直しなど、農業者負担の平準化に配慮した修繕計画を検討していきます。</p>	企業局	経営総務室	B 実現に努力しているもの
<p>87.親元就農する農業後継者の支援について</p> <p>TPP11、日欧 EPA など経済のグローバル化に伴い、地域農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。地域では、農業者の高齢化や新規就農者の減少により、担い手不足が深刻となっております。つきましては、担い手の子弟の就農を促進するための新たな親元就農支援制度の創設を要望いたします。</p>	<p>県では、新規就農者の育成及び就農後の早期経営安定に向け、農業次世代人材投資事業、県単事業、担い手育成特定資産事業などによる支援並びに農業改良普及センターによる生産技術・経営力の向上に向けた支援等を行ってきたところです。</p> <p>令和3年度より中心経営体等である先代事業者(個人事業主又は法人の代表者)から、その経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者(親子、第三者など先代事業者との関係は問わない)を対象とした経営継承・発展等支援事業の公募が開始し、担い手から経営を継承し、発展させるための取組への支援が強化されています。</p> <p>また、令和4年度に創設される「新規就農者育成総合対策」では、新たに経営発展のため導入する機械・施設等の導入を支援する補助事業が創設されるなど、親元就農を含めた新規就農者に対する支援は拡大しています。</p> <p>今後も、現場の課題等を見極めながら、親元就農者が更に活用しやすくなるよう国に対し要件の見直し等を働きかけていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>88.県立農業大学の専門職大学化について                      農業分野における専門的な知識とIoTやAIなど新しい技術を農業に活用することができる豊かな創造力を兼ね備えた人材の育成、確保につなげていくため、岩手県立農業大学の専門職大学化に向けて要望する。                      1) 専門職大学化に向けた検討と課題整理</p>	<p>本県農業大学校は、2年間の中で農業・農村の幅広い知識と実践的技術を身につける教育を目的に、国際水準のGAP、ICTを活用した高度な農業技術等に関する専門知識と実践力が高まる教育に取り組んでいます。                      農業大学校の専門職大学化については、メリット・デメリットを慎重に検証し、今後とも、学生や保護者のニーズを踏まえながら、検討していきたいと考えています。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>88.県立農業大学の専門職大学化について                      農業分野における専門的な知識とIoTやAIなど新しい技術を農業に活用することができる豊かな創造力を兼ね備えた人材の育成、確保につなげていくため、岩手県立農業大学の専門職大学化に向けて要望する。                      2) 県立農業大学校の特徴的な教育内容や先進的技術を中高生や農業経営体などへ情報発信</p>	<p>農業大学校の教育内容等については、公式ホームページや各種進学情報サイト等を通じて情報提供を行っています。                      また、毎年、学校案内パンフレットを作成し、県内の全高校及び東北地方の各農業高校に配布しているほか、県内外の高校生を対象としたオープンキャンパスを開催し、PRに努めているところです。                      さらに、農業大学校における先進的技術等の取組については、県の広報誌やSNSのほか、新聞等により随時情報発信しています。</p>	農林水産部	農業普及技術課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>89.畜産振興への支援について                      飼養者の高齢化や担い手不足等により、飼養頭数や飼養戸数が年々減少していることに加え、コロナ禍における市場の変動等もあり、畜産経営に魅力を見出せないでいる状況です。また、家畜診療所においては、農業共済制度の改正と産業獣医師の不足により、家畜医療費の負担を増やさざるを得ない状態です。こうした状況を踏まえ、次の事項を要望いたします。                      1) 家畜医療費の負担を軽減するための制度の創設を求めるとともに、獣医療過疎地域における獣医療提供体制の整備を図ること。</p>	<p>獣医療提供体制の整備については、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域的な偏在の無い獣医療の提供体制を目指し、関係機関や団体等と検討を進め、家畜診療効率の低い地域において、将来的な獣医療体制の予測分析も加えながら、関係機関等と検討しているところです。                      また、疾病事故の低減に向け、農協、市町村、県(振興局、農業改良普及センター、家畜保健衛生所)等の関係機関・団体で構成している「いわて肉用牛サポートチーム」の農家個別巡回指導による飼養管理や家畜衛生対策等の技術支援を継続します。                      引き続き、獣医療体制が地域間で偏在することの無いよう取り組むとともに、生産性向上に向けた指導や予防衛生対策の啓発に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>89.畜産振興への支援について                      飼養者の高齢化や担い手不足等により、飼養頭数や飼養戸数が年々減少していることに加え、コロナ禍における市場の変動等もあり、畜産経営に魅力を見出せないでいる状況です。また、家畜診療所においては、農業共済制度の改正と産業獣医師の不足により、家畜医療費の負担を増やさざるを得ない状態です。こうした状況を踏まえ、次の事項を要望いたします。                      2) いわて牛ブランドを促進するため、県産高能力種雄牛の確保に努め、優良素牛の供給を促進すること。</p>	<p>「いわて牛」ブランドの促進については、「岩手県家畜及び鶏の改良増殖計画」に基づき、脂肪交雑等の肉質や増体能力の向上、繁殖性と飼料利用性の改善を目指す肉用牛の改良を進めてきたところです。                      平成30年度からは、県内の繁殖雌牛・雄子牛等について遺伝情報に基づく能力評価と選抜を行いながら、全国トップレベルの種雄牛の早期造成に取り組む、令和元年度からは、「いわて県有種雄牛利用推進事業」により、県有種雄牛のPRを強化し、高い産肉能力を有する若い県有種雄牛の利用を推進しています。                      また、県有種雄牛産子限定の枝肉共励会の開催や、県内外への積極的な情報発信、全国和牛能力共進会の上位入賞に向けた取組を推進し、「いわて牛」ブランドの評価向上に取り組めます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>90.家畜診療に関する獣医療過疎地域における獣医療提供体制の維持及び獣医師偏在の解消について</p> <p>県内の家畜診療に係る獣医師については、内陸部に偏在している傾向にあり、令和5年度以降に、岩手沿岸基幹家畜診療所の閉鎖を示唆されたことから、民間開業の産業動物分野の獣医師がいない地域の畜産農家に不安が広がっております。つきましては、地域的な偏在のない獣医療の提供体制維持のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>1) 獣医師不在地域における獣医療の提供体制を維持すること。</p>	<p>県では、岩手県獣医師会などの関係団体と連携して、民間の獣医師や資格を持ちながら活動していない獣医師のリストを整備し、広域的な人材の活用を図っていくなど、安定的な獣医療の提供に努めていきます。</p> <p>また、共済組合の家畜診療所の統廃合等が示唆されていることから、県では、地域の獣医療の提供体制が維持されるよう、共済組合や地元の関係機関・団体との検討を進めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>90.家畜診療に関する獣医療過疎地域における獣医療提供体制の維持及び獣医師偏在の解消について</p> <p>県内の家畜診療に係る獣医師については、内陸部に偏在している傾向にあり、令和5年度以降に、岩手沿岸基幹家畜診療所の閉鎖を示唆されたことから、民間開業の産業動物分野の獣医師がいない地域の畜産農家に不安が広がっております。つきましては、地域的な偏在のない獣医療の提供体制維持のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>2) 家畜診療に係る公務員獣医師等の確保、配置による獣医師偏在を解消すること。</p>	<p>公務員獣医師である家畜保健衛生所の獣医師は、家畜伝染病予防や疾病の診断、飼養衛生管理の指導等の業務を行っており、家畜診療は行っていません。</p> <p>家畜診療は、民間等の獣医師が行っていることから、県では、県内の獣医師の確保に向け、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、修学資金の貸付を行い、県内への就業を支援しているところです。</p> <p>また、獣医系大学への訪問等による県内への就業勧誘や獣医学生の臨床実習、インターンシップの受入れ等の取組を強化し、獣医師の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>91.持続できる酪農経営対策について</p> <p>安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう、次の事項を要望いたします。</p> <p>1) 規模拡大志向の畜産農家が早期に規模拡大を図られるよう、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等の施設整備・機械導入に係る関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるように重点的に配分すること。</p>	<p>畜産農家の規模拡大への支援については、国事業(「農山漁村地域整備交付金」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)」)や県単独事業(「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」)を活用して畜舎や機械、草地造成など生産基盤の整備・強化に取り組んできたところです。引き続き、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望するとともに、市町村と連携を図りながら、県単独事業の計画的な事業実施に努めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>91.持続できる酪農経営対策について</p> <p>安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう、次の事項を要望いたします。</p> <p>2) 粗飼料生産基盤の強化及び大区画化が図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること。</p>	<p>農地の集積については、県では、円滑に担い手への農地集積・集約化が進むよう、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターや農業委員会の農業委員、農地最適化推進員など、関係機関の農地のマッチング活動を支援する等、「農地中間管理事業」の積極的な活用に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、粗飼料生産基盤の強化に向け、畜産経営体など担い手への集積を進めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>91.持続できる酪農経営対策について 安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう、次の事項を要望いたします。</p> <p>3) 効率的な酪農経営を進めるための技術指導を強化するとともにコントラクターなどの外部支援組織の育成に向けた取組みを進めること。</p>	<p>畜産農家等への技術指導については、農協、市町村、県(振興局、農業改良普及センター、家畜保健衛生所)等の関係機関・団体で構成している「いわて酪農の郷サポートチーム」の農家個別巡回指導による、飼養管理や家畜衛生対策等の技術支援を継続しており、引き続き、収益性の向上に結び付くよう取り組んでいきます。</p> <p>また、生産性の向上や省力化、低コスト化を図るためのコントラクターなど外部支援組織の重要性が高まってきていることから、今後も市町村と連携を図りながら、補助事業による施設・機械の整備を含めた外部支援組織の育成・強化に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>91.持続できる酪農経営対策について 安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう、次の事項を要望いたします。</p> <p>4) 省力的、効率的経営の実現のため、TMR 利用技術指導を強化するとともに、TMR 原料となる国産粗飼料の広域流通の推進及び情報提供を図ること。</p>	<p>TMR調製や利用に係る技術指導については、前述の「いわて酪農の郷サポートチーム」により、飼料設計や飼養管理指導などの技術支援を行っているところです。</p> <p>また、国産粗飼料の広域流通の推進については、現在、広域流通が行われている雫石町産稲WCSに加えて、平成30年度から公益社団法人岩手県農業公社が粗飼料の生産・販売に取り組んでおり、引き続き、栽培管理などの技術指導や収穫物の流通・販売に係る情報提供に努めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>92.林業・木材産業の活性化と森林保護について 長期的な木材価格の低迷、林業従事者の減少等により林業及び木材産業は厳しい状況が続いており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されています。つきましては、森林整備事業等の推進のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>1) 外国産木材の輸入量減少に伴い、国産木材の価格が高騰しているが、実態は林業だけではなく、建築主への価格転嫁や引渡しの遅れなど、様々な悪影響が出ています。このため、県内の地方森林組合、製材所、工務店等が必要とする県産木材を適正価格で供給できるシステムを構築すること。</p>	<p>県では、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入支援等による原木の安定供給に向けた取組を進めてきたほか、加工能力が高く多くの木材製品を製造する製材・合板工場の整備の支援など、高品質な木材の供給体制整備を促進してきました。</p> <p>引き続き、森林組合や木材加工事業者が必要とする原木の安定供給に向けて、国庫補助事業を活用し、木材の供給体制の整備を支援していくほか、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>92.林業・木材産業の活性化と森林保護について                      長期的な木材価格の低迷、林業従事者の減少等により林業及び木材産業は厳しい状況が続いており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されています。つきましては、森林整備事業等の推進のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>2) 今後の地域の林業・木材産業を担う人材確保を図るため、独自の就職説明会や相談会の定期的な開催など、林業・木材産業分野における就業促進の取組を実施し、さらなる新規就業者や林業経営の担い手の育成に向けた取り組みを推進すること。</p>	<p>県では、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、都市部のU・Iターン希望者を対象とした就業ガイダンスのほか、林業への就業希望者を対象とした現場見学会や就職相談会、高校生向けの林業体験等に取り組んできました。</p> <p>また、「いわて林業アカデミー」により、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、将来的に林業経営体の中核となる現場技術者を養成するとともに、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、森林施業に必要な技術研修等に取り組んでいるところであります。</p> <p>さらに、地域の森林管理の主体となる「意欲と能力のある林業経営体」の育成を図るため、経営力や技術力の向上を目的とした林業経営改善セミナーや人材獲得・情報発信講座等を開催しています。</p> <p>今後も、適切な森林整備や森林資源の循環利用の推進に向けて、新規就業者や林業経営体の育成に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課  林業振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>92.林業・木材産業の活性化と森林保護について                      長期的な木材価格の低迷、林業従事者の減少等により林業及び木材産業は厳しい状況が続いており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されています。つきましては、森林整備事業等の推進のため、次の事項を要望いたします。</p> <p>3) 伐採及び間伐、再造林、苗木の生産・供給を含めた総合的な再造林対策のため、伐採から植栽までの一貫作業を推進すること。</p>	<p>再造林の促進は、県土保全や森林吸収源対策、森林資源の循環利用による持続的な原木供給等の観点から重要な課題であり、森林資源の保続を図る上で、計画的に進めていく必要があると考えています。</p> <p>県では、森林整備事業により再造林に対する助成を行うとともに、平成30年度からは、「岩手県林業成長化総合対策事業(資源高度利用型施業)」により、伐採と再造林の一貫作業の取組に対して助成を行っています。</p> <p>また、令和3年度からは、いわての森林づくり県民税の用途を拡大し、公益上重要で早急に更新が必要な伐採跡地への植栽等を促進しているところです。(いわて環境の森整備事業(森林環境再生造林))</p> <p>なお、平成29年に林業・木材関係団体を構成員として設立された「岩手県森林再生機構」が、平成30年度から「伐採と再造林の一貫作業」や「低密度植栽」等の再造林経費への助成を行っており、県としても、引き続き機構と連携し、再造林の更なる促進を図っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>93.森林整備国庫補助事業予算の拡充について                      森林を多様で健全な姿へ確実に誘導し、地域の林業生産活動の再生につながるよう、必要な除伐施業を含めた森林整備国庫補助事業予算の拡充に向け、支援措置を講じられるよう要望いたします。</p>	<p>除伐は人工林の生育のために必要な施業ですが、国の森林整備事業(公共事業)においては、人工林の皆伐後の再造林及び下刈りへの支援を優先したことから、結果的に除伐に対して十分な予算配分額となっていない状況にありました。                      しかしながら、林業事業体等の育成と雇用維持を図るため、国が林業成長産業化総合対策事業(非公共事業)の一環として林業経営体等能力向上支援対策事業を創設し、木材生産活動を伴わない人工造林、下刈り、除伐等の実施が可能となったことから、県では、令和2年度補正予算において除伐等に係る予算を措置したところであり、令和3年度についても必要な予算額を確保したところです。                      県では、今後とも持続可能な森林経営を実現するため、公共事業・非公共事業を組み合わせ、除伐を含む森林整備等の実施に必要な予算の確保を図っていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>94.除伐施業への支援制度の創設について                      森林を多様で健全な姿確実に誘導するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した地域の林業生産活動の再生が必要であることから、緊急に必要な除伐施業に対する県補助金制度の創設等の支援措置を講じ、持続可能な森林資源の維持・再生に向け、自伐型林業の普及の支援を要望いたします。</p>	<p>除伐は人工林の生育のために必要な施業ですが、国の森林整備事業(公共事業)においては、人工林の皆伐後の再造林及び下刈りへの支援を優先したことから、結果的に除伐に対して十分な予算配分額となっていない状況にありました。                      しかしながら、林業事業体等の育成と雇用維持を図るため、国が林業成長産業化総合対策事業(非公共事業)の一環として林業経営体等能力向上支援対策事業を創設し、木材生産活動を伴わない人工造林、下刈り、除伐等の実施が可能となったことから、県では、令和2年度補正予算において除伐等に係る予算を措置したところであり、令和3年度についても必要な予算額を確保したところです。                      県では、今後とも持続可能な森林経営を実現するため、公共事業・非公共事業を組み合わせ、除伐を含む森林整備等の実施に必要な予算の確保を図っていきます。                      また、県では、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、森林所有者や地域住民等が実施する森林整備や森林資源の利活用、作業道の作設・改修など、山村地域の活性化に向けた取組を支援しています。                      この交付金制度は、自伐型林業を実践する方々による森林の保全管理活動等の取組も対象となりますので、本制度の積極的な活用をお願いします。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>95.福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について</p> <p>三陸の安全心で良質な農林水産物は、ALPS処理水を海洋放出する政府の方針決定により、風評被害の拡大が見込まれることから、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を検討・実行することを国に対して強く要請することを要望いたします。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したとされています。</p> <p>県としては、処理水の処分は、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、政府予算要望を始め様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。</p> <p>また、これまで、全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じて、国民の理解を得る取組や、事業者などに対する万全な風評対策とともに、新たな技術動向の調査や研究開発を継続するよう、国に要望してきたところです。</p> <p>今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性を更に高める処理技術の研究開発の継続など、県民の安心が得られるような具体の取組を引き続き求めていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>1) 水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。</p>	<p>国は、漁業法の改正に伴い、令和2年9月に新たな資源管理の推進に向けたロードマップを策定し、資源評価に基づくTAC管理やTAC対象魚種の拡大等により、漁獲量の回復を目指すとしています。</p> <p>県では、水産資源の適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携して資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力して、今後も資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間及び広域的な取組の促進と連携の強化を図ること。</p>	<p>サケについては、資源の減少要因の一つとして、回遊経路における海水温の上昇等海洋環境の変化があげられていることから、国に対し、北洋海域を含めた広域的な調査の実施を要望しているところです。</p> <p>また、サンマやサバのような北太平洋を広く回遊する魚種については、国に対し、広域的な調査・研究の一層の充実や国際的な枠組みでの資源管理の推進を要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>3) 太平洋クロマグロの漁獲可能量 (TAC) 配分枠の設定に当たっては、適切な漁獲配分となるよう十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること。</p>	<p>国は、太平洋クロマグロの親魚資源量を回復させるため、平成27年からクロマグロの資源管理を実施し、平成30年から各都道府県にTACを設定しています。県では、漁獲が超過した場合に備える県の留保分を除き、小型魚については、漁獲枠を過去の漁獲実績を基に定置網へ配分しています。また、大型魚については、定置網のほか、令和2年から太平洋広域漁業調整委員会の承認の下、沿岸くろまぐろ漁業も行われています。</p> <p>さらに、クロマグロの資源管理措置の実施による水揚げの減少については、国の漁業共済制度や積立ふらすによる補償が受けられるよう支援するほか、入網したクロマグロの放流による労働力の増加については、国のクロマグロ混獲回避活動支援事業の導入を進めています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>4) 諸外国の三陸産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者の救済を図ること。</p>	<p>県では、農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国の政府等に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう、国に対して要望しており、今後においても、全ての規制が解除されるまで、こうした取組を粘り強く続けていきます。</p> <p>また、原発事故により本県の水産物が被った損害に対しては、東京電力㈱から漁業者へ早期かつ確実に賠償金が支払われるよう、適宜、本県水産関係者側の立場から交渉を支援していきます。</p>	農林水産部	流通課 水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>5) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図る</p>	<p>県では、引き続き、国の事業を活用し、採卵用親魚の確保や海産親魚の利用に係る経費を支援するとともに、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向けた調査・研究に取り組んでいきます。</p> <p>また、調査研究の強化については、県では、国の研究機関と連携しながら平成13年度から耳石温度標識を用いてさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。</p> <p>加えて、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化も不漁要因の一つと考えられていることから、高水温でも回帰する北上川水系のサケの遺伝情報を活用した種苗生産技術の開発に取り組むとともに、生残率が高いとされる、遊泳力の高い稚魚の生産に向けて、効果的な飼育環境や生産技術の研究に取り組んでいます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>6) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること。</p>	<p>貝毒については、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷にかかる中腸腺の毒量基準の緩和を受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導しています。</p> <p>また、自主規制により出荷額の減少が確定した場合には、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ漁業者に対して融資制度の活用を促進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>7) アワビ・ウニ等の不漁の原因究明と抜本的な対策を図ること。</p>	<p>アワビの生産量の減少は、震災によりアワビ種苗生産施設が被災し、平成23年から26年まで稚貝放流数が少なかったことに加え、ウニの食害により餌となる海藻が不足し、やせた貝が多くなっていることが要因として考えられます。</p> <p>また、ウニは震災前に比べて資源量が増えていることから、餌不足により、身入りが十分とは言えない状況です。</p> <p>アワビの資源量を回復させるためには、餌となる海藻を確保すること、増えすぎたウニを積極的に採捕することが重要です。</p> <p>このため、県では、アワビ等磯根資源の餌となる海藻の確保に向け、ブロック投入により藻場を造成するハード対策や、その周辺の漁場で過剰なウニの間引きを行うなどのソフト対策を盛り込んだ「岩手県藻場保全・創造方針」を令和3年3月に策定したところであり、今後とも、効果的な藻場の回復に向けて、漁業関係団体等と連携しながら取り組んでいきます。</p> <p>また、ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移殖放流や蓄養など資源の有効活用を漁協へ提案していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>8) 放流用アワビ種苗購入費について、資源回復の目途が立つまでは国や県による補助事業の再構築を図ること。</p>	<p>県では、国の令和4年度予算で措置された「被災海域における種苗放流支援事業」を活用し、漁協によるアワビ種苗の生産・放流を支援することにより、アワビ資源の早期回復を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>9) 三陸沿岸におけるサケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の漁獲量の減少に伴い、加工用原料の確保が困難な状況になっていることから、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること。</p>	<p>加工用原料の確保については、県水産技術センターによる漁海況情報の提供を行うとともに、サケなどの不漁魚種の資源回復に努めていきます。</p> <p>近年、資源が増えているマイワシについては、小型漁船漁業による操業の可能性を引き続き検討するほか、市町村や魚市場等と連携して県外廻来船の誘致による地元魚市場への水揚増加を図ります。</p> <p>また、新たにサケ・マス類の海面養殖を促進するとともに、国産原料の確保や魚種転換に係る加工設備の整備について国の支援制度の活用などにより、更なる加工原料の安定確保に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>10) 新たな海面魚類養殖の事業化に向けた研究開発のほか、産地間競争に対応した「県産サーモン」の統一したブランド化を図ること。</p>	<p>海面魚類養殖については、生産性の高いサケ、マス類の海面養殖の実現を目指し、引き続き、事業化に向けた各地区の取組を支援していくとともに、令和4年度当初予算で措置した「さけ、ます海面養殖イノベーション推進事業」により、種苗の安定供給体制の構築や、他産地と差別化できる養殖用種苗の開発に取り組んでいきます。</p> <p>次に、統一したブランド化については、ギンザケ、トラウトサーモン、サクラマスと異なる魚種が養殖されていること、また、現在、各地域でサケ、マス類の海面養殖の事業化が進められており、一部の市では愛称を公募するなど、ブランド化に向けた独自の取組が行われていることから、各地域の意向を十分に確認した上で総称ブランドの必要性を検討していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>11) サケ種卵確保対策における県の支援を継続すること。</p>	<p>県では、確実に採卵用親魚を確保できるよう、国の事業を活用し、海産親魚の利用に係る経費の一部を支援しているところであり、令和4年度においても引き続き支援することとしています。</p> <p>また、県では、国に対して令和5年度以降も支援が継続されるよう要望しています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>96.永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について</p> <p>沿岸地域の基幹産業であり国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の事項を要望いたします。</p> <p>12) ワカメ養殖の生産量の回復のため、スイクダムシ付着の被害発生状況に係る調査研究と被害防止対策への支援を行うこと。</p>	<p>スイクダムシの生態については明らかでなく発生や付着を防ぐことは、現時点では困難であります。県水産技術センターでは、発生予測に基づく早期収穫により付着被害の軽減を図るため、令和3年度より、生物学研究所と連携して、PCR法によるスイクダムシのDNA検出技術の開発に取り組んでいます。今後、同技術を活用したスイクダムシの生態解明と、スイクダムシの発生予測手法の開発に取り組めます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
97.各治山事業に対する十分な予算の確保と減災対策の強化を取組まれたい 1) 県民の安全な暮らしを守るため、減災に向けた治山事業の取組を加速させていただくよう要望します。(田野畑村)	治山事業については、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、「治山事業四箇年実施計画」等に基づき危険度の高い地区から計画的に実施しているところです。 引き続き、市町村と連携の上、激甚化する風水害への対策等の加速化を図る「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用も図りながら、県民の安全な暮らしを守る取り組みを進めていきます。	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
97.各治山事業に対する十分な予算の確保と減災対策の強化を取組まれたい 2) 陸前高田市・竹駒町地内における治山事業の実施について土砂災害の危険が軽減されるよう取組まれたい。(竹駒町滝の里地区における治山ダム の整備、竹駒町上壺地区における治山事業の実施)	治山事業については、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、「治山事業四箇年実施計画」等に基づき危険度の高い地区から計画的に実施しているところです。 要望の地区につきましては、現地状況の変化に応じ、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討していきます。	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
97.各治山事業に対する十分な予算の確保と減災対策の強化を取組まれたい 3) 山田町における治山事業要望箇所の早期整備について取組まれたい。	治山事業については、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、「治山事業四箇年実施計画」等に基づき危険度の高い地区から計画的に実施しているところです。 引き続き、市町村と連携の上、激甚化する風水害への対策等の加速化を図る「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用も図りながら、県民の安全な暮らしを守る取組を進めていきます。	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
97.各治山事業に対する十分な予算の確保と減災対策の強化を取組まれたい 4) 平井賀漁港、机漁港の山腹斜面崩壊防止対策について早急に講じていただくよう要望します。	治山事業については、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、「治山事業四箇年実施計画」等に基づき危険度の高い地区から計画的に実施しているところです。 要望の地区につきましては、現地状況の変化に応じ、事業採択に係る条件等を見極めながら検討していきます。	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
97.各治山事業に対する十分な予算の確保と減災対策の強化を取組まれたい 5) 普代の沢地区砂防事業工事の早期完成と既設砂防・治山施設の強靱化等について取組まれたい	治山事業については、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、「治山事業四箇年実施計画」等に基づき危険度の高い地区から計画的に実施しているところです。 要望の地区につきましては、現地状況の変化に応じ、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討していきます。	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
	普代の沢地区砂防事業については、令和3年度から工事に着手しており、令和4年度の完成を目指し取り組んでいきます。 また、既設砂防堰堤・治山施設の土砂・流木等、支障堆積物の撤去や、堤体の嵩上げ・流木捕捉枠の設置については、現地の状況を把握しながら、必要性、緊急性等を考慮し対応を検討していきます。	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答室課等名	反映区分
<p>97.各治山事業に対する十分な予算の確保と減災対策の強化を取組まれたい          6) 釜石市における、県事業により計画された治山事業 8 箇所・砂防事業 12 箇所については優先的かつ緊急的に事業を実施されたい</p>	<p>佐須地区治山事業については、計画した8か所の治山ダムのうち、令和3年度内に7か所の完成を予定しています。          残る1か所については、令和4年度の工事着工に向け、計画を進めているところです。          今後も、市町村と連携し、荒廃した林地の早期復旧につとめていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策については、上中島一丁目一地区で急傾斜地崩壊対策事業が12月に完了したほか、天神の沢(3)地区ほか2か所で砂防事業を実施しているところです。          また、令和元年台風第19号災害で土砂災害が発生した尾崎白浜の沢(6)地区ほか11か所については、令和5年度の完成を目指し、砂防堰堤の整備に取り組んでいます。          今後も被災履歴がある箇所や避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置